



NISSAY

2013年4月改訂

注意喚起情報



プラス

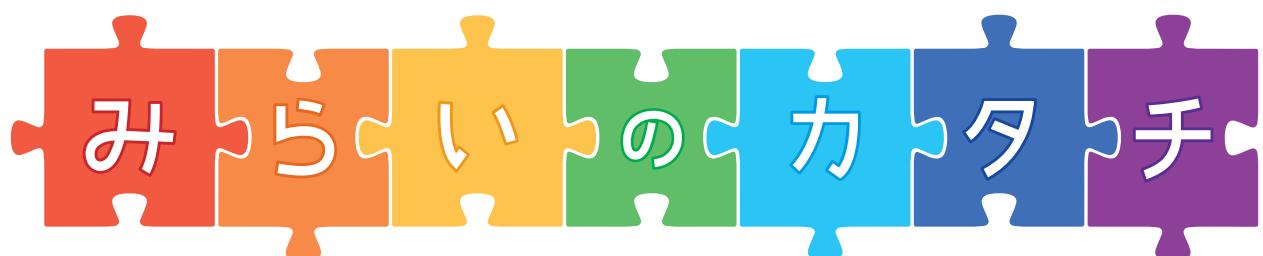
ご契約のしおり 定款・約款



約款(CD-ROM)

定款・約款等の内容は
当冊子の巻末に添付の
CD-ROMに収録して
います。

ニッセイみらいのカタチ



日本生命保険相互会社

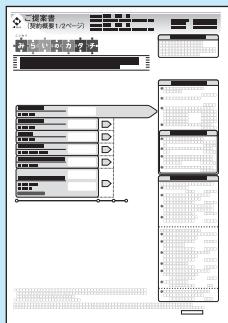
はじめに

申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ（『契約概要』『注意喚起情報』を含む）」の内容を確認・了解いただくとともに「ご契約のしおりー定款・約款」につきましても、必ず確認ください。

特に重要なお知らせ

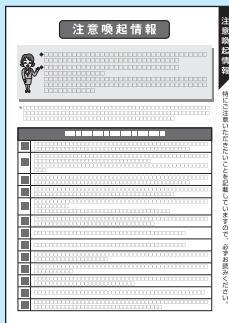
これらをあわせて「特に重要なお知らせ」と呼びます

契約概要
(イメージ)



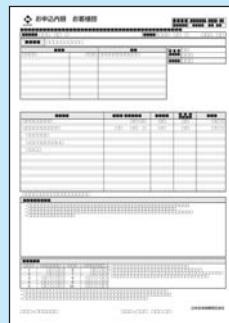
(ご提案の際または申込みの際に
お渡ししています)

注意喚起情報



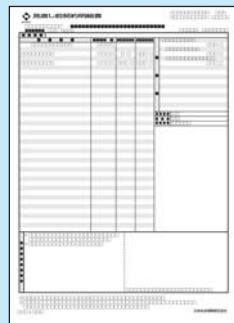
(この冊子の冒頭に綴込んでいます)

お申込内容 お客様控



(申込みの際にお渡ししています)

見直し前契約明細書
(保障見直し制度を利用の場合のみ)



ご契約のしおりー定款・約款

この冊子の構成は次のとおりです

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、保険金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。

…▶ P.3～

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。

約 款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しています。

お客様ID規程 ずっともっとサービス規程 法人向けお客様ID規程

ご契約の際等に発行するお客様IDを用いて、ご利用いただけるサービスの内容やとりきめ等について、記載しています。



…▶

当冊子の巻末に
添付のCD-ROMに
収録しています。

注意喚起情報

特にご注意いただきたいことを記載していますので、必ずお読みください。



◆この「注意喚起情報」には、特にご注意いただきたいことを記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、申込みください。

◆特に、保険金等をお支払いできない場合など、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ず確認ください。

なお、現在加入のご契約について保障見直し制度を利用する場合や、解約・減額して新しいご契約の申込みをする場合は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。

※保険金等の支払事由や保険金等をお支払いできない場合等の詳細、およびご契約内容に関する事項は、「ご契約のしおりー定款・約款」（当冊子）に記載しています。また、ご契約内容によっては、個々の取扱いが異なることがあります。詳しくは、「ご契約のしおりー定款・約款」（当冊子）を確認ください。

「特にご注意いただきたい事項」のポイント

1	ご契約の申込日または当冊子を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による申出により、ご契約の申込みの撤回やご契約の解除ができます。（クーリング・オフ制度）
2	健康状態等についてありのままを告知ください。（告知義務） 正しく告知いただけなかった場合には、告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。 なお、当社指定の医師以外の職員に口頭で伝えただけでは告知にはなりません。
3	当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、契約上の責任（保障）を開始します。
4	この保険には、所定の高度障がい状態該当時に、死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。
5	現在加入のご契約について保障見直し制度を利用する場合、お客様にとって不利益となる事項があります。
6	現在加入のご契約について解約・減額して新しいご契約の申込みをする場合、お客様にとって不利益となる事項があります。
7	保険料は所定の払込方法で払込期月内に払込みください。払込みがない場合は、当社から通知を行ったうえで、ご契約を解除します。解除されたご契約を元に戻すことはできません。 住所変更された場合、当社に必ず連絡ください。変更のご連絡がなく通知が届かない場合でもご契約が解除されることになります。
8	更新型のご契約の場合、あらかじめ更新しない旨の申出がない限り、所定の年齢まで自動的に更新します。 更新後の保険料は、通常、更新前より高くなります。
9	保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当した場合は、すみやかに当社まで連絡ください。 上記の場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や不明な点が生じた場合等にも連絡ください。
10	保険金等をお支払いできない場合があります。
11	解約の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。 保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。 解約時に未払込保険料がある場合は、解約払戻金から差引きます。
12	総合医療保険、がん医療保険および特定損傷保険については、保険料払込期間中の死亡保障や解約払戻金はありません。
13	当社の確認担当職員（当社が委託した確認担当者を含みます。）が、申込内容、告知内容、保険金等の請求内容等を確認させていただくことがあります。
14	生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額等が削減されることがあります。
15	当社は相互会社です。相互会社では、契約者が社員となります。

1

ご契約の申込日または当冊子を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による申出により、ご契約の申込みの撤回やご契約の解除ができます。（クーリング・オフ制度）

○クーリング・オフは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。郵便により上記期間内（8日以内の消印有効）に、取扱いの営業部またはニッセイ・ライフプラザ宛に申出ください。

○当社指定の医師による診査後の場合、申込者または契約者が法人の場合は、当制度は利用できません。

2

健康状態等についてそのままを告知ください。（告知義務）

正しく告知いただけなかった場合には、告知義務違反としてご契約または特約を解除することができます。

なお、当社指定の医師以外の職員に口頭で伝えただけでは告知にはなりません。

○契約者や被保険者には健康状態等を告知する義務があります。

○告知書（当社所定の端末を使用する方法を含みます。以下同じ。）に記入したことと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。生命保険募集人（当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。以下同じ。）、生命保険面接士や当社の確認担当職員には告知を受ける権限がないため、口頭で伝えただけでは告知にはなりません。また、健康診断の結果資料等を提示しただけでも告知にはなりません。

○告知は生命保険のお引受けの判断の際の重要な事項であるため、ご契約にあたっては、告知書または当社指定の医師の口頭での質問に沿って、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

○傷病歴等がある場合でも、ご契約をお引受けできる場合があります。

なお、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りすることもあります。

○**契約者や被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。**なお、責任開始の日から2年を経過していても、保険金等の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することができます。

○ご契約または特約を解除した場合、保険金等の支払事由等に該当していても、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。この場合、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。**ただし、未払込保険料があるときは、解約払戻金から差引きます。**

また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかるわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

3

当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、契約上の責任（保障）を開始します。

○当社の生命保険募集人は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。

○ご契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

4

この保険には、所定の高度障がい状態該当時に、死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

○**この保険には、次の保障はありません。**

- ・所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする**高度障がい保険金**
- ・所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の**保険料の払込みの免除（保険料払込免除特約を付加することにより、別途、保険料の払込みを免除する取扱いがあります。）**

5

現在加入のご契約について保障見直し制度を利用する場合、お客様にとって不利益となる事項があります。

- 保障見直し制度は、現在のご契約（見直し前契約）の責任準備金や配当金・据置金等の合計額を見直し価格として計算し、見直し後契約において、見直し後契約の保険料の一部に自動的に充当して、保障内容を見直すことができる制度です。**保障見直し制度の利用により、見直し前契約は消滅します。**
- 保障見直し制度により、保障内容、保険金額、保険料、保険料払込期間等は、**全く新しいご契約となります**ので、「**保障見直し前後比較表**」や「**見直し前契約明細書**」等にて**見直し前契約の内容を必ず確認いただき、比較のうえ検討ください。**
- 保障見直し制度利用時には、健康状態等を告知する義務があります。
そのため、健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります。
また、見直し後契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、見直し後契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
(詳しくは、2「健康状態等についてそのままを告知ください。」の項を確認ください。)
- 見直し後契約が告知義務違反に該当した場合には、見直し後契約または特約を解除する場合があります。
この場合、**見直し前契約に戻すことはできません。**
- 見直し後契約については、**責任開始の日から3年以内の自殺の場合や、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合等には、保険金等をお支払いできない場合があります。**
- 保障見直し制度を利用する場合には、**見直し前契約の配当金や据置金は見直し後契約の保険料の一部に充当するため、引出すことができなくなります。**
- 保険料の基礎となる予定利率等は、見直し前契約と見直し後契約とで異なることがあります。見直し後契約の予定利率が見直し前契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。**
- 見直し直後は、見直し前契約に比べ、**通常、契約貸付制度により貸付できる金額が低くなります。**
- 契約貸付等のATMでの資金取引は利用できません。**見直し前契約でATMでの資金取引を利用できていた場合も同様です。
- この保険の発売前の保険については、契約日等から2年を経過していないときでも保障見直し制度を利用できる場合があります。この場合、**見直し前契約の責任開始の日から2年を経過するまでは、見直し前契約の告知義務違反により見直し前契約および見直し後契約を解除する場合があります。**

・当項目の内容は、次ページにも記載していますので確認ください。

特にこ注意いただきたいことを記載していますので、必ずお読みください。

○保障内容の見直しにあたっては、「保障見直し制度」を利用する以外に、次の利用方法もありますので、あわせて検討ください。

利用方法	しくみ	特徴	保険料	現在のご契約
保障見直し制度	現在のご契約の責任準備金や配当金・据置金等の合計額（見直し価格）を新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。	保障額の見直しと同時に、保険種類や期間等を総合的に変更することができます。	保障見直し制度の利用時の年齢・保険料率により保険料を計算し、見直し価格を充当したあとの保険料を払込みいただきます。	消滅します。
保険金額等の増額	現在のご契約の保険金額等を増額して、保障額を大きくする方法です。	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、死亡保障額等を増やすことができます。	ご契約時の年齢・保険料率により増額分の保険料を計算し、現在の保険料に加えて払込みいただきます。	継続します。
追加契約	現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。ご契約は2件になります。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。	新しい保険のご契約時の年齢・保険料率により新しい保険の保険料を計算し、追加契約の保険料を払込みいただきます。	継続します。
特約変更制度	現在のご契約を解約することなく、変更する特約の責任準備金を新しい特約の一部に充当する方法です。	現在のご契約の主契約等の保障内容は変えずに、所定の特約のみ新しい特約に変更することができます。	変更日の直前の契約応当日における年齢、変更申込日の保険料率により変更後特約の保険料を計算し、責任準備金を充当したあとの保険料を払込みいただきます。	主契約および変更対象とならない特約は継続します。
保険金額等の減額	所定の範囲内で保障額を減額し、現在のご契約を解約することなく保険料の負担を軽くする方法です。	現在のご契約の保障額を減らすことで、保険料払込の負担を軽くすることができます。	減額したあとの所定の保険料を払込みいただきます。（減額分の解約払戻金がある場合には、お支払いします。）	保障額が減額された状態で継続します。
払済保険への変更	現在のご契約の解約払戻金を一時払の保険料に充当して保険料払込済の保険契約に変更する方法です。（保険金額等は、通常、小さくなります。）	現在のご契約の保険料の払込みを中止し、保険料払込済の保険契約に変更することができます。	以後の保険料の払込みは不要となります。	保険料払込済の保険契約として継続します。 付加されている特約（リビング・ニーズ特約を除く）は消滅します。

※ 上記の利用方法は、契約日やご契約内容等によって取扱いできない場合があります。詳しくは、当社までお問合せください。

6

現在加入のご契約について解約・減額して新しいご契約の申込みをする場合、お客様にとって不利益となる事項があります。

22
ページご契約の
しおり
62-64
ページ

- 解約した契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
- 解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 一般のご契約と同様、健康状態等を告知する義務があります。
そのため、健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります。
また、新しいご契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
(詳しくは、2「健康状態等についてありのままを告知ください。」の項を確認ください。)
- 新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合や、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合等には、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

7

保険料は所定の払込方法で払込期月内に払込みください。払込みがない場合は、当社から通知を行ったうえで、ご契約を解除します。解除されたご契約を元に戻すことはできません。

住所変更された場合、当社に必ず連絡ください。変更のご連絡がなく通知が届かない場合でもご契約が解除されることになります。

ご契約の
しおり
62-64
ページ

- 払込期月内に契約者から保険料の払込みがない場合、当社は次の内容を契約者に通知します。
 - ー保険料の払込みの催告
 - ー解除予定日（＊）の前日までに保険料が払込まれなければ、解除予定日の到来をもってご契約を解除すること
- 当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。
住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に上記通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることになります。
- この保険には、解除されたご契約を元に戻す取扱いはありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。
保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。

* 解除予定日は、払込期月の経過後3カ月目の月における月ごと応当日です。

8

更新型のご契約の場合、あらかじめ更新しない旨の申出がない限り、所定の年齢まで自動的に更新します。
更新後の保険料は、通常、更新前より高くなります。

ご契約の
しおり
57-58
ページ

- 更新型のご契約の場合、更新後の保険料は、更新日における年齢・保険料率により計算します。（同一の保障内容で更新する場合でも、更新後の保険料は、通常、更新前より高くなります。）

9

保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当した場合は、すみやかに当社まで連絡ください。
上記の場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や不明な点が生じた場合等にも連絡ください。

ご契約の
しおり
65-66-70
ページ

- 保険金等の支払事由、保険料の払込みの免除事由、請求手続等については、「ご契約のしおり一定款・約款」にも記載していますので、あわせて確認ください。
- 当社からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、住所等を変更した場合には、必ず連絡ください。
- 保険金等の支払事由に該当した場合、契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、不明な点がある場合等には連絡ください。
- 被保険者が受取人の場合で、受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求することができます。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。

10

保険金等をお支払いできない場合があります。

代表的なものは、次のとおりです。

○支払事由に該当しない場合

—責任開始時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする入院 等

○免責事由に該当した場合

—責任開始の日から3年以内の自殺

—契約者・被保険者等の故意または重大な過失 等

○詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約または特約が取消・無効とされた場合

(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)

○保険金等を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、ご契約の存続を困難とする重大な事由が発生し、ご契約または特約が解除された場合

○告知義務違反によって、ご契約または特約が解除された場合

○保険料の払込みがなく、ご契約が解除された場合 (詳細は、7「保険料は所定の払込方法で払込期月内に払込みください。」の項を確認ください。)

○がん医療保険および3大疾病保障保険について、責任開始前または責任開始の日から90日以内にがんと診断確定されていた場合 (この場合、がん医療保険については無効となります。)

11

解約の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料（＊）の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。

解約時に未払込保険料がある場合は、解約払戻金から差引きます。

○払込まれた保険料は、預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払いや保険事業の運営経費にあてられますので、解約払戻金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

○解約払戻金額は、保険種類、契約時の年齢、性別、保険期間、保険料払込期間等により異なります。

○解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。

例えば、月払契約で、解約請求日当月の保険料が払込まれていない場合、当社は、1カ月単位で保障の提供を行うため、お支払いする解約払戻金からその月の未払込保険料を差引きます。

○解約後も「解約日直後の月ごと応当日の前日」まで保障が継続されます。

* ご契約の内容によっては、ご契約時から保険金の支払事由が生じるまでの期間により、払込保険料の合計額がお支払いする保険金額を上回ることがあります。

12

総合医療保険、がん医療保険および特定損傷保険については、保険料払込期間中の死亡保障や解約払戻金はありません。

○総合医療保険およびがん医療保険については、保険期間が終身かつ保険料払込期間経過後に解約した場合や被保険者が死亡した場合には、次の金額をお支払いします。

・総合医療保険：入院給付日額の20倍の金額

・がん医療保険：入院給付日額の5倍の金額

13

当社の確認担当職員（当社が委託した確認担当者を含みます。）が、申込内容、告知内容、保険金等の請求内容等を確認させていただくことがあります。

14

生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額等が削減されることがあります。

ご契約の
しおり102・103
ページ

○保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。

○当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。

15

当社は相互会社です。相互会社では、契約者が社員となります。

ご契約の
しおり107
ページ

○相互会社は、契約者が契約の当事者となると同時に、社員として事業運営に参加する保険事業独自の会社形態です。当社は保険業法にもとづき、株式会社の株主総会に相当する意思決定機関として、社員の中から選出された「総代」により構成される「総代会」を設置しています。

○社員の権利には、社員配当請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権等があります。また、総代の選出に関する社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。

○生命保険に関する要望・苦情につきましては、次の相談窓口へ連絡ください。

〔相談窓口 本店：電話番号 06-6209-5525 東京本部：電話番号 03-5533-1081
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）〕

○生命保険に関する手続きやご契約に関する照会につきましては、担当のニッセイトータルパートナーまたは次のニッセイコールセンターに連絡ください。

〔ニッセイコールセンター 電話番号 0120-201-021（通話料無料）
受付時間 携帯電話・PHSからも利用できます。
月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)〕

○この保険に係る指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です。

社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

MEMO

ご契約のしおり	3
当冊子をお読みいただくにあたって	4
目的別もくじ	6
ご契約にあたって	
1 ニッセイみらいのカタチの特徴	8
2 申込みに際して	15
○ご契約の成立	15
○クーリング・オフ制度	15
○申込みに際してのご留意点	16
3 申込みに際して保障見直し制度を利用する場合	17
4 申込みに際して現在のご契約を解約・減額して新しいご契約に加入する場合	22
5 健康状態等の告知義務	23
6 責任開始（保障の開始）と契約日	26
しくみ	
7 保障内容	27
①終身保険	27
②養老保険	28
③年金保険	29
④定期保険	31
⑤生存給付金付定期保険	32
⑥3大疾病保障保険	34
⑦身体障がい保障保険	37
⑧介護保障保険	38
⑨総合医療保険	39
⑩がん医療保険	45
⑪特定損傷保険	50
⑫保険料払込免除特約	51
⑬リビング・ニーズ特約	54
8 個人年金保険料税制適格特約	55
9 ご契約の更新	57
10 配当金	59
保険料の払込み	
11 保険料の払込方法	60
12 保険料の払込期月・保険料期間	62
13 保険料の払込みの催告とご契約の解除	64
保険金等の請求やお支払い	
14 保険金等の請求	65
15 指定代理請求人・法定相続人による請求	70
16 保険金等のお支払い時の保険料の精算	72
17 保険金等をお支払いできない場合	73
ご契約後の取扱い	
18 解約と解約払戻金	82
19 契約貸付制度	86
20 ご契約後の保障内容の見直し	89
21 年金開始にともなう取扱い	92
22 保険金等の受取人の変更	94
23 住所等の変更にともなう手続き	95
24 生命保険と税金	96
その他生命保険に関するお知らせ	
25 その他生命保険に関するお知らせ	99
○個人情報の取扱い	99
○個人情報保護方針	100
○生命保険契約者保護機構	102
○契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度	104
○財産的基礎の充実	106
○相互会社運営	107

目次

■ 約款抜粋	109
■ 「ずっともっとサービス」等について	127
■ 用語等の説明	133
■ お客様窓口	141
■ 約款(CD-ROM)について	143

※次の内容を収録したCD-ROMを巻末に添付しています。

- ・約款
- ・定款
- ・お客様ID規程
- ・ずっともっとサービス規程
- ・法人向けお客様ID規程



ご契約の しおり

ご契約についての重要事項（告知義務、
保障内容、保険金等をお支払いできない
場合、諸手続き等）をわかりやすく説明
しています。

ご契約内容の確認



「契約内容通知書」が届きましたら、次の表に記入・チェックのうえ活用ください。

■ご契約情報の記入欄

契約番号	_____
契約日	年 月 日
契約者	
被保険者	

■保険契約のチェック欄

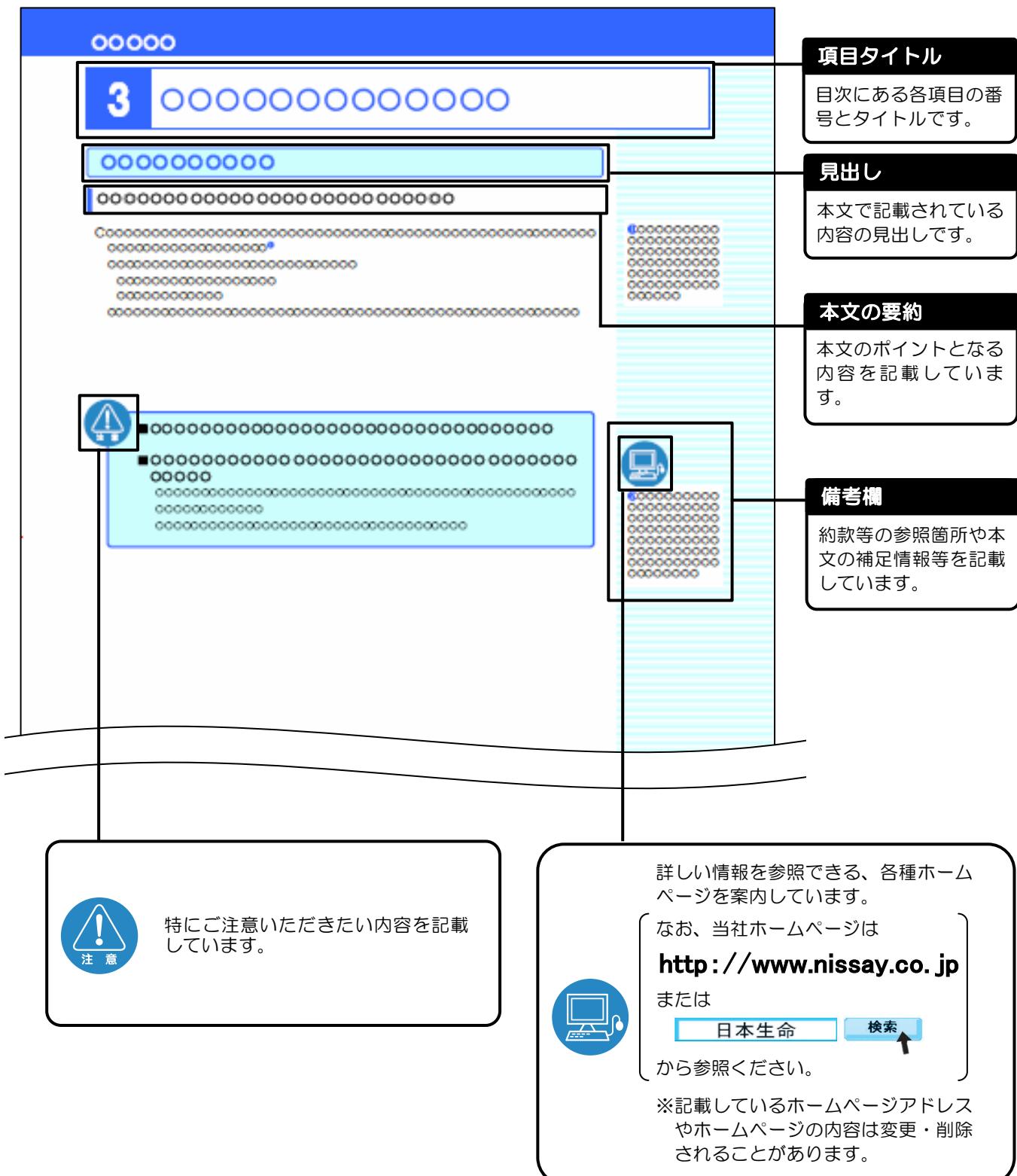
(加入した保険契約に チェックしてください。)

○支払事由の詳細については、「7. 保障内容」をあわせてお読みください。

ご契約のしおり
参照ページ番号

<input type="checkbox"/>	終身保険	終身にわたって死亡に備える保険	P27
<input type="checkbox"/>	養老保険	一定期間、死亡に備えながら資産形成ができる保険	P28
<input type="checkbox"/>	年金保険	計画的に老後の生活資金を準備できる保険	P29
<input type="checkbox"/>	定期保険	一定期間、死亡に備える保険	P31
<input type="checkbox"/>	生存給付金付定期保険	一定期間、死亡に備えながら生存給付金を受取れる保険	P32
<input type="checkbox"/>	3大疾病保障保険	がん・急性心筋梗塞・脳卒中と死亡に備える保険	P34
<input type="checkbox"/>	身体障がい保障保険	身体障がい状態と死亡に備える保険	P37
<input type="checkbox"/>	介護保障保険	要介護状態と死亡に備える保険	P38
<input type="checkbox"/>	総合医療保険	入院・手術等に備える保険	P39
<input type="checkbox"/>	がん医療保険	がんによる入院・手術等に備える保険	P45
<input type="checkbox"/>	特定損傷保険	不慮の事故による骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療に備える保険	P50
<input type="checkbox"/>	保険料払込免除特約	所定の3大疾病等になった場合に保険料の払込みが免除される特約	P51
<input type="checkbox"/>	リビング・ニーズ特約	余命6ヶ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を受取ることができる特約	P54

当冊子の見方



目的別もくじ

ご契約にあたって

この保険の特徴について
知りたい



1. ニッセイみらいの
カタチの特徴

P8

7. 保障内容

P27

申込みを撤回したい



2. 申込みに際して
・クーリング・オフ
制度

P15

告知義務について知りたい

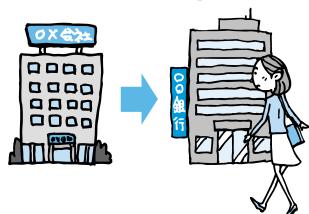


5. 健康状態等の告知義務

P23

保険料について

保険料の払込方法を変えたい
保険料をまとめて払いたい



11. 保険料の払込方法

P60

いつまでに保険料を払込むのか知りたい



12. 保険料の払込期月・
保険料期間

P62

保険料の払込みが
できなかった



13. 保険料の払込みの
催告とご契約の解除

P64

ご契約後について

保障内容を見直したい



20. ご契約後の保障内容
の見直し
・保障見直し制度 等

P89

契約を解約したい



18. 解約と解約払戻金

P82

受取人を変更したい



22. 保険金等の受取人
の変更

P94

保険用語の意味については、「用語等の説明」を確認ください。

いつから保障が開始するのか知りたい



6. 責任開始（保障の開始）と契約日 **P26**

保険料の負担を減らしたい



20. ご契約後の保障内容の見直し
・保険金額等の減額
・払済保険への変更 **P91**

住所・名前等が変わった



23. 住所等の変更にともなう手続き **P95**

税金について知りたい



24. 生命保険と税金 **P96**

被保険者が死亡した場合、病気・けがで入院や手術をした場合

保険金等の請求の流れについて

14. 保険金等の請求 **P65**



受取人が請求できない場合

15. 指定代理請求人・法定相続人による請求 **P70**

※保険金等のお支払い等、詳しい説明については次の事項を確認ください。

保険金等のお支払いの対象になるか？



7. 保障内容 **P27**

保険金等をお支払いできない場合



17. 保険金等をお支払いできない場合 **P73**

手続きについては、担当のニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口または次の電話番号に連絡ください。

<ニッセイコールセンター>
0120-201-021
携帯電話・PHSからも利用できます。（通話料無料）

受付時間

月～金曜日 9：00～18：00

土曜日 9：00～17：00

（祝日、12／31～1／3を除く）

1

ニッセイみらいのカタチの特徴

ニッセイみらいのカタチは、ライフプランにあわせて、
『保険種類』・『保険期間のタイプ』を自在に設計できる保険です。

『保険種類』の選択

『保険期間のタイプ』の選択

『保険種類』の選択

- 複数の保険契約を組み合わせて一体の保険として加入することができます。
- 単独で加入することもできます。

P 11・12もあわせてお読みください。

①2013年4月
現在の取扱いです。

<複数の保険契約を組み合わせて加入する場合に選択できる保険種類①>

終身保険 *

P 27

養老保険 *

P 28

年金保険

P 29

定期保険 *

P 31

生存給付金付定期保険 *

P 32

3大疾病保障保険 *

P 34

身体障がい保障保険 *

P 37

介護保障保険 *

P 38

総合医療保険

P 39

がん医療保険

P 45

特定損傷保険

P 50

<特約>

保険料払込免除特約

組み合わせて加入する保険契約に付加する場合は、各保険契約すべてに付加されます。

P 51

リビング・ニーズ特約

上記、選択できる保険種類のうち、末尾に「*」のある保険に自動的に付加されます。

P 54



注意

■ご契約にあたっては、例えば、次のような当社所定の制限があります。

- ・終身保険、養老保険、年金保険それぞれを組み合わせることはできません。
- ・養老保険や年金保険と保険期間が終身の3大疾病保障保険を組み合わせることはできません。
- ・同一種類の保険契約（例えば、保険期間が有期の3大疾病保障保険と終身の3大疾病保障保険）を組み合わせることはできません。

■がん医療保険や特定損傷保険については、他の保険との組み合わせが必要となります。

『保険期間のタイプ』の選択

■加入する保険契約の保険期間のタイプを選択ください。

○保険期間のタイプには、終身・有期（全期型／更新型）があります。

保険期間のタイプ		イメージ
終身		<p>保険期間</p> <p>▲ ご契約</p> <p>▲ 保険料払込期間満了</p> <p>・保険料は、ご契約時から保険料払込期間満了まで一定です。①</p>
有期	全期型	<p>保険期間</p> <p>▲ ご契約</p> <p>▲ 保険料払込期間満了</p> <p>・保険料は、ご契約時から保険料払込期間満了まで一定です。①</p>
	更新型	<p>保険期間</p> <p>▲ ご契約</p> <p>▲ 更新</p> <p>・保険料は、更新時に変更されます。</p> <p>・更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢、保険料率により計算するため、同一の保障内容で更新する場合でも、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。</p>

※契約当初の保険料は、終身が最も高く、全期型、更新型の順に安くなります。②

※保険期間が有期の場合、保険料の払込総額は、通常、更新型のほうが全期型より高くなります。③

○保険種類ごとに選択できる保険期間のタイプは、次のとおりです。④

保険種類	保険期間のタイプ	終身	有期	
			全期型	更新型
終身保険	○	—	—	—
養老保険	—	○	—	—
年金保険	—	○	—	—
定期保険	—	○	○	—
生存給付定期保険	—	○	○	—
3大疾病保障保険	○	○	○	—
身体障がい保障保険	—	○	○	—
介護保障保険	—	○	○	—
総合医療保険	○	○	○	—
がん医療保険	○	○	○	—
特定損傷保険	—	○	—	—

①次の場合、保険料が変更になることがあります。

- ・高額割引制度の割引額の変更
- ・保険料の払込経路の変更

②保険金額、保険料払込期間満了（更新型の場合は、更新したものとした更新後の保険料払込期間満了）等がすべて同一の場合となります。

③2013年4月現在の取扱いです。

また、ご契約時の被保険者の年齢等によっては、「○」と表示していても選択できない場合があります。

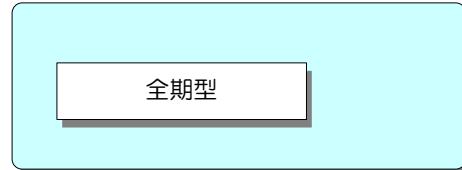
■複数の保険契約を組み合わせて加入する場合、保険期間のタイプを自在に組み合わせることができます。

○組み合わせパターンは次の（1）～（7）のとおりです。

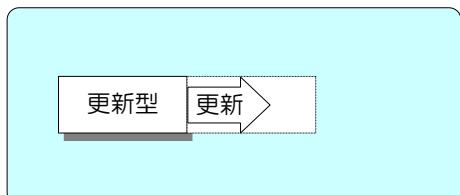
（1）終身のみを選択



（2）全期型のみを選択



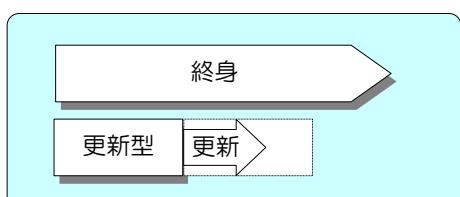
（3）更新型のみを選択



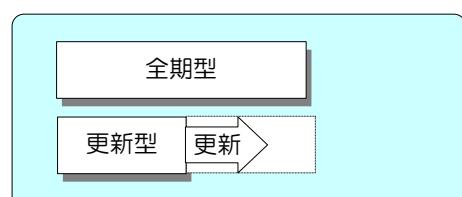
（4）終身と全期型を選択



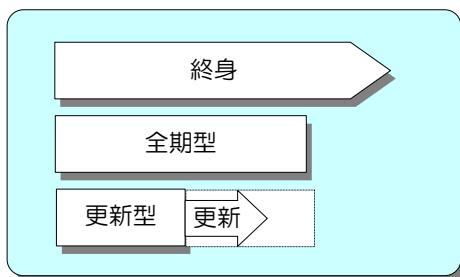
（5）終身と更新型を選択



（6）全期型と更新型を選択



（7）終身と全期型と更新型を選択



注意

■保険期間のタイプの組み合わせにあたっては、例えば、次のような当社所定の制限があります。

- ・終身保険、養老保険、年金保険それぞれを組み合わせることはできません。
- ・養老保険や年金保険と保険期間が終身の3大疾病保障保険を組み合わせることはできません。
- ・同一種類の保険契約（例えば、保険期間が有期の3大疾病保障保険と終身の3大疾病保障保険）を組み合わせることはできません。

<指定年齢について>

保険期間のタイプの選択時に当社所定の範囲内で保険料払込期間が満了する年齢を指定ください。

（更新型に加入する場合は、その年齢が自動更新^①の上限年齢となります。）

この年齢を「指定年齢」といい、組み合わせた複数の保険契約は、すべて同一の年齢となります。^②



注意

■保険期間中に指定年齢を変更することはできません。

ただし、指定年齢到達時に更新や保険期間の変更等を行うときは、再度、指定年齢を指定できることがあります。

①自動更新

「9. ご契約の更新」
参照

②特定損傷保険については指定年齢が60歳をこえる場合でも、保険料払込期間が満了する年齢（更新型の場合は、自動更新の上限年齢）が60歳となります。

③次の保険契約に加入する場合の指定年齢は、保険料払込期間が満了する年齢ではなく、80歳となります。

- ・保険期間が終身かつ
- ・保険料払込期間が満了する年齢が105歳

複数の保険契約を組み合わせて加入する場合の当社所定の取扱い

○契約者からの申出により、複数の保険契約を組み合わせて一体の保険として加入する場合、次のとおり取扱います。

(一体の保険として加入した保険契約は、同一の「[契約内容通知書^①](#)」にまとめて記載していますので、確認ください。)

(1) 各保険契約で同一となる事項

○複数の保険契約を組み合わせた場合、次の(A)～(G)については各保険契約^②で同一となります。

- (A) 契約日
- (B) 被保険者
- (C) 契約者
- (D) 死亡保険金受取人
- (E) [死亡時支払金受取人^③](#)
- (F) [指定代理請求人^④](#)
- (G) 保険料の払回数・経路

(2) 保険料の払込み

○複数の保険契約を組み合わせた場合、それらの保険料はあわせて払込むこととなります。

(3) 保険契約の解約・減額

○組み合わせた複数の保険契約全部の解約のほか、一部の保険契約のみを解約することもできます。

また、保険契約の保険金額等を減額する場合も同様です。

(4) 配当金^⑤

○組み合わせた複数の保険契約それぞれの配当金は合算して積立てられ、契約者からの請求等によりお支払いします。



■上記(1)の(C)契約者～(G)保険料の払回数・経路を保険期間中に変更する場合は、組み合わせた各保険契約について同一の変更の請求をすることが必要です。^⑥
また、(D)死亡保険金受取人を変更する場合は、(E)死亡時支払金受取人も同一人に変更することが必要です。

■組み合わせた複数の保険契約のうち一部の保険契約のみの保険料を払込むことはできません。

また、組み合わせた複数の保険契約の保険料を一括払込または前納によって払込む場合は、すべての保険契約の保険料をあわせて一括払込または前納することが必要です。

■組み合わせた複数の保険契約のうちの一部の保険契約の解約は、次のいずれもが当社の定める金額^⑦を下回るときは取扱いできません。

- ・解約しない各保険契約それぞれの保険金額等
- ・解約した後の組み合わせた複数の保険契約の保険金額等の合計額

■組み合わせた複数の保険契約の保険金額等の減額は、次のいずれもが当社の定める金額^⑦を下回らなければ、単独で加入している場合よりも低い金額まで減額できる場合があります。

- ・減額した後の各保険契約それぞれの保険金額等
- ・減額した後の組み合わせた複数の保険契約の保険金額等の合計額

①契約内容通知書

「2. 申込みに際して」の「申込みに際してのご留意点」参照

②各保険契約

複数の保険契約を組み合わせて加入し、保険料をあわせて払込む場合、約款では各保険契約を「特定契約」といいます。

③死亡時支払金受取人

総合医療保険、がん医療保険、特定損傷保険の死亡時支払金受取人は、死亡保険金受取人と同一になります。

④指定代理請求人

「15. 指定代理請求人・法定相続人による請求」参照

⑤配当金

「10. 配当金」参照

⑥ 1つの変更手続により、各保険契約について同時に変更されます。



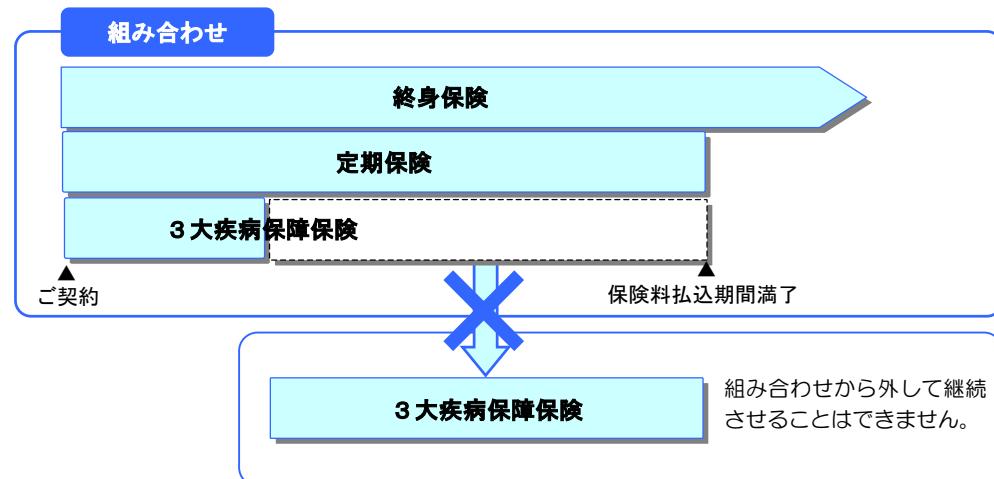
⑦ 当社の定める金額
詳細は当社ホームページをご覧ください。

ご契約にあたって

- 複数の保険契約を組み合わせて一体の保険として加入した各保険契約は、保険期間中に組み合わせから外して継続させることはできません。（保険契約を更新する場合も、組み合わせから外して継続させることはできません。）
なお、年金保険は、年金開始日に組み合わせから外れ継続します。

《具体例》

- 例えば、保険期間中に、3大疾病保障保険のみを組み合わせから外して継続させることはできません。
イメージは、次のとおりです。



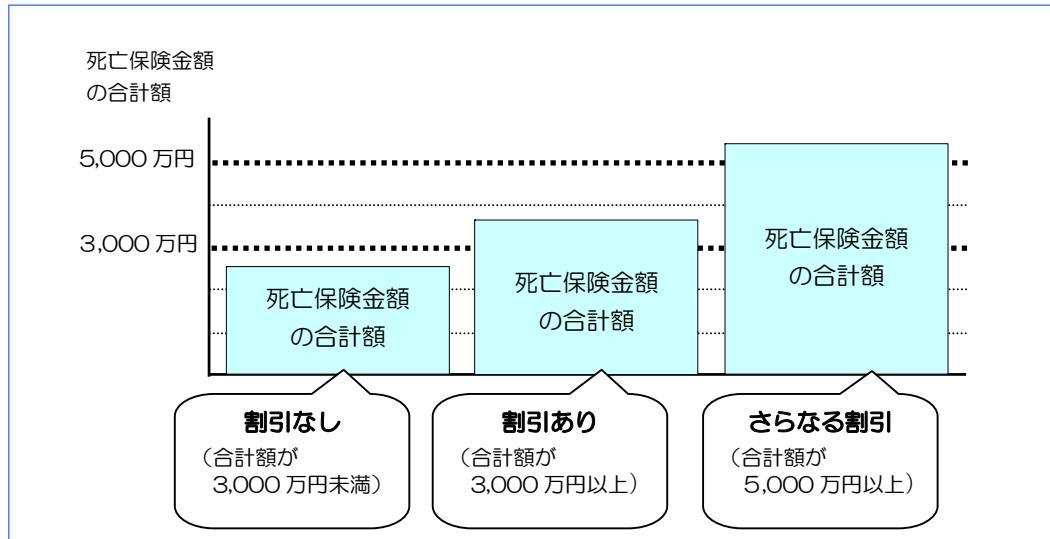
- すでに加入した保険契約どうしを、ご契約後に組み合わせることはできません。

高額割引制度

■保険金額に応じた所定の保険料の割引（高額割引制度）が受けられます。

○一体の保険として加入した保険契約の死亡保険金額^①の合計額^②が、3,000万円以上の場合、高額割引制度が適用され、所定の保険契約について、保険料の割引が受けられます。^③
5,000万円以上の場合には、さらなる割引の優遇を受けられます。

○高額割引制度の適用イメージは次のとおりです。



※上記高額割引制度の適用イメージは、2013年4月現在の取扱いを記載しています。
新たなご契約に加入する場合には、その時点での取扱内容が適用されます。



注意

- 保険金のお支払いや減額等により死亡保険金額の合計額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなることがあります。
- 今後、更新等されるご契約については、この制度を変更することがあります。
- 年金開始日以後、年金保険の死亡保険金額は、高額割引制度の対象となる死亡保険金額の合計額に含まれなくなります。
- 頭金^④として払込む保険料については、高額割引制度による保険料の割引はありません。
- 保険料を前納する場合、高額割引制度による割引がないものとして保険料前納金をいただきますが、毎年保険料として充当する際に、高額割引制度による割引を行います。（保険料前納期間が終了した場合等に、残額を払戻します。）

①死亡保険金額
年金保険の場合、「年金原資の2分の1の金額」となります。

②合計額
単独で加入する場合は、その保険契約の死亡保険金額となります。

③総合医療保険、がん医療保険、特定損傷保険は、高額割引制度の適用はありません。

④頭金
「11. 保険料の払込方法」の「保険料の払込回数」参照

約款の構成

■各保険契約の約款（普通保険約款）は、「契約基本約款」と「給付約款」で構成されます。^①

- 各保険契約に共通して適用される事項は「契約基本約款」にまとめて規定しています。
- 保険金等のお支払いができる場合等は、各保険契約の「給付約款」に規定しています。

①普通保険約款（契約基本約款および給付約款）の詳細は、巻末に添付のCD-ROMを確認ください。

(1) 契約基本約款

○契約基本約款では、ニッセイみらいのカタチで組み合わせができる各保険契約に共通して適用される基本的な契約事項について規定しています。

<規定内容の例>

- ・告知義務、告知義務違反による解除
- ・保険契約の責任開始
- ・保険料の払込み
- ・保険料の払込みの催告とご契約の解除
- ・保険金額等の減額
- ・複数の保険契約を組み合わせて一体の保険として加入する場合の取扱い※

※一体の保険として加入する場合の取扱いを、約款では次のとおり規定しています。（抜粋）

（参考：第29条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）第1項）

1 保険契約の締結の際、保険契約者から複数の保険契約の保険料をあわせて払い込む旨の申出があった場合、会社は申出のあった複数の保険契約について、同一の契約締結時の書面で引き受けることがあります。この場合、同一の契約締結時の書面で引き受けた複数の保険契約をそれぞれ本条において「特定契約」といいます。

(2) 給付約款

○給付約款では、保険金等のお支払いに関する事項や各保険契約独自の内容について規定しています。

<規定内容の例>

- ・保険金等をお支払いできる場合
- ・保険金等をお支払いできない場合
- ・保険契約者に対する貸付

2 申込みに際して

ご契約の成立

ご契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

○当社がご契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を送付します。

○当社の生命保険募集人^①は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。（当社の生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。）

《契約締結の「媒介」と「代理」について》

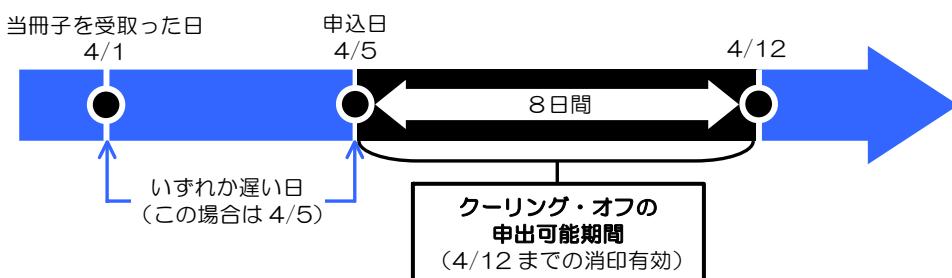
- ・媒介 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、ご契約の申込みに対して保険会社が承諾したときにご契約は成立します。
- ・代理 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人がご契約の申込みに対して承諾をすればご契約は成立します。

クーリング・オフ制度

ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

○ご契約の申込日または当冊子を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による申出により、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

《例》



《申出方法》

- ・クーリング・オフは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。郵便により上記期間内（8日以内の消印有効）に、取扱いの営業部またはニッセイ・ライフプラザ宛に申出ください。
- ・書面には、申込みの撤回またはご契約の解除の意思を明記し、申込者または契約者の氏名・住所・生年月日を記入ください。

○クーリング・オフを行った場合で、すでに払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。

（保障見直し制度^②を利用した場合には、保障見直し前のご契約に戻します。）



■次の場合、クーリング・オフ制度は利用できません。

- ・当社指定の医師による診査後の場合
- ・申込者または契約者が法人の場合

- ①生命保険募集人**
当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

- ②保障見直し制度**
「3. 申込みに際して保障見直し制度を利用する場合」参照

申込みに際してのご留意点

(1) 当社の確認担当職員^①が、申込内容等の確認をお願いすることがあります。

○当社の確認担当職員が、訪問または電話により、契約者・被保険者に次の事項の確認をお願いすることがあります。

- ・申込内容がお客様の意向に沿っているか
- ・告知内容に相違がないか
- ・登録いただいたお客様情報に相違がないか
- ・「生命保険のご契約に関する重要書類」を受取りいただいたか 等

○訪問の際には、本人確認をいたします。次のいずれかの書類を提示ください。

- | | | |
|----------|---------|---------------|
| ・運転免許証 | ・パスポート | ・写真付住民基本台帳カード |
| ・国民健康保険証 | ・健康保険証 | ・国民年金手帳 |
| ・写真付社員証 | ・写真付学生証 | 等 |

(2) 「契約内容通知書」を確認ください。

○当社がご契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を送付します。

当通知書にはご契約の保険金額、給付日額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載しておりますので、大切に保管ください。

○「契約内容通知書」が届きましたら、申込内容と相違がないか確認ください。

万一、ご契約内容に相違や不明な点がありましたら、当社まで連絡ください。

○「契約内容通知書」は、ご契約の成立時のみ発行します。

「契約内容通知書」を紛失した場合、再発行はできませんが、ご契約内容については、当社ホームページについてでも確認いただけます。

(書面での確認をご希望の場合は、当社まで連絡ください。)

(3) 「お客様IDのお知らせ^②」を確認ください。

○当社は契約者に「お客様IDのお知らせ」を送付し、「お客様ID」ならびに「パスワード登録」等について案内します。^③

○お客様IDは、当社の各種手続きの際や、各種サービスを利用する際に必要となりますので、「生命保険のご契約に関する重要書類」とあわせて大切に保管ください。

また、パスワードは他人に知られないよう取扱いには十分ご注意ください。

①確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

②お客様IDのお知らせ

すでに当社の保険にご契約いただいており、「お客様ID」をお持ちのお客様には送付しません。

③「お客様ID」等の詳細は、「『ずっともっとサービス』等について」を確認ください。

3 申込みに際して保障見直し制度を利用する場合

保障見直し制度

現在のご契約の責任準備金や配当金・据置金等の合計額を新しいご契約の保険料の一部に充当して、保障内容を見直すことができる制度です。

①保障見直し制度の特徴としくみ

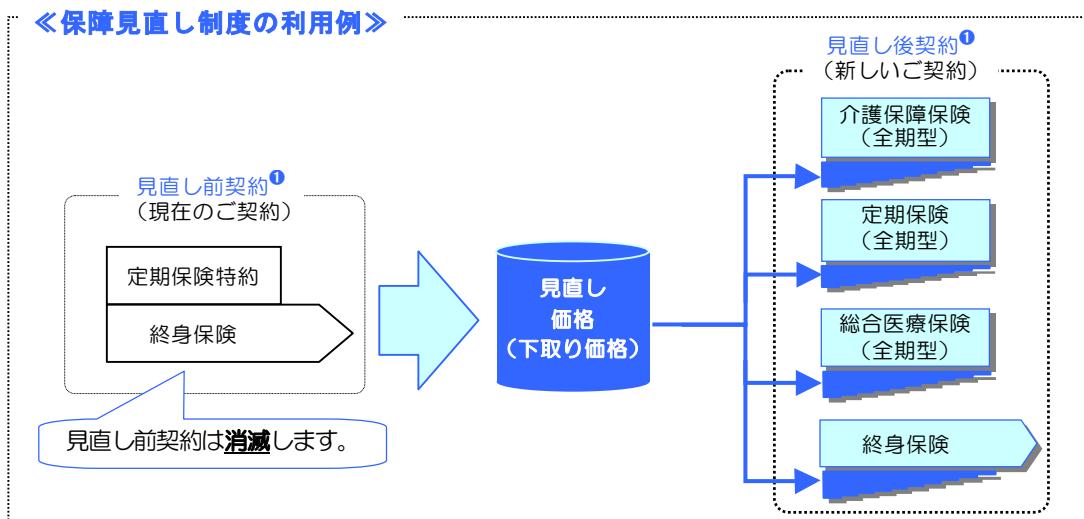
○ライフステージの変化にあわせて、保障見直し制度を利用することで、保障内容を見直すことができます。

○現在のご契約（見直し前契約）の責任準備金や配当金・据置金等の合計額を「見直し価格（下取り価格）」として計算し、新しいご契約（見直し後契約）の保険料の一部に充当します。

○見直し価格（下取り価格）は、次のとおり計算します。

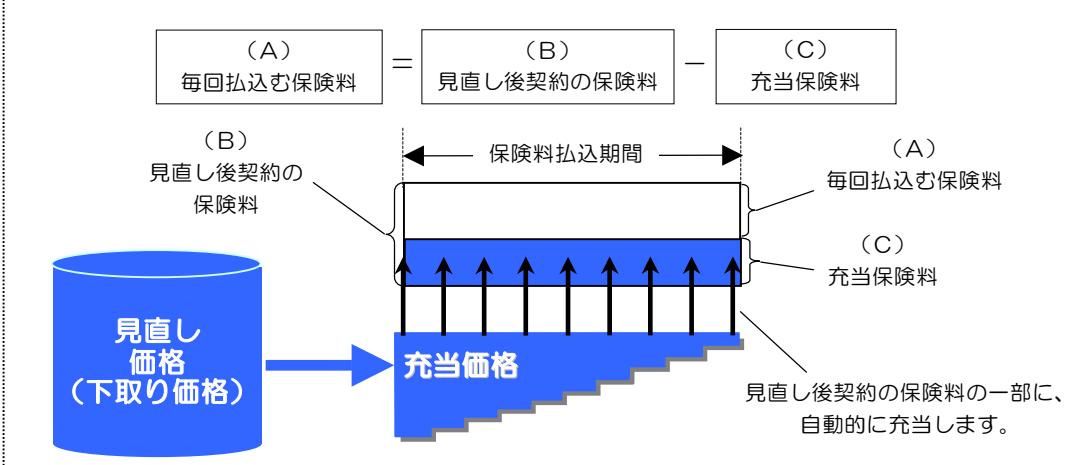
見直し価格 (下取り価格)	=	見直し価格基準額	-	見直し価格差引額
		<ul style="list-style-type: none"> ・責任準備金 ・配当金 ・据置金 等 		<ul style="list-style-type: none"> ・契約貸付の元利金 ・自動振替貸付の元利金 ・未払込保険料

《保障見直し制度の利用例》



○保障見直し制度利用後に払込む保険料は、見直し後契約の保険料から充当保険料（充当価格^②から充当される保険料）を差引いた金額となります。^③

《保険料充当のしくみ》



①見直し前契約、見直し後契約

見直し前契約、見直し後契約には付加されている特約を含みます。

②充当価格

各保険契約の保険料の一部に充当される見直し価格を「充当価格」といいます。

③見直し後契約が更新新型の場合、充当保険料が保険料の一部に充当される期間は更新日の前日までです。そのため、見直し後契約を更新する場合、更新後に充当保険料はありません。

○保障見直し制度を利用して複数の保険契約を組み合わせて加入する場合、見直し価格を充当する見直し後契約を次のいずれかの方法により所定の範囲内^①で指定ください。

- (1) 保険期間が有期（更新型^②）の保険契約にのみ充当する方法
- (2) 保険期間が有期（全期型^③）の保険契約にのみ充当する方法
- (3) 保険期間が終身^④の保険契約にのみ充当する方法
- (4) 上記（1）～（3）を組み合わせる方法

○見直し後契約が消滅等する場合は、充当価格の残額^⑤があれば契約者にその金額を払戻します。^⑥

ただし、見直し後契約を解約等した場合には、見直し後契約の経過期間により、充当価格の残額から所定の金額を差引くことがあります。



■見直し前契約が次に該当する場合、保障見直し制度を利用できません。

- ・ご契約が有効に継続していない場合
- ・契約日等^⑥から2年を経過していない場合^⑦
- ・保険料の払込みが免除された場合 等

■保障見直し制度利用後に解約した場合、例えば、総合医療保険、がん医療保険に充当された充当保険料部分に対する解約払戻金はありません。

■特定損傷保険に見直し価格を充当することはできません。

■見直し後契約の契約者および被保険者は、見直し前契約の契約者および被保険者と、それぞれ同一人となります。

■見直し前契約の配当金・据置金は、見直し価格として見直し後契約の保険料の一部に充当されるため、引出すことができなくなります。

■見直し前契約は、見直し後契約の責任開始時に消滅します。

次の「見直し価格差引額」は、見直し前契約の消滅時に精算されたものとします。

- ・契約貸付の元利金
- ・自動振替貸付の元利金
- ・未払込保険料

■保険金のお支払いにより見直し後契約が消滅する^⑧場合、その消滅する見直し後契約の充当価格の残額は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。^⑨

①所定の範囲内

例えば、見直し後契約に更新型の定期保険と3大疾病保障保険がある場合、定期保険にのみ見直し価格を充当することはできません。

②更新型、全期型、終身

「1. ニッセイみらいのカタチの特徴」の「『保険期間のタイプ』の選択」参照

③充当価格の残額

リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払いによる場合は、6ヶ月を経過した日における金額となります。

④未払込保険料がある場合、充当価格の残額から未払込保険料を差引く場合があります。

⑤契約日等

「最後の復活日、復旧日、増額・途中付加日、更新日等」を含みます。

⑥契約日等から2年を経過していない場合でも、保障見直し制度を利用できる場合があります。

詳細は、当項目「3. 申込みに際して保障見直し制度を利用する場合」の「保障見直し制度における特別取扱」を確認ください。

⑦死亡保険金がない保険契約で被保険者の死亡により消滅する場合を含みます。

⑧組み合わせた保険契約に死亡保険金がある保険契約がない場合で、被保険者の死亡により消滅したときは、死亡時支払金受取人にお支払いします。

また、組み合わせた保険契約が保険金のお支払いにより消滅すると同時に他の保険契約の保険料の払込が免除される場合、契約者にお支払いします。

②保障見直し制度を利用する際の主な注意点

○保障見直し制度を利用することで、保障内容、保険金額、給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、解約払戻金額、配当金、据置金、契約貸付可能金額等は変更され、全く新しいご契約となります。

<保障見直し制度を利用する際の主な注意点>

保障内容	<p>見直し後契約では、次の保険金等のお支払いがなくなる等、見直し前契約から保障内容が変更されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度障がい保険金 ・所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みの免除 ・災害死亡保険金　・災害高度障がい保険金　・障がい給付金
	<p>生存給付金付定期保険等について、見直し前後で同一の保険金額の場合でも、保険期間中の生存給付金額は減少します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直し後契約の生存給付金の支払額は次のとおりとなります。 3年ごとの契約応当日：保険金額の3%をお支払いします。 保険期間満了時：保険金額の30%をお支払いします。
	<p>見直し後契約では、保障の対象は被保険者本人のみとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族型等による、被保険者の家族を対象とする保障はありません。
保険料	<p>保険料の基礎となる予定利率、予定死亡率等は見直し前契約と見直し後契約とで異なることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料は、保障見直し制度利用時の年齢・保険料率により計算します。 ・見直し後契約の予定利率が見直し前契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	<p>見直し後契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの催告を行ったうえで、ご契約を解除します。^①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解除されたご契約をもとに戻すことはできません。 ・保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。^② <p>通常のご契約の加入時と同様に告知義務があります。^③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直し後契約の責任開始の日^④を起算日として、告知義務違反^⑤による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、見直し後契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、見直し後契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために、見直し後契約が解除・取消となることがあります。 <p>見直し直後は、見直し前契約に比べ、通常、契約貸付制度^⑥により貸付できる金額が低くなります。</p> <p>見直し後契約に終身保険、養老保険、年金保険がない場合、契約貸付制度は利用できません。</p> <p>見直し直後にご契約を解約した場合、見直し前契約に比べ、解約払戻金が少なくなることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保障見直し制度利用後に解約した場合、例えば、総合医療保険、がん医療保険に充当された充当保険料部分に対する解約払戻金はありません。 <p>見直し後契約を解約する場合、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。^⑦</p>



■上記以外にも、見直し後契約の保障内容等が見直し前契約と異なることがあります。不利益となることがあります。

具体的な不利益事項については、申込みの際に確認いただいた「保障見直し前後比較表」や「見直し前契約明細書」等にて、見直し前契約と比較のうえ、確認ください。

①詳細は、「13. 保険料の払込みの催告とご契約の解除」を確認ください。

②契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができる場合があります。

詳細は、「19. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

③所定の条件を満たすことで、告知を省略して保障見直し制度を利用できます。

詳細は、当項目「3. 申込みに際して保障見直し制度を利用する場合」の「保障見直し制度における特別取扱」を確認ください。

④責任開始の日
「6. 責任開始（保障の開始）と契約日」参照

⑤告知義務違反
「5. 健康状態等の告知義務」参照

⑥契約貸付制度
「19. 契約貸付制度」参照

⑦詳細は、「18. 解約と解約払戻金」の「解約と解約払戻金」を確認ください。

③保障見直し制度利用後の取扱い

○見直し後契約について、例えば、告知義務違反による解除事由に該当する場合^①でも、当社所定の基準にもとづき、見直し後契約と保障内容が同一の見直し前契約がある場合は、見直し前契約の保障の範囲内で、ご契約が継続できる場合があります。

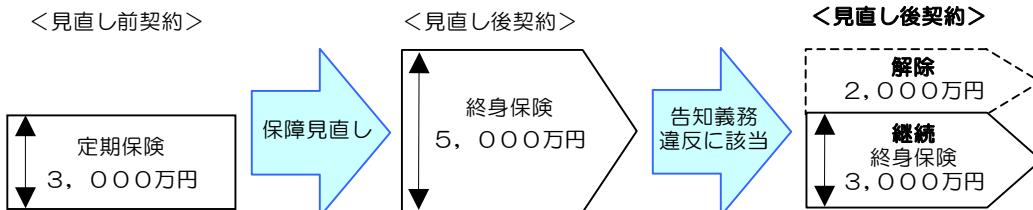
ただし、見直し前契約の保障の範囲をこえる部分については、当社所定の基準により解除します。

《見直し後契約の締結時に告知義務違反があった場合の取扱例》

見直し後契約の締結時に告知義務違反があった場合

見直し前契約：定期保険（保険金額3,000万円）

見直し後契約：終身保険（保険金額5,000万円）



見直し前契約の保障の範囲をこえない部分（終身保険3,000万円）は継続して保障します。また、見直し前契約の保障の範囲をこえる部分（終身保険2,000万円）は解除します。

○見直し後契約が解除される場合に解約払戻金があるときは、当社は、解約払戻金から未払込保険料を差引いた金額をお支払いします。



■見直し後契約と保障内容が同一の見直し前契約がない場合は、見直し後契約は継続されず、告知義務違反として当社所定の基準により見直し後契約を解除します。

例えば、見直し前後において、次のとおり「身体の障がい状態」を保障している場合であっても、保障内容を同一として取扱いません。この場合、見直し後の保障内容である身体障がい保障保険を解除します。

見直し前の保障内容：疾病障がい保障定期保険特約・新傷害特約

見直し後の保障内容：身体障がい保障保険

■見直し後契約が継続する場合は、見直し後契約の約款・保険料率等が適用されます。

■保障見直し制度利用後は、見直し前契約に戻すことはできません。^②

例えば、見直し後契約が告知義務違反に該当し、その一部が解除されたため見直し後契約の保障内容が変更される場合でも、見直し前契約に戻すことはできません。

■詐欺による取消または不法取得目的による無効に該当した場合、見直し後契約は消滅し、すでに払込まれた保険料および充当価格の残額は払戻しません。

^①がん医療保険に加入し、被保険者が責任開始の日から90日以内に初めてがんと診断確定されることにより、がん医療保険が無効となる場合等を含みます。

^②詳細は、当項目「3. 申込みに際して保障見直し制度を利用する場合」の「②保障見直し制度を利用する際の主な注意点」を確認ください。

保障見直し制度における特別取扱

この保険の発売前の保険については、**契約日等^①**から2年を経過していないときでも保障見直し制度を利用できる場合があります。

○保障見直し制度をご利用の際に、一定の条件を満たす場合は、健康状態等の告知を省略できます。



■見直し前契約の責任開始の日から2年を経過するまでは、見直し前契約の告知義務違反により見直し前契約を解除する場合があります。^{②③}

また、保障見直し制度をご利用の際に告知が省略された場合は、見直し後契約も解除する場合があります。

すでに保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当していた場合でも、告知義務違反の内容を原因とするときは、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができない場合があります。

■被保険者が責任開始の日から90日以内に初めてがんと診断確定されることにより、見直し後契約が無効となる場合や、見直し後契約について保険金をお支払いできない場合の取扱いは、見直し前契約の責任開始の日を基準とする等、当社所定の取扱いを行います。

①契約日等

「最後の復活日、復旧日、増額・途中付加日、更新日等」を含みます。

②この場合、見直し前契約についての解約払戻金はお支払いできません。

③見直し前契約の責任開始の日から2年を経過している場合でも、2年以内に告知義務違反の内容を原因とする保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当していた場合も同様に、見直し前契約を解除する場合があります。

4 申込みに際して現在のご契約を解約・減額して新しいご契約に加入する場合

現在のご契約を解約・減額し、新しいご契約に加入する場合、次の点が不利益となります。

<現在のご契約について不利益となる点>

解約払戻金	解約・減額の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。 保険種類やご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
配当金	解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。 また、ご契約後、所定年数を経過したご契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

<新しいご契約について不利益となる点>

保障内容	<p>新しいご契約では、次の保険金等のお支払いがなくなる等、現在のご契約から保障内容が変更されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度障がい保険金 所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みの免除
保険料	<p>保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	<p>新しいご契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの催告を行ったうえで、ご契約を解除します。^①</p> <ul style="list-style-type: none"> 解除されたご契約をもとに戻すことはできません。 保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。^② <p>ご契約時に健康状態等を告知する義務があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しいご契約の責任開始の日^③を起算日として、告知義務違反^④による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 告知が必要な傷病歴等がある場合は、新しいご契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために新しいご契約が解除・取消となることがあります。 <p>新しいご契約を解約する場合、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。^⑤</p>
保険金等のお支払い	現在のご契約のままであれば、保険金等のお支払いや保険料の払込みを免除することができる場合であっても、新しいご契約では、責任開始の日から3年以内の自殺や責任開始時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする入院等について、保険金等のお支払いや保険料の払込みを免除することができないことがあります。

①詳細は、「13. 保険料の払込みの催告とご契約の解除」を確認ください。

②契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができる場合があります。

詳細は、「19. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

③責任開始の日
「6. 責任開始（保障の開始）と契約日」参照

④告知義務違反
「5. 健康状態等の告知義務」参照

⑤詳細は、「18. 解約と解約払戻金」の「解約と解約払戻金」を確認ください。

5 健康状態等の告知義務

告知義務とは

契約者や被保険者は、ご契約時に健康状態等を当社に告知する義務があります。^①

○生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態のよくない人や危険度の高い職業に従事されている人等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、契約者や被保険者には、健康状態等について当社に告知する義務があります。

告知の方法

契約者や被保険者は、「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入（告知）ください。

○告知事項は「[告知書^②](#)」に記載しています。

また、当社指定の医師による診査を受ける際には、「告知書」に記載の事項のほか、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、同様に事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

○告知にあたり、[生命保険募集人^③](#)が、傷病歴や健康状態等について事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。



■当社指定の医師以外の職員に口頭で伝えただけでは告知にはなりません。

「告知書」に記入したことと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。生命保険募集人、生命保険面接士や当社の[確認担当職員^④](#)には告知受領権がないため、口頭で伝えただけでは告知にはなりません。また、健康診断の結果資料等を提示しただけでも告知にはなりません。

①告知に加え、診査が必要となる場合があります。

しぐみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

②**告知書**
当社所定の端末を使用する方法を含みます。

③**生命保険募集人**
当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

④**確認担当職員**
当社が委託した確認担当者を含みます。

告知義務違反

「告知義務違反」があった場合、当社はご契約または特約を解除することがあります。

○契約者や被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。（*）この場合、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。^①

○告知義務違反によるご契約または特約の解除に関する取扱いは、「責任開始^②」の日から告知義務違反が判明するまでの期間」によって、次のとおりとなります。

《責任開始の日から2年以内に告知義務違反が判明したケース》

告知義務違反としてご契約または特約を解除することができます。
この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。



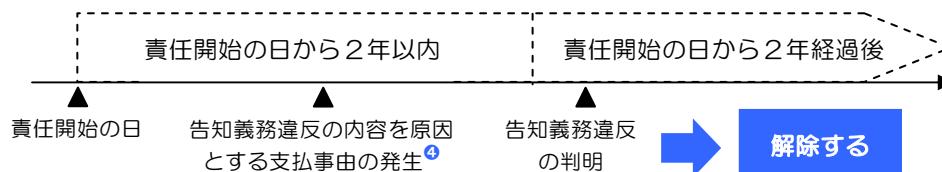
《責任開始の日から2年経過後に告知義務違反が判明したケース》

告知義務違反による解除を行いません。



ただし、責任開始の日から2年以内に解除の原因となる事実により、保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、ご契約または特約を解除することができます。^{③④}

この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。



○ご契約または特約を解除した場合でも、保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

○告知義務違反としてご契約または特約を解除する場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。

例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、**詐欺による取消^⑤**を理由として、保険金等をお支払いできることがあります。

この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

（*）告知にあたり、生命保険募集人が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合または事実と異なることを告げることを勧めた場合、当社はご契約または特約を解除することはできません。

こうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告げたと認められるときには、当社はご契約または特約を解除することができます。

①未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引ります。

②責任開始

「6. 責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

③責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金等の支払いや保険料の払込みの免除が行われない場合も同様の取扱いとなります。

④身体障がい保障保険や保険料払込免除特約については、責任開始の日から2年以内に、身体障がい者手帳の交付がなく支払事由または免除事由には該当していない場合でも、所定の身体障がい状態に該当していることをもって解除することができます。

⑤詐欺による取消

「17. 保険金等をお支払いできない場合」参照

傷病歴等がある場合のご契約の引受け

傷病歴等があっても、加入できる場合があります。

○傷病歴・通院事実等を告知した場合、後日所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となることがあります。

○告知等の結果をふまえ、当社は次のいずれかのとおり取扱います。

- ・申込内容どおり引受ける。
- ・**特別な条件①**をつけたうえで、引受ける。
この場合には、「特別条件付契約のしおり」をお渡しします。このしおりで示した条件を了解いただければ、当社の承諾によりご契約は成立します。その場合、所定の「承諾書」に署名ください。^②
- ・今回はお断りする。

①特別な条件

次の特別な条件をつけて引受けることがあります。

- ・保険料の割増
- ・保険金の削減
- ・特定の身体部位を保障しない等

②契約者が法人の場合、署名に加え押印が必要です。

6 責任開始(保障の開始)と契約日

責任開始（保障の開始）

当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、当社は契約上の責任（保障）を開始します。

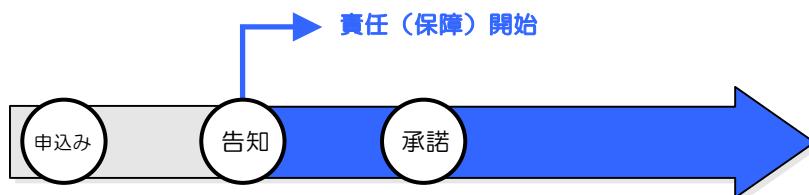
○ご契約は、ご契約の申込みを当社が承諾した場合に成立します。

○承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書^①」を送付します。

①契約内容通知書
「2. 申込みに際して」の「申込みに際してのご留意点」参照

《責任開始（保障の開始）の例》

○当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任（保障）を開始します。



契約日

契約日は「契約内容通知書」で確認できます。

○月払契約の申込みの際に、次のいずれかの特約を付加した場合、契約日は責任開始の日の属する月の翌月1日となります。

- ・保険料口座振替扱特約
- ・保険料団体扱特約
- ・保険料クレジットカード扱特約
- ・事業保険扱特約

○年払契約や金融機関等への振込扱のご契約の場合、契約日は責任開始の日となります。

7

保障内容

① 終身保険

～終身にわたって死亡に備える保険～

お支払いできる場合

「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

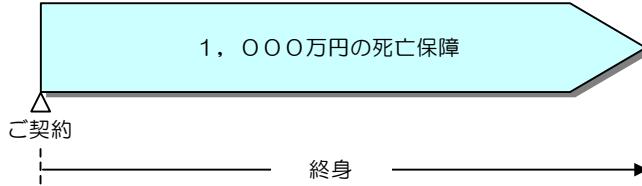
被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人に保険金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

死亡保険金	
支払事由	死亡したとき
支払額	終身保険の保険金額
受取人	死亡保険金受取人

《終身保険のイメージ》

【例】保険期間：終身、保険金額：1,000万円



② 養老保険

～一定期間、死亡に備えながら資産形成ができる保険～

お支払いできる場合

「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が死亡した場合は死亡保険金を、被保険者が保険期間満了時まで生存していた場合は満期保険金をお支払いします。

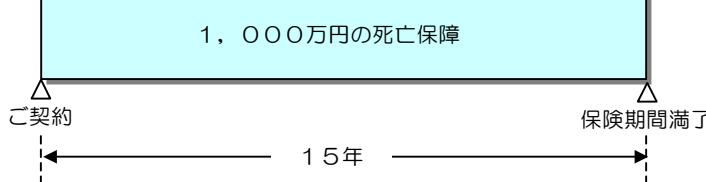
- 被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

	死亡保険金	満期保険金
支払事由	死亡したとき	保険期間満了時まで生存していたとき
支払額	養老保険の保険金額	
受取人	死亡保険金受取人	満期保険金受取人

《養老保険のイメージ》

【例】保険期間：15年、保険金額：1,000万円

満期保険金
1,000万円
(生存保障)



③ 年金保険

～計画的に老後の生活資金を準備できる保険～

お支払いできる場合

毎年の年金支払基準日^①に被保険者が生存している場合、年金受取人に年金をお支払いします。^②

また、被保険者が年金開始日^③前に死亡した場合は、死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いし、年金開始日以後に死亡した場合は、年金受取人に死亡一時金をお支払いします。

＜年金開始日前＞

○被保険者が次の支払事由に該当した場合、死亡保険金をお支払いします。

死亡保険金	
支払事由	年金開始日前に死亡したとき
支払額	別表29 ^④ の金額
受取人	死亡保険金受取人

＜年金開始日以後＞

○被保険者が次の支払事由に該当した場合、年金または死亡一時金をお支払いします。

年金		死亡一時金	
支払事由	年金支払期間中の 毎年の年金支払基準日に 生存しているとき	第1回年金支払基準日以後、 保険期間中の最後の年金支払基準日前に 死亡したとき	
支払額	年金額	将来の年金の現価に相当する金額	
受取人	年金受取人 (年金受取人が死亡したときは、後継年金受取人 ^⑤)		

なお、年金受取人は個人年金保険料税制適格特約^⑥の付加有無に応じて次の範囲で指定ください。

- ・付加あり：契約者またはその配偶者で、かつ被保険者と同一人
- ・付加なし：契約者と被保険者のうちから1人

■個人年金保険料税制適格特約を付加することで、払込みいただく年金保険の保険料が所得税法・地方税法に定める「個人年金保険料」に該当し、一般生命保険料控除とは別枠で、所得控除の適用が受けられます。（2013年1月現在）

詳細は、「8. 個人年金保険料税制適格特約」、「24. 生命保険と税金」の「生命保険料控除」を確認ください。

「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

①年金支払基準日
年金支払基準日は次のとおりです。
・第1回目：
年金開始日

・第2回目以後：
第1回年金支払基準日の毎年の応当日

②年金開始日の前日
に年金の支払期間、
年金の種類、第1回
年金支払基準日を変更
することができます。

詳細は、「21. 年金開始にともなう取扱い」を確認ください。

③年金開始日
被保険者の年齢が、
ご契約時に選択した
年金開始年齢（指定
年齢）に達する契約
応当日をいいます。

**④「約款抜粋」の
別表29参照**

⑤後継年金受取人
「21. 年金開始に
ともなう取扱い」参
照

**⑥個人年金保険料税
制適格特約**
「8. 個人年金保険料税制適格特約」参
照

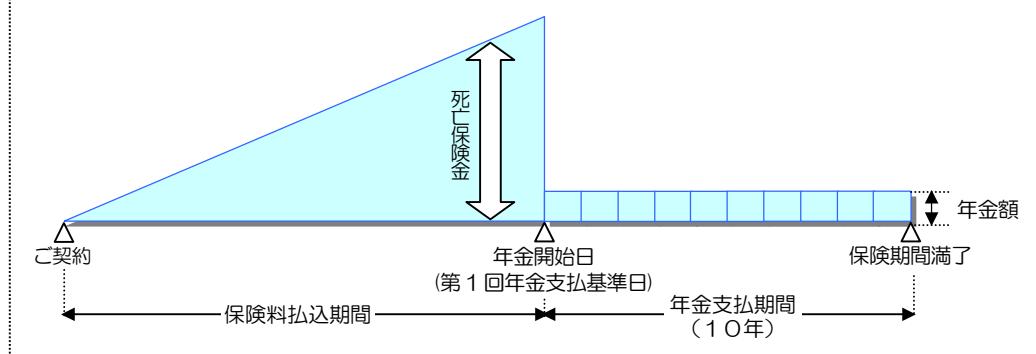


年金の支払期間

ご契約時に選択できる年金種類は確定年金です。支払期間は次の3つの中から選択できます。選択した期間に応じて、毎年、同額の年金をお支払いします。

- ・5年確定年金
- ・10年確定年金
- ・15年確定年金

《10年確定年金のイメージ》



年金等の支払方法の変更

年金開始日以後に、年金や死亡一時金の支払方法を変更することができます。

- 年金について、一時金でのお支払い（年金の一括支払）に変更することができます。
お支払いする金額は将来の年金の現価に相当する金額で、一括支払を行ったときに年金保険は消滅します。
- 死亡一時金について、年金受取人に引き継ぎ年金としてお支払いすることができます。
ただし、年金受取人が被保険者の場合で、後継年金受取人が希望されるときは、後継年金受取人に引き継ぎ年金をお支払いします。

④ 定期保険

～一定期間、死亡に備える保険～

お支払いできる場合

「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

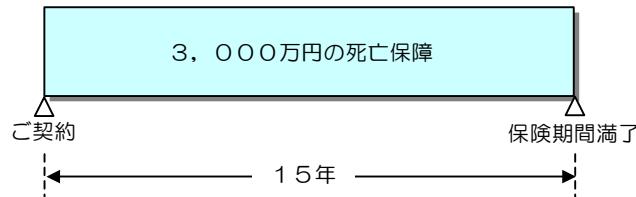
被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人に保険金をお支払いします。

- 被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

死亡保険金	
支払事由	死亡したとき
支払額	定期保険の保険金額
受取人	死亡保険金受取人

《定期保険のイメージ》

【例】保険期間：15年、保険金額：3,000万円



⑤ 生存給付金付定期保険

～一定期間、死亡に備えながら生存給付金を受取れる保険～

お支払いできる場合

「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

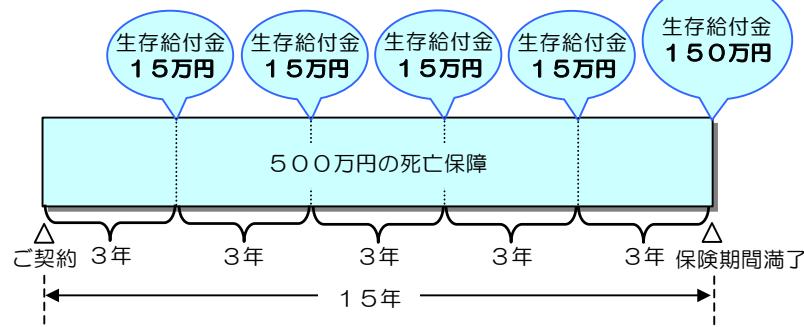
被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人に保険金をお支払いします。
また、3年ごとの契約応当日および保険期間満了時に被保険者が生存していた場合、契約者に給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、死亡保険金または生存給付金をお支払いします。

死亡保険金		生存給付金	
支払事由	死亡したとき	保険期間中の3年ごとの契約応当日に生存していたとき	保険期間満了時に生存していたとき
支払額	生存給付金付定期保険の保険金額	生存給付金付定期保険の保険金額の3%	生存給付金付定期保険の保険金額の30%
受取人	死亡保険金受取人	契約者	

《生存給付金付定期保険のイメージ》

【例】保険期間：15年、保険金額：500万円



生存給付金の支払方法

3年ごとの契約応当日に生じた生存給付金については自動的に据置かれ、保険期間満了時に生じた生存給付金については、据置かれた生存給付金とともに契約者にお支払いします。

○生存給付金の支払方法は次のとおりとなります。

生存給付金	支払方法
3年ごとの契約応当日に生じた生存給付金	支払事由に該当した日から所定の利率 ^① で自動的に据置かれます。
保険期間満了時に生じた生存給付金	据置かれた生存給付金とともに契約者にお支払いします。 ただし、次の場合には、3年ごとの契約応当日に生じた生存給付金と同様に、支払事由に該当した日から所定の利率 ^① で自動的に据置かれます。 ・生存給付金付定期保険を更新する場合 ・保険期間満了後も、生存給付金付定期保険と組み合わせていた他の保険契約がある場合

○据置かれた生存給付金は、次のときに契約者にお支払いします。

- ・契約者からの請求があったとき
- ・生存給付金付定期保険が消滅したとき^②

(複数の保険契約を組み合わせている場合で、組み合わせた複数の保険契約がすべて消滅したとき)

○据置かれた生存給付金を請求する場合は、インターネット、電話（はいっ！TEL）または必要書類の提出により手続きください。^③ (2013年4月現在)



注意

■生存給付金の受取人が契約者と異なることがあります。

<死亡保険金等の受取人にお支払いする場合>

死亡保険金等のお支払いにより組み合わせた複数の保険契約がすべて消滅する場合、据置かれた生存給付金を、死亡保険金等とともに死亡保険金等の受取人にお支払いします。

なお、生存給付金付定期保険に単独で加入している場合で、死亡保険金のお支払いにより消滅する場合も同様の取扱いとなります。

<満期保険金受取人・年金受取人にお支払いする場合>

養老保険または年金保険と組み合わせている場合、保険期間満了時の生存給付金および据置かれた生存給付金は次のとおり取扱います。

- ・生存給付金付定期保険の消滅後も養老保険がある場合、または生存給付金付定期保険と養老保険の保険期間満了日が同日の場合、満期保険金が支払われるときに満期保険金受取人にお支払いします。^④
- ・生存給付金付定期保険の消滅後も年金保険がある場合、または生存給付金付定期保険の保険期間満了日と年金保険の年金開始日の前日が同日の場合、年金開始日に年金額の増額にあてられます。^④

<死亡時支払金受取人にお支払いする場合>

死亡保険金がある保険契約を組み合っていない場合、被保険者が死亡したときは据置かれた生存給付金を死亡時支払金受取人にお支払いします。



①所定の利率

利率は経済情勢等により変動することがあります。利率については、当社ホームページをご覧ください。

②保険契約が更新される場合は、引き続き据置かれます。



③請求手続の詳細は、担当のニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターへご連絡のうえ確認ください。

また、当社ホームページでも参照できます。

④満期保険金をお支払いする前や年金開始日が到来する前までは、契約者が据置かれた生存給付金を請求することができます。

⑥ 3大疾病保障保険

～がん・急性心筋梗塞・脳卒中と死亡に備える保険～

お支払いできる場合

「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が所定の3大疾病になった場合や死亡した場合に保険金をお支払いします。
被保険者ががん（上皮内新生物等）と診断確定された場合も保険金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、保険金をお支払いします。

支払事由	3大疾病保険金	上皮内新生物診断保険金	死亡保険金
支払額	3大疾病保障保険の保険金額 の10%	3大疾病保障保険の保険金額 の10%	3大疾病保障保険の保険金額
受取人	被保険者 ^②		死亡保険金受取人



■がんの診断確定とは、がんに罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたことをいいます。^⑨

■急性心筋梗塞、脳卒中を発病しただけでは支払事由に該当せず、3大疾病保険金はお支払いできません。

急性心筋梗塞、脳卒中を原因とする3大疾病保険金は、60日以上所定の状態・症状が継続したと診断されたとき、または所定の手術を受けたときにお支払いします。なお、病院または診療所^⑩以外で手術を受けた場合はお支払いできません。

①支払事由の詳細は、巻末に添付のCD-ROMを確認ください。

②がん（悪性新生物）、がん（上皮内新生物等）
「用語等の説明」の「1. ご契約のしおり等における表記」参照

③急性心筋梗塞
「約款抜粋」の別表4参照

④労働の制限を必要とする状態
軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

⑤手術
「約款抜粋」の別表8参照

⑥脳卒中
「約款抜粋」の別表5参照

⑦神経学的後遺症
・言語障がい
・運動失調
・麻痺
等

⑧被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

⑨病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

⑩病院または診療所
「約款抜粋」の別表7参照



注意

■ 3大疾病保険金と死亡保険金は、いずれか一方のみのお支払いとなります。^①

■ 3大疾病保険金をお支払いした場合、3大疾病保険金の支払事由に該当した時から、3大疾病保障保険は消滅したものとします。^②

■がん（上皮内新生物等）と診断確定された場合でも、がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡についての保障は継続します。

■上皮内新生物診断保険金は1回限りのお支払いとなります。

更新する場合も、更新前後を通算して1回限りです。

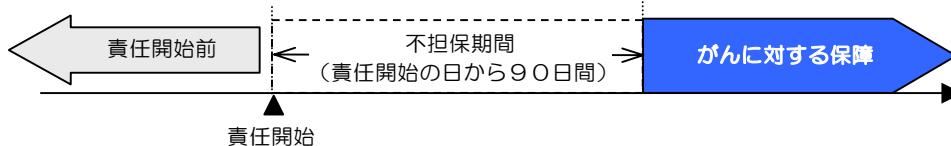
お支払いできない場合

がんと診断確定される時期によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

『がんに対する保障のイメージ』

○がんに対する保障については、責任開始の日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。

（急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については、責任開始時から保障を開始します。）



(1) がん（悪性新生物）と診断確定されてもお支払いできない場合

○被保険者が責任開始前にがん（悪性新生物）と診断確定されていた場合、3大疾病保険金はお支払いできません。

この場合、責任開始時以後に新たにがん（悪性新生物）と診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません。^③

ただし、急性心筋梗塞、脳卒中、がん（上皮内新生物等）、死亡については保障します。

なお、契約者および被保険者が、ご契約の締結の際に、責任開始前にがん（悪性新生物）と診断確定されていた事実を知らなかった場合、当社が指定した日までに申出いただくことで、当社所定の基準にもとづき、3大疾病保障保険の締結は行われず、責任開始時にさかのぼって定期保険または終身保険が締結されたものとすることができます。

○被保険者が不担保期間にがん（悪性新生物）と診断確定された場合、3大疾病保険金はお支払いできません。

不担保期間が経過した後に、新たにがん（悪性新生物）と診断確定された場合には、3大疾病保険金の支払対象となります。

ただし、不担保期間が経過した後にがん（悪性新生物）と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん（悪性新生物）の再発・転移等と認められるときは、3大疾病保険金はお支払いできません。

①3大疾病保険金をお支払いする前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金をお支払いするときは、当社は、3大疾病保険金をお支払いできません。

②3大疾病保険金をお支払いした場合、その支払後に死亡保険金の支払請求を受けても、当社は、死亡保険金をお支払いできません。

③不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません。

(2) がん（上皮内新生物等）と診断確定されてもお支払いできない場合

○被保険者が責任開始前にがん（上皮内新生物等）と診断確定されていた場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

この場合、責任開始時以後に新たにがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。^①

ただし、がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については保障します。

○被保険者が不担保期間にがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

不担保期間が経過した後に、新たにがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合には、上皮内新生物診断保険金の支払対象となります。

ただし、不担保期間が経過した後にがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん（上皮内新生物等）の再発・転移等と認められるときは、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

①不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

⑦ 身体障がい保障保険

～身体障がい状態と死亡に備える保険～

お支払いできる場合

被保険者が所定の身体障がい状態に該当して1級～3級の身体障がい者手帳の交付があった場合、または死亡した場合、保険金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、保険金をお支払いします。^②

	身体障がい保険金	死亡保険金
支払事由	次の(1)および(2)とともに満たしたとき (1)責任開始時以後の傷病を原因として、身体障がい者福祉法に定める1級、2級または3級の障がいに該当したこと (2)(1)の障がいに対する身体障がい者手帳の交付があったこと	死亡したとき
支払額	身体障がい保障保険の保険金額	
受取人	被保険者 ^③	死亡保険金受取人

○2つ以上の障がいに該当したことにより、1級～3級の身体障がい者手帳の交付があった場合も、身体障がい保険金をお支払いします。^④

ただし、一部の障がいが免責事由に該当する場合や、障がいの原因が責任開始時前に生じていた場合等で、その障がいを除いた他の障がいが1級～3級の障がいに該当しない場合には、身体障がい保険金をお支払いできません。^⑤



■身体障がい保険金と死亡保険金は、いずれか一方のみのお支払いとなります。^⑥

■身体障がい保険金をお支払いした場合、身体障がい保険金の支払事由に該当した時から、身体障がい保障保険は消滅したものとします。^⑦

■障がい状態を保障する公的制度には、「障がい年金制度」や「労働者災害補償保険」があります。（2013年1月現在）

これらの制度の受給資格を有していても、身体障がい保険金の支払事由に該当するとは限りません。

■身体障がい保険金は、身体障がい者福祉法に定める1級～3級の障がいに該当していても、その障がいに対する身体障がい者手帳の交付がない場合にはお支払いできません。

■身体障がい者福祉法等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、身体障がい保障保険の支払事由を変更することができます。
この場合、支払事由を変更する2カ月前までに契約者宛に連絡します。



■身体障がい者手帳の等級は、障がいの程度により1級～6級までの区分があります。身体障がい者手帳の交付を受けるには、市区町村に申請する必要があります。
(2013年1月現在)

「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

①支払事由の詳細は、巻末に添付のCD-ROMを確認ください。

②保険期間満了後であっても、保険期間中に所定の障がい状態の固定または確定があり、かつ、保険期間満了日の翌日からその日を含めて3年以内に身体障がい者手帳の交付があった場合には、身体障がい保険金の支払対象となることがあります。

③被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

④例えば、4級の障がいに2つ該当した場合、身体障がい者福祉法にもとづき、3級の身体障がい者手帳が交付されることがあります。
(2013年1月現在)

⑤詳細は、「17. 保険金等をお支払いできない場合」の事例（3）を確認ください。

⑥身体障がい保険金をお支払いする前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金をお支払いするときは、当社は、身体障がい保険金をお支払いできません。

⑦身体障がい保険金をお支払いした場合、その支払後に死亡保険金の支払請求を受けても、当社は、死亡保険金をお支払いできません。

⑧ 介護保障保険

～要介護状態と死亡に備える保険～

お支払いできる場合

「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態・所定の要介護状態になった場合、または死亡した場合、保険金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、保険金をお支払いします。

	介護保険金	死亡保険金
支払事由	責任開始時以後の傷病を原因として、 次の(1)または(2)の状態に該当したとき (1)公的介護保険制度 ^② に定める要介護2以上 ^③ の状態に該当していると認定されたこと (2)所定の要介護状態 ^④ に該当した日から 180日以上要介護状態が継続したことを 診断確定されたこと	死亡したとき
支払額	介護保障保険の保険金額	
受取人	被保険者 ^⑤	死亡保険金受取人



■介護保険金と死亡保険金は、いずれか一方のみのお支払いとなります。^⑥

■介護保険金をお支払いした場合、介護保険金の支払事由に該当した時から、介護保障保険は消滅したものとします。^⑦

■公的介護保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、介護保障保険の支払事由を変更することがあります。
この場合、支払事由を変更する2カ月前までに契約者宛に連絡します。

①支払事由の詳細は、巻末に添付のCD-ROMを確認ください。

②公的介護保険制度
「約款抜粋」の別表9参照

③要介護2以上
「約款抜粋」の別表10参照

④要介護状態
「約款抜粋」の別表11参照

⑤被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人等である場合、「法人(契約者)」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

⑥介護保険金をお支払いする前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金をお支払いするときは、当社は、介護保険金をお支払いできません。

⑦介護保険金をお支払いした場合、その支払後に死亡保険金の支払請求を受けても、当社は、死亡保険金をお支払いできません。

■公的介護保険制度では、介護状態に応じて、要支援1~2、要介護1~5の7段階に分けられます。

公的介護保険制度の介護サービスを受けるには市区町村の「要介護認定」が必要です。
(2013年1月現在)

■公的介護保険制度による「要介護認定」の対象は、次の(A)および(B)の人です。
(A)満65歳以上の人〔第1号被保険者〕
(B)満40歳から満64歳までの人のうち公的医療保険に加入している人
〔第2号被保険者〕

(2013年1月現在)



⑨ 総合医療保険

～入院・手術等に備える保険～

保障内容

保障の対象と給付金の名称は次のとおりです。

手術・放射線治療は公的医療保険制度の対象となっているもの等を保障します。^①
なお、総合医療保険には、保険料払込期間中の死亡保障や解約払戻金はありません。

保障の対象		給付金の名称
入院	病気等が原因で1泊2日以上の所定の入院をしたとき	疾病入院給付金
	不慮の事故が原因で1泊2日以上の所定の入院をしたとき	災害入院給付金
	入院給付金の支払対象となる所定の入院をしたとき	入院療養給付金 ^②
手術	1泊2日以上の入院中に所定の手術を受けたとき	手術給付金（20倍）
	外来や日帰り入院中に所定の手術を受けたとき	手術給付金（5倍）
放射線治療	所定の放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金



■被保険者が死亡した場合には、すみやかに当社まで連絡ください。

被保険者が死亡した際に、解約払戻金^③がある場合は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を死亡時支払金受取人^④にお支払いします。

死亡時支払金受取人は、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金に加えて、前納した保険料の残額、積み立てた配当金等があるときは、これらを受け取ることができます。

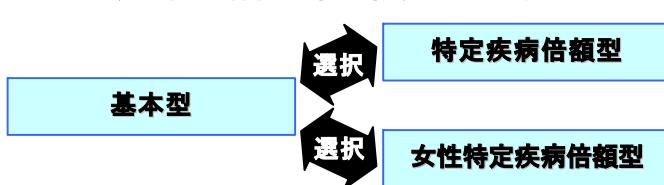
■公的医療保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、総合医療保険の支払事由を変更することがあります。 この場合、支払事由を変更する2ヶ月前までに契約者宛に連絡します。

保険契約の型

ご契約時に型をそれぞれ選択することで、入院の保障内容を設定できます。

1. 疾病入院給付金の型

特定疾病または女性特定疾病による入院に対する上乗せ保障の有無



2. 給付限度の型

1回の入院に対する支払日数の限度



3. 給付金の種類の型

入院時初期費用等を保障する一時金（入院療養給付金）の有無



■ご契約時に選択した型を、保険期間中に変更することはできません。

①一部支払対象とならないものがあります。
次ページ以降を確認ください。

②入院療養給付金
給付金の種類の型で「入院療養給付金あり型」を選択した場合にお支払いします。

③解約払戻金
「18. 解約と解約払戻金」参照

④死亡時支払金受取人
死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

入院の保障

お支払いできる場合

「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が所定の入院をした場合、給付金をお支払いします。
入院療養給付金は「入院療養給付金あり型」を選択した場合にお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、給付金をお支払いします。^①

〈疾病入院給付金の型が「基本型」の場合〉

	疾病入院給付金	災害入院給付金	入院療養給付金 ^②
支払事由	疾病または骨髓幹細胞の採取術 ^③ のため、1泊2日以上の入院をしたとき ^④	不慮の事故 ^⑤ で、1泊2日以上の入院 ^⑥ をしたとき	疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院 ^⑥ をしたとき
支払額	(入院1回につき) 総合医療保険の入院給付日額×入院日数		(入院1回につき) 総合医療保険の入院給付日額×5倍
受取人		被保険者 ^⑦	

〈疾病入院給付金の型が「特定疾病倍額型」または「女性特定疾病倍額型」の場合〉

	疾病入院給付金	災害入院給付金	入院療養給付金 ^②
支払事由	特定疾病倍額型 特定疾病 ^⑧ で、1泊2日以上の入院 ^⑥ をしたとき 女性特定疾病倍額型 女性特定疾病 ^⑨ で、1泊2日以上の入院 ^⑥ をしたとき	特定疾病倍額型 特定疾病以外の疾病または骨髓幹細胞の採取術 ^③ のため、1泊2日以上の入院をしたとき 女性特定疾病倍額型 女性特定疾病以外の疾病または骨髓幹細胞の採取術 ^③ のため、1泊2日以上の入院をしたとき ^④	
支払額	(入院1回につき) 総合医療保険の入院給付日額×2倍 ×入院日数	(入院1回につき) 総合医療保険の入院給付日額 ×入院日数	(入院1回につき) 総合医療保険の入院給付日額 ×5倍
受取人		被保険者 ^⑦	

①給付金の支払事由
への該当は、それぞれ責任開始時以後に生じた疾病・特定疾病・女性特定疾病・不慮の事故を直接の原因とする入院であることが必要です。

詳細は、巻末に添付のCD-ROMを確認ください。

②入院療養給付金
「入院療養給付金あり型」を選択した場合にお支払いします。

③骨髓幹細胞の採取術
「⑨総合医療保険」の「手術の保障」の「骨髓幹細胞の採取術等についての解説」参照

④疾病のための入院
は、「約款抜粋」の別表13に定める入院である必要があります。

骨髓幹細胞の採取術のための入院は、その入院中に骨髓幹細胞の採取術を受ける必要があります。

⑤不慮の事故
「約款抜粋」の別表12参照

⑥入院
「約款抜粋」の別表13参照

⑦被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡時支払金受取人等である場合、「法人(契約者)」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

⑧特定疾病
「約款抜粋」の別表16参照

⑨女性特定疾病
「約款抜粋」の別表17参照



■疾病入院給付金・災害入院給付金は、重複してお支払いできません。

疾病入院給付金・災害入院給付金の支払事由が重複した場合、疾病入院給付金を優先してお支払いします。（災害入院給付金は重複してお支払いできません。）

■支払対象は治療を目的とする入院であるため、例えば、次の入院は支払対象となりません。

- ・美容上の処置による入院
- ・治療を主たる目的としない診断のための検査による入院
- ・介護を主たる目的とする入院
- ・正常分娩による入院（異常分娩^①による入院は支払対象となります。）

■支払対象となる入院は、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所^②に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念すること等、所定の入院であることを要します。

■すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日から180日経過後に新たに開始された入院であることを要します。

■骨髄幹細胞の採取術のための入院の保障は、責任開始の日から1年経過後の入院に限ります。

①異常分娩
「約款抜粋」の別表15参照

②病院または診療所
「約款抜粋」の別表14参照

お支払いできる限度

疾病入院給付金・災害入院給付金は、選択した給付限度の型によって、1回の入院に對してお支払いできる日数の限度が異なります。

入院療養給付金は、30回を限度にお支払いします。

○疾病入院給付金・災害入院給付金の支払日数の限度は、それぞれ次のとおりです。

62日型

1回の入院につき62日、通算1,095日を限度とします。

124日型

1回の入院につき124日、通算1,095日を限度とします。



■入院を2回以上した場合でも1回の入院とみなすことがあります。

例えば、疾病入院給付金の型が「基本型」で、疾病で2回入院した場合、初回入院の退院日の翌日から180日以内に開始した2回目の入院は、初回入院とあわせて1回の入院とみなし、その入院の原因にかかわらず、1回の入院の支払日数の限度を適用します。

■支払日数や回数の限度は、更新前後の支払日数や回数を通算して判定します。

手術の保障

お支払いできる場合

被保険者が所定の手術を受けた場合、給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、給付金をお支払いします。^①

支払事由	手術給付金（20倍）	手術給付金（5倍）
	次の(1)および(2)をともに満たしたとき (1)疾病または不慮の事故 ^② で、所定の手術を受けたこと (2)1泊2日以上の入院中の手術であること	次の(1)および(2)をともに満たしたとき (1)疾病または不慮の事故 ^② で、所定の手術を受けたこと (2)外来または日帰り入院中の手術であること
支払額	(手術1回につき) 総合医療保険の入院給付日額×20倍	(手術1回につき) 総合医療保険の入院給付日額×5倍
支払限度	なし	
受取人	被保険者 ^③	
支払対象となる手術	<p>■公的医療保険制度^④にもとづく医科診療報酬点数表^⑤によって、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>ただし、次のA～Gの手術は対象から除外されます。</p> <p>A. 創傷処理 B. 皮膚切開術 C. デブリードマン D. 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 E. 外耳道異物除去術 F. 鼻内異物摘出術 G. 抜歯手術</p>	
	<p>■先進医療に該当する手術</p> <p>ただし、次のア～ウは対象から除外されます。</p> <p>ア. 上記A～Gの手術 イ. 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術 ウ. 手術に該当しない診療行為（検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為）</p>	
	<p>■公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって、輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術^⑥（末梢血幹細胞移植・臍帯血幹細胞移植も骨髄移植とみなします。）</p> <p>■骨髄幹細胞の採取術^⑦（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。）</p>	
	<p>■先進医療については、次の制限があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払対象となる先進医療は、厚生労働大臣が定めるものに限ります。^⑧ 先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。^⑨ 	

「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

①給付金の支払事由への該当は、それぞれ責任開始時以後に生じた疾病・不慮の事故を直接の原因とする手術である必要があります。

詳細は、巻末に添付のCD-ROMを確認ください。

②不慮の事故
「約款抜粋」の別表12参照

③被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡時支払金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

④公的医療保険制度
「約款抜粋」の別表18参照

⑤医科診療報酬点数表
「約款抜粋」の別表19参照

⑥骨髄移植術、骨髓幹細胞の採取術
次ページ参照



⑦詳細は、当社ホームページを参照ください。

⑧「約款抜粋」の別表21参照



注意



注意

■支払対象は治療を直接の目的とする手術であるため、例えば、次の手術は支払対象となりません。

- ・病院または診療所^①以外での手術
- ・美容整形上の手術
- ・疾病を直接の原因としない不妊手術
- ・診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術

■複数の手術を受けた場合でも、次の場合には1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

- ・同一日に複数回の手術を受けた場合
- ・手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定される手術^②を受けた場合

■手術料が1日につき算定される手術^②を受けた場合、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。

■骨髓幹細胞の採取術の保障は、責任開始の日から1年経過後の手術に限ります。

■支払回数の限度は、更新前後の支払回数を通算して判定します。

①病院または診療所
「約款抜粋」の別表14参照



②対象の手術については、当社ホームページを参照ください。

骨髓幹細胞の採取術等についての解説

「骨髓幹細胞の採取術」とは・・・

○白血病や再生不良性貧血等の患者に対して、骨髓幹細胞を移植すること（骨髓移植術）を目的として、健康な骨髓から骨髓幹細胞を採取することを骨髓幹細胞の採取術といいます。骨髓幹細胞の採取術には、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。

「骨髓移植術」とは・・・

○白血病や再生不良性貧血等の治療を目的として、患者に骨髓幹細胞を移植することをいいます。末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても、骨髓移植とみなします。

「骨髓幹細胞の採取術」、「骨髓移植術」を受けた場合の保障

○骨髓幹細胞の採取術を受けた人（提供者）および骨髓移植術を受けた人（受容者）は、疾病入院給付金、入院療養給付金、手術給付金の支払対象となります。

※ただし、**自家移植^③**の場合は、提供者として受けた骨髓幹細胞の採取術は、疾病入院給付金、入院療養給付金、手術給付金の支払対象とはなりません。

（受容者として受けた骨髓移植術は、疾病入院給付金、入院療養給付金、手術給付金の支払対象となります。）

③自家移植

骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一となる移植をいいます。

放射線治療の保障

お支払いできる場合

被保険者が所定の放射線治療を受けた場合、給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、給付金をお支払いします。^①

放射線治療給付金	
支払事由	疾病または不慮の事故 ^② で、所定の放射線治療を受けたとき
支払額	(放射線治療1回につき) 総合医療保険の入院給付日額×10倍
支払限度	なし (ただし、60日の間に1回)
受取人	被保険者 ^③
支払対象となる放射線治療	<ul style="list-style-type: none"> ■公的医療保険制度^④にもとづく医科診療報酬点数表^⑤によって、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療 ■先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による放射線治療



注意

■先進医療については、次の制限があります。

- ・支払対象となる先進医療は、厚生労働大臣が定めるものに限ります。^{⑥⑦}
- ・先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。^⑦

■支払対象は治療を直接の目的とする放射線治療となります。

■次の放射線治療は支払対象となりません。

- ・病院または診療所^⑧以外での放射線治療
- ・血液照射^⑨

■すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合には、放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日から60日経過後に受けた放射線治療であることを要します。

「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

①給付金の支払事由への該当は、責任開始時以後に生じた疾患・不慮の事故を直接の原因とする放射線治療であることが必要です。

詳細は、巻末に添付のCD-ROMを確認ください。

②不慮の事故
「約款抜粋」の別表12参照

③被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡時支払金受取人等である場合、「法人(契約者)」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

④公的医療保険制度
「約款抜粋」の別表18参照

⑤医科診療報酬点数表
「約款抜粋」の別表19参照



⑥詳細は、当社ホームページを参照ください。

⑦「約款抜粋」の別表21参照

⑧病院または診療所
「約款抜粋」の別表14参照

⑨血液照射
被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血用血液に対して放射線照射を行うものであるため、支払対象となりません。

⑩ がん医療保険

～がんによる入院・手術等に備える保険～

保障内容

保障の対象と給付金の名称は次のとおりです。

手術・放射線治療は公的医療保険制度の対象となっているもの等を保障します。^①
なお、がん医療保険には、保険料払込期間中の死亡保障や解約払戻金はありません。

	保障の対象	給付金の名称
入院	がん ^② の治療のために所定の入院をしたとき	がん入院給付金
手術	1泊2日以上の入院中に、がんの治療のために所定の手術を受けたとき	がん手術給付金(20倍)
	外来や日帰り入院中に、がんの治療のために所定の手術を受けたとき	がん手術給付金(5倍)
放射線治療	がんの治療のために所定の放射線治療を受けたとき	がん放射線治療給付金



注意

■被保険者が死亡した場合には、すみやかに当社まで連絡ください。

被保険者が死亡した際に、解約払戻金^③がある場合は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を死亡時支払金受取人^④にお支払いします。

死亡時支払金受取人は、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金に加えて、前納した保険料の残額、積み立てた配当金等があるときは、これらを受け取ることができます。

■公的医療保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、がん医療保険の支払事由を変更することがあります。 この場合、支払事由を変更する2カ月前までに契約者宛に連絡します。

①一部支払対象とならないものがあります。
次ページ以降を確認ください。

②がん
「用語等の説明」の
「1. ご契約のしおり等における表記」
参照

がんによる入院の保障

お支払いできる場合

「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

がんの治療のために被保険者が所定の入院をした場合、給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

がん入院給付金	
支払事由	次の(1)および(2)をともに満たしたとき (1)責任開始時前を含めて初めてがん ^② と診断確定されること (2)がんを直接の原因とする入院 ^③ をしたこと
支払額	(入院1回につき) がん医療保険の入院給付日額×入院日数
支払限度	なし
受取人	被保険者 ^④

○被保険者が、入院中にがんと診断確定された場合、診断確定された日より前の入院日数については、次のとおりとなります。

- ・がんの治療を目的とした入院と認められる日数：がん入院給付金の支払対象
- ・がんの治療を目的とした入院と認められない日数：がん入院給付金の支払対象外



■がんの診断確定とは、がんに罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されることをいいます。^⑤

■支払対象は治療を目的とする入院であるため、例えば、次の入院は支払対象となりません。

- ・病院または診療所^⑥以外での入院
- ・治療を主たる目的としない診断のための検査による入院
- ・介護を主たる目的とする入院

①支払事由の詳細は、巻末に添付のCD-ROMを確認ください。

②がん
「用語等の説明」の「1. ご契約のしり等における表記」参照

③入院
「約款抜粋」の別表24参照

④被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡時支払金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

⑤病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

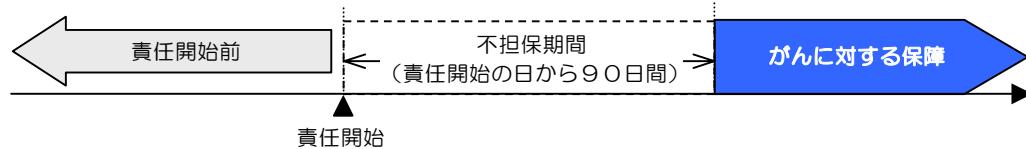
⑥病院または診療所
「約款抜粋」の別表25参照

お支払いできない場合

がんと診断確定される時期によっては、給付金をお支払いできない場合があります。

《がんに対する保障のイメージ》

○がんに対する保障については、責任開始の日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。



○被保険者が責任開始前にがんと診断確定されていた場合には、がん医療保険は無効となり、給付金はお支払いできません。

この場合、契約者および被保険者が責任開始前にがんと診断確定されていた事実を知らなかったときは、すでに払込まれたがん医療保険の保険料を契約者に払戻します。

契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、がん医療保険の解約払戻金があれば契約者にお支払いします。^①

○被保険者が不担保期間にがんと診断確定された場合には、がん医療保険は無効となり、給付金はお支払いできません。

この場合、すでに払込まれたがん医療保険の保険料を契約者に払戻します。

「がんによる手術の保障」、「がんによる放射線治療の保障」にも共通した取扱いです。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

がんによる手術の保障

お支払いできる場合

「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

がんの治療のために被保険者が所定の手術を受けた場合、給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

	がん手術給付金（20倍）	がん手術給付金（5倍）
支払事由	次の(1)～(3)をすべて満たしたとき (1)責任開始時前を含めて初めてがんと診断確定 ^② されること (2)がんを直接の原因とする所定の手術を受けたこと (3)1泊2日以上の入院中の手術であること	次の(1)～(3)をすべて満たしたとき (1)責任開始時前を含めて初めてがんと診断確定 ^② されること (2)がんを直接の原因とする所定の手術を受けたこと (3)外来または日帰り入院中の手術であること
支払額	(手術1回につき) がん医療保険の入院給付日額×20倍	(手術1回につき) がん医療保険の入院給付日額×5倍
支払限度	なし	
受取人	被保険者 ^③	

■公的医療保険制度^④にもとづく医科診療報酬点数表^⑤によって、手術料の算定対象として列挙されている手術

ただし、次のA～Gの手術は対象から除外されます。

- | | | |
|---|-------------|------------|
| A. 創傷処理 | B. 皮膚切開術 | C. デブリードマン |
| D. 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 | E. 外耳道異物除去術 | F. 鼻内異物摘出術 |
| G. 抜歯手術 | | |

■先進医療に該当する手術

ただし、次のア～ウは対象から除外されます。

- | |
|--|
| ア. 上記A～Gの手術 |
| イ. 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術 |
| ウ. 手術に該当しない診療行為（検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為） |

■公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって、輸血料の算定対象として列挙されている骨髓移植術^⑥（末梢血幹細胞移植・臍帯血幹細胞移植も骨髓移植とみなします。）



■先進医療については、次の制限があります。

- 支払対象となる先進医療は、厚生労働大臣が定めるものに限ります。^{⑦⑧}
- 先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。^⑧

■支払対象は治療を直接の目的とする手術であるため、例えば、次の手術は支払対象となりません。

- 病院または診療所^⑨以外での手術
- 診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術
- 骨髓幹細胞の採取術^⑩

①支払事由の詳細は、巻末に添付のCD-ROMを確認ください。

②がんと診断確定
「がんによる入院の保障」の「注意」参照

「がん」の用語については、「用語等の説明」の「1. ご契約のしおり等における表記」参照

③被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡時支払金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

④公的医療保険制度
「約款抜粋」の別表18参照

⑤医科診療報酬点数表
「約款抜粋」の別表19参照

⑥骨髓移植術、骨髓幹細胞の採取術
「⑨総合医療保険」の「手術の保障」の「骨髓幹細胞の採取術等についての解説」参照



⑦詳細は、当社ホームページを参照ください。

⑧「約款抜粋」の別表21参照

⑨病院または診療所
「約款抜粋」の別表25参照



■複数の手術を受けた場合でも、次の場合には1つの手術についてのみがん手術給付金をお支払いします。

- ・同日に複数回の手術を受けた場合
- ・手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定される手術^①を受けた場合

■手術料が1日につき算定される手術^①を受けた場合、その手術を受けた1日目についてのみがん手術給付金をお支払いします。



①対象の手術については、当社ホームページを参照ください。

がんによる放射線治療の保障

お支払いできる場合

がんの治療のために被保険者が所定の放射線治療を受けた場合、給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由^②に該当した場合、給付金をお支払いします。

がん放射線治療給付金

支払事由	次の(1)および(2)をともに満たしたとき (1)責任開始時前を含めて初めてがんと診断確定 ^③ されること (2)がんを直接の原因とする所定の放射線治療を受けたこと
支払額	(放射線治療1回につき) がん医療保険の入院給付日額×10倍
支払限度	なし (ただし、60日の間に1回)
受取人	被保険者 ^④
支払対象となる放射線治療	<p>■公的医療保険制度^⑤にもとづく医科診療報酬点数表^⑥によって、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療</p> <p>■先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による放射線治療</p>



■先進医療については、次の制限があります。

- ・支払対象となる先進医療は、厚生労働大臣が定めるものに限ります。^{⑦⑧}
- ・先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。^⑨

■支払対象は治療を直接の目的とする放射線治療となります。

■次の放射線治療は支払対象となりません。

- ・病院または診療所^⑩以外での放射線治療
- ・血液照射^⑪

■すでにがん放射線治療給付金の支払事由に該当している場合には、がん放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日から60日経過後に受けた放射線治療であることを要します。



①対象の手術については、当社ホームページを参照ください。

「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

②支払事由の詳細は、巻末に添付のCD-ROMを確認ください。

③がんと診断確定
「がんによる入院の保障」の「注意」参照

「がん」の用語については、「用語等の説明」の「1. ご契約のしおり等における表記」参照

④被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡時支払金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

⑤公的医療保険制度
「約款抜粋」の別表1参考

⑥医科診療報酬点数表
「約款抜粋」の別表1参考



⑦詳細は、当社ホームページを参照ください。

⑧「約款抜粋」の別表2参考

⑨病院または診療所
「約款抜粋」の別表2参考

⑩血液照射
被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血用血液に対して放射線照射を行うものであるため、支払対象となりません。

⑪ 特定損傷保険

～不慮の事故による骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療に備える保険～

お支払いできる場合

「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が不慮の事故により骨折、関節脱臼、腱の断裂の治療を受けた場合、被保険者に給付金をお支払いします。

なお、特定損傷保険には、死亡保障や解約払戻金はありません。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

特定損傷給付金

支払事由	責任開始時以後に生じた不慮の事故 ^② により、 その事故の日からその日を含めて180日以内に、 所定の特定損傷 ^③ （骨折、関節脱臼、腱の断裂）の治療 ^④ を受けたとき
支払額	特定損傷保険の給付金額
支払限度	10回
受取人	被保険者 ^⑤



■次の治療は支払対象となりません。

- ・軟骨（鼻軟骨・肋軟骨・半月板等）の損傷による治療
- ・筋、韌帯の損傷・断裂による治療
- ・病院または診療所^⑥以外での治療

■同一の不慮の事故による特定損傷給付金のお支払いは1回限りです。

特定損傷給付金をお支払いした場合には、同一の不慮の事故による特定損傷給付金の請求を受けてもお支払いできません。

■特定損傷給付金を支払限度（10回）までお支払いした場合、特定損傷保険は消滅します。

■支払回数の限度は、更新前後の支払回数を通算して判定します。

■被保険者が死亡した場合には、すみやかに当社まで連絡ください。

死亡時支払金受取人^⑦は、被保険者が死亡した場合に、前納した保険料の残額、積み立てた配当金等があるときは、これらを受け取ることができます。

①支払事由の詳細は、巻末に添付のCD-ROMを確認ください。

②不慮の事故
「約款抜粋」の別表12参照

③特定損傷
「約款抜粋」の別表26参照

④治療
「約款抜粋」の別表28参照

⑤被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡時支払金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

⑥病院または診療所
「約款抜粋」の別表27参照

⑦死亡時支払金受取人
死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

⑫ 保険料払込免除特約

～所定の3大疾病等になった場合に保険料の払込みが免除される特約～

保険料の払込みが免除される場合

被保険者が所定の3大疾病、所定の身体障がい状態、所定の要介護状態のいずれかになった場合、将来の保険料の払込みが免除されます。

○複数の保険契約を組み合わせている場合で、保険料払込免除特約を付加するときは、組み合わせた複数の保険契約すべてに保険料払込免除特約が付加されます。

○被保険者が保険期間中に次の保険料の払込みの免除事由^①に該当した場合、将来の保険料の払込みが免除されます。

1. 所定の3大疾病

がん（悪性新生物）^②

責任開始時前を含めて初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたとき

急性心筋梗塞^③

責任開始時以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき

- (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態^④が継続したと診断されたとき
- (2)急性心筋梗塞の治療のための手術^⑤を受けたとき

脳卒中^⑥

責任開始時以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき

- (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な神経学的後遺症^⑦が継続したと診断されたとき
- (2)脳卒中の治療のための手術^⑤を受けたとき

2. 所定の身体障がい状態

次の(1)および(2)をともに満たしたとき

- (1)責任開始時以後の傷病を原因として、身体障がい者福祉法に定める1級、2級または3級の障がいに該当したこと
- (2)(1)の障がいに対する身体障がい者手帳の交付があったこと

3. 所定の要介護状態

責任開始時以後の傷病を原因として、次の(1)または(2)の状態に該当したとき

- (1)公的介護保険制度^⑧に定める要介護2以上^⑨の状態に該当していると認定されたこと
- (2)所定の要介護状態^⑩に該当した日から180日以上要介護状態が継続したことを診断確定されたこと

○3大疾病保険金、身体障がい保険金または介護保険金の請求があった場合、保険料の払込みの免除についても契約者から請求があったものとして取扱います。

○3大疾病保障保険、身体障がい保障保険または介護保障保険のご契約がない場合でも、保険料の払込みが免除されます。

○所定の身体障がい状態に対する保険料の払込みの免除については、2つ以上の障がいに該当したことにより、1級～3級の身体障がい者手帳の交付があった場合も保険料の払込みの免除の対象となります。

例えば、4級の障がいに2つ該当した場合、身体障がい者福祉法にもとづき、3級の身体障がい者手帳が交付されることがあります。（2013年1月現在）

保険料の払込みを免除できない場合については、「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

ご契約にあたって

しづみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

①免除事由の詳細は、巻末に添付のCD-ROMを確認ください。

②がん（悪性新生物）
「用語等の説明」の「1. ご契約のしおり等における表記」参照

③急性心筋梗塞
「約款抜粋」の別表4参照

④労働の制限を必要とする状態
軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

⑤手術
「約款抜粋」の別表8参照

⑥脳卒中
「約款抜粋」の別表5参照

⑦神経学的後遺症
・言語障がい
・運動失調
・麻痺

等

⑧公的介護保険制度
「約款抜粋」の別表9参照

⑨要介護2以上
「約款抜粋」の別表10参照

⑩要介護状態
「約款抜粋」の別表11参照



注意

■がん（悪性新生物）の診断確定とは、がん（悪性新生物）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたことをいいます。^①

■がん（上皮内新生物等）^②と診断確定された場合、保険料の払込みの免除事由には該当しません。

■保険料の払込みの免除事由に該当した場合、その時までに到来している保険料期間の未払込保険料^③が払込まれなければ、当社は保険料の払込みを免除できません。

■身体障がい者福祉法、公的介護保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、保険料の払込みの免除事由を変更することがあります。この場合、保険料の払込みの免除事由を変更する2カ月前までに契約者宛に連絡します。

^①病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

^②がん（上皮内新生物等）

「用語の説明」の「1. ご契約のしおり等における表記」参照

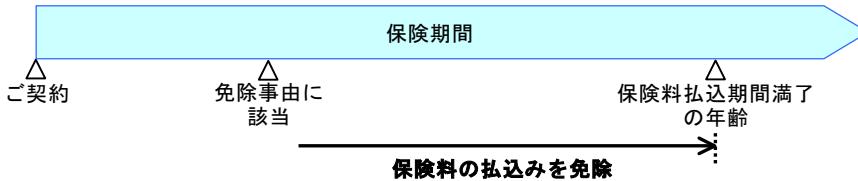
^③複数の保険契約を組み合わせている場合は、組み合わせた保険契約すべての未払込保険料となります。

保険料の払込みが免除される期間について

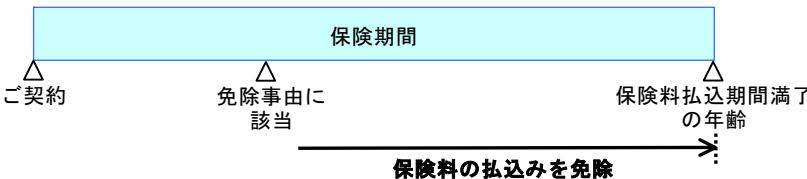
保険料の払込みが免除される期間は、保険料の払込期間が満了する日までです。（保険期間が更新型の場合は、契約時に指定した自動更新の上限年齢に達する契約応当日の前日までとなります。）

《例》

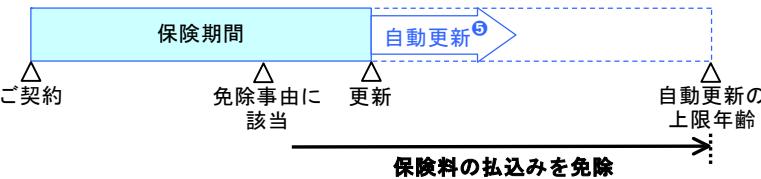
○保険期間が終身の場合



○保険期間が全新型^④の場合



○保険期間が更新型^⑤の場合



^④全新型、更新型
「1. ニッセイみらいのカタチの特徴」の「『保険期間のタイプ』の選択」参照

^⑤自動更新
「9. ご契約の更新」参照

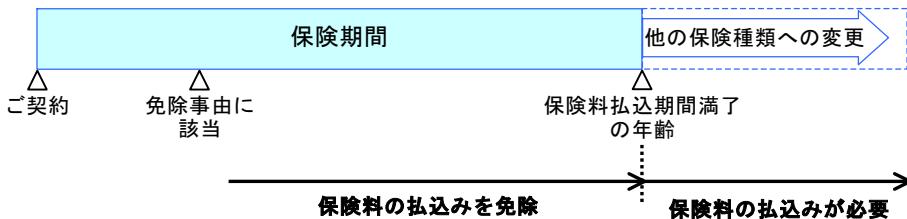
○保険契約の保険期間が有期の場合、保険料の払込みが免除されていても、保険料払込期間が満了する年齢（保険期間が更新型の場合は、自動更新の上限年齢）に到達する時に契約者の申出にもとづき、次の取扱いをするときは、以後の保険料の払込みが必要です。^①

- ・同一保険期間での更新
- ・保険期間の変更
- ・他の保険種類への変更

①「2.O. ご契約後の保障内容の見直し」の「更新時・指定年齢到達時の保障内容の変更」参照

《保険料の払込みが必要となる場合の例》

○保険期間が有期＜全期型＞の場合



保険料の払込みを免除できない場合

がん（悪性新生物）と診断確定された場合または1～3級の身体障がい者手帳の交付があった場合でも、保険料の払込みが免除できない場合があります。

(1) がん（悪性新生物）と診断確定されても保険料の払込みが免除できない場合

○被保険者が責任開始前にがん（悪性新生物）と診断確定されていた場合、保険料の払込みを免除できません。

この場合、責任開始時以後に新たにがん（悪性新生物）と診断確定された場合であっても、保険料の払込みを免除できません。^②

②不担保期間（責任開始の日から90日間）が経過した後に診断確定された場合であっても、保険料の払込みは免除できません。

○被保険者が不担保期間（責任開始の日から90日間）にがん（悪性新生物）と診断確定された場合、保険料の払込みを免除できません。

不担保期間が経過した後に、新たにがん（悪性新生物）と診断確定された場合には、保険料の払込みの免除の対象となります。

ただし、不担保期間が経過した後にがん（悪性新生物）と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん（悪性新生物）の再発・転移等と認められるときは、保険料の払込みを免除できません。

(2) 1～3級の身体障がい者手帳の交付があっても保険料の払込みが免除できない場合

○2つ以上の障がいに該当したことにより、1級～3級の身体障がい者手帳の交付があった場合でも、次の場合は、保険料の払込みを免除できません。

- ・一部の障がいが免責事由に該当する場合や、障がいの原因が責任開始時前に生じていた場合等で、その障がいを除いた他の障がいが1級～3級の障がいに該当しない場合^③

③詳細は、「17. 保険金等をお支払いできない場合」の事例（3）を確認ください。

(13) リビング・ニーズ特約

~余命6カ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を受取ることができる特約~

お支払いできる場合

余命6カ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします。

○リビング・ニーズ特約は、次の保険契約に自動的に付加されます。

- ・終身保険
- ・養老保険
- ・定期保険
- ・生存給付定期保険
- ・3大疾病保障保険
- ・身体障がい保障保険
- ・介護保障保険

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、特約保険金をお支払いします。

特約保険金

支払事由	余命が6カ月以内と判断されるとき
支払額	$\left[\text{受取人が指定した保険金額} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{請求日から6カ月間の指定した保険金額に} \\ \text{対応する利息および保険料に相当する金額}^① \end{array} \right]$
請求金額の限度	死亡保険金額の範囲内、かつ、3,000万円以内 ^② の金額
受取人	被保険者 ^③



■複数の保険契約を組み合わせている場合、各保険契約の保険金額の合計額としての金額を指定ください。

特約保険金の請求があった場合、組み合わせた複数の保険契約すべてについて請求があったものとして、各保険契約の死亡保険金額の割合に応じてお支払いします。

■保険期間満了前1年以内^④の保険契約の死亡保険金額については、特約保険金としてお支払いできません。

複数の保険契約を組み合わせている場合、保険期間満了前1年以内の保険契約を除いた各保険契約の保険金額の合計額としての金額を指定ください。

■特約保険金の請求中に被保険者が死亡した場合、特約保険金はお支払いできません。この場合は死亡保険金受取人から死亡保険金を請求ください。

■特約保険金を受取った後、6カ月以内に被保険者が死亡した場合でも、差引いた6カ月分の利息・保険料相当額については返金しません。

■余命6カ月以内の判断は、当社が行います。

余命6カ月以内の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは当社が確認を行った結果にもとづいて行います。

余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることをいいます。

■死亡保険金額の全部をお支払いした場合、請求日にその保険契約は消滅したものとします。

死亡保険金額の一部をお支払いした場合、各保険契約の死亡保険金額は受取人が指定した保険金額分、請求日に減額されたものとします。

この場合、減額部分についての解約払戻金はお支払いできません。

■特約保険金は1回限りのお支払いとなります。

■リビング・ニーズ特約のみを解約することはできません。

「17. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

①保険料に相当する金額

請求日から6カ月以内に更新等がある場合、更新後にかかる部分は、請求時の保険料率、更新日の被保険者の年齢により計算した保険料を用います。

②3,000万円以内

複数の保険契約に加入し、それぞれにリビング・ニーズ特約を付加している場合でも、1人の被保険者につき請求できる金額の限度は3,000万円となります。

③被保険者

契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人等である場合、「法人(契約者)」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

④保険期間満了前1年以内

特約保険金の請求書類が当社に到達した日が、保険期間満了前1年以内であることをいいます。また、保険期間満了時に更新等される場合を除きます。

8 個人年金保険料税制適格特約

この項目は年金保険の取扱いに関する記載です。

※2013年1月現在の税制・関係法令等にもとづき、税務の取扱等について記載しています。

個人年金保険料税制適格特約

個人年金保険料税制適格特約を付加することで、払込みいただく年金保険の保険料が所得税法・地方税法に定める「個人年金保険料」に該当し、一般生命保険料控除とは別枠で、所得控除の適用が受けられます。^①

○個人年金保険料税制適格特約を付加する場合は、次の税制適格要件をすべて満たすことが必要です。

- ・年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること
- ・年金受取人は被保険者と同一人であること
- ・保険料払込期間が10年以上であること
- ・年金開始日^②における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

個人年金保険料税制適格特約を付加した場合の取扱い

個人年金保険料税制適格特約を付加している場合は、付加していない場合と一部取扱いが異なります。

(1) 配当金^③

○年金開始日前に年金保険に割当てられた配当金は、次の契約応当日から所定の利息をつけて積立てておき、年金開始日まで年金保険が継続したときは、年金開始日に年金額の増額にあてられます。

年金開始日前に契約者から請求があっても、積立てられた配当金はお支払いできません。ただし、年金開始日前に年金保険が消滅したときは、契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）にお支払いします。



注意

■複数の保険契約を組み合わせている場合は、年金開始日前に組み合わせた他の保険契約に割当てられた配当金も上記と同様の取扱いとなり、年金開始日前に契約者から請求があってもお支払いできません。

なお、年金開始日前に年金保険が消滅した後も組み合わせた他の保険契約が存続するときは、積立てられた配当金は引き続き積立てておき、契約者から請求があったとき、または組み合わせた保険契約すべてが消滅したときにお支払いします。

①「24. 生命保険と税金」の「生命保険料控除」参照

②年金開始日
被保険者の年齢が、ご契約時に選択した年金開始年齢（指定年齢）に達する契約応当日をいいます。

③配当金
「10. 配当金」参照

(2) 解約払戻金等

- 年金額の減額^①等所定の場合に当社が支払うべき解約払戻金等があるときは、これを支払うべき日から所定の利息をつけて積立てておき、年金開始日まで年金保険が継続したときは、年金開始日に年金額の増額にあてられます。
年金開始日前に契約者から請求があっても、積立てられた解約払戻金等はお支払いできません。ただし、年金開始日前に年金保険または個人年金保険料税制適格特約のみが消滅したときは、契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）にお支払いします。

①減額

「20. ご契約後の保障内容の見直し」の「保険金額等の減額」参照



- 複数の保険契約を組み合わせている場合は、組み合わせた他の保険契約の解約・保険金額等の減額等所定の場合に当社が支払うべき解約払戻金等も上記と同様の取扱いとなり、年金開始日前に契約者から請求があってもお支払いできません。

(3) 契約貸付制度^②による貸付金の元利金の精算

- 年金額の減額により当社が支払うべき解約払戻金等から貸付金の元利金は差引精算しません。

- 年金開始日の前日までに貸付金の元利金が返済されない場合、契約者の申出により次のいずれかの方法で精算します。

- A. 貸付金の元利金を当社が支払うべき第1回目の年金から差引く方法
- B. 年金の一括支払^③を請求し、貸付金の元利金を支払額から差引く方法
この場合、年金の一括支払を行った時にご契約は消滅し、年金としてお支払いすることはできません。

②契約貸付制度

「19. 契約貸付制度」参照



- Aの方法で貸付金の元利金を精算できない場合は、自動的にBの方法で精算し、ご契約は年金の一括支払を行った時に消滅します。したがって、年金としてお支払いすることはできません。
年金での受取りをご希望の場合は、計画的な返済をおすすめします。

③年金の一括支払

「7. 保障内容 (3) 年金保険」の「年金等の支払方法の変更」参照

(4) ご契約内容の変更

- 次のようなご契約内容の変更はできません。

- ・年金受取人の変更
- ・5年確定年金への変更
- ・契約日から10年末満の払済保険への変更^④
- ・契約貸付制度を利用している年金保険における年金額の所定の減額^⑤

④詳細は、「20. ご契約後の保障内容の見直し」の「払済保険への変更」を確認ください。

⑤所定の減額

貸付金の元利金が、減額後の年金保険の解約払戻金の所定の割合をこえる場合は、減額を取り扱いません。

⑥後継年金受取人
「21. 年金開始にともなう取扱い」参照



- 次の場合、個人年金保険料税制適格特約は消滅します。

- ・年金保険が消滅したとき
- ・保険料払込免除特約により、保険料の払込みが免除されたとき
- ・契約者を配偶者以外の方に変更されたとき

- 個人年金保険料税制適格特約のみを解約することはできません。

9

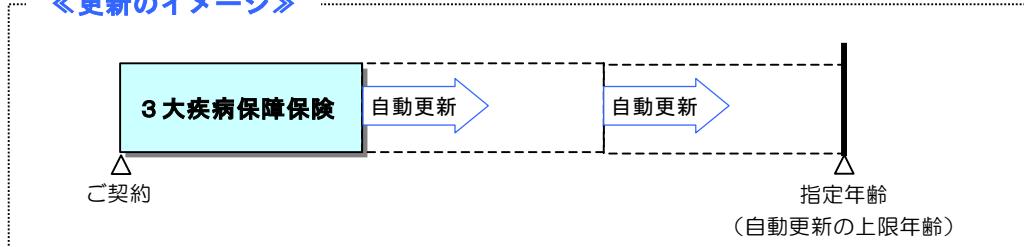
ご契約の更新

更新

保険期間が満了する際に、診査や告知なしで保障を継続することを更新といいます。保険期間が有期（更新型^①）の場合、契約時に指定した指定年齢^①までは、保険期間が満了するつど、自動的に更新します。^②

- 指定年齢までの更新は、保険期間が満了するつど自動的に行われ、これを自動更新といいます。
- 更新を希望しない場合は、更新前の保険契約の保険期間が満了する日の1ヶ月前までに、契約者から当社に申出ください。

《更新のイメージ》



■次の場合は、更新できません。

- ・更新日の前日までの保険料が払込まれていない場合
- ・更新前の保険契約に特別条件が適用されている場合^③
- ・更新時に当社が各保険契約を取り扱っていない場合

更新後の取扱い

自動更新した場合、更新前後の保険期間や保険金額等が同じであっても、通常、保険料は更新前に比べて高くなります。

(1) 保険料の取扱い

- 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢^④、保険料率により計算します。
- 同一の保障内容で更新する場合でも、更新後の保険料は、通常、更新前より高くなります。

- 更新後の第1回保険料は、更新日の属する月の1日から末日までに払込みください。

(2) 保険金額等の取扱い

- 更新後の保険金額等は、更新前と同じです。
- 更新時に保険金額等の減額を希望する場合、更新前の保険契約の保険期間が満了する日の1ヶ月前までに、契約者から当社に申出ください。



■次の場合は、更新時の保険金額等の減額はできません。

- ・減額後の保険金額等が当社の定める限度^⑤を下回る場合^⑥
- ・保険料の払込みが免除された場合

①更新型、指定年齢
「1. ニッセイみらいのカタチの特徴」の「『保険期間のタイプ』の選択」参照

②当社所定の範囲内で、更新の際に保障内容を変更することができます、指定年齢到達時に保険期間を変更することができます。

詳細は、「2.0. ご契約後の保障内容の見直し」を確認ください。

③次のいずれかに該当する場合は更新できます。

1. 保険金削減支払法のみが適用されていて、保険期間満了日までに保険金を削減する期間が満了している場合
2. 特定部位不担保法のみが適用されている場合
3. 保険金削減支払法、特定部位不担保法の2種類のみが適用されていて、保険期間満了日までに保険金を削減する期間が満了している場合

④更新日における被保険者の年齢
保険料払込免除特約が付加されている場合は、更新日・保険料の払込みが免除される期間の満了日の翌日における被保険者の年齢



⑤当社の定める限度
詳細は当社ホームページを参照ください。

⑥組み合わせた複数の保険契約のうち、一部の保険契約を減額する場合の制限は、「1. ニッセイみらいのカタチの特徴」の「複数の保険契約を組み合わせて加入する場合の当社所定の取扱い」を確認ください。

(3) 保険期間の取扱い

○更新後の保険期間は、更新前と同じです。

更新時に保険期間の変更を希望する場合、更新前の保険契約の保険期間が満了する日の1ヵ月前までに、契約者から当社に申出ください。



注意

■保険料の払込みが免除された場合、更新時の保険期間の変更はできません。

①2013年4月現在の取扱いです。

○次の場合は、当社が保険期間を変更して更新します。①

- (A) 更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が指定年齢をこえる場合
- (B) 更新後の保険期間満了日の翌日から指定年齢に到達する契約応当日の前日までの期間が5年未満となる場合

『当社が保険期間を変更して更新する場合の例』

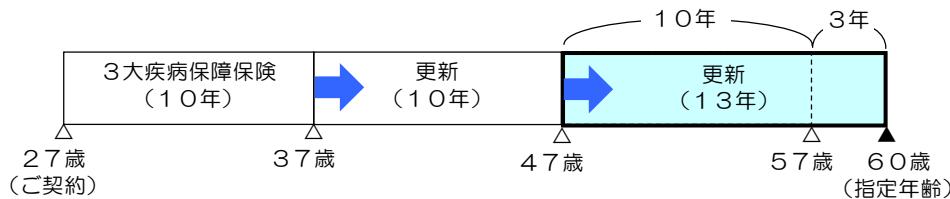
- (A) 更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が指定年齢をこえる場合

○更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が63歳となり、指定年齢(60歳)をこえるため、保険期間を指定年齢までに変更(短縮)して更新します。



- (B) 更新後の保険期間満了日の翌日から指定年齢に到達する契約応当日の前日までの期間が5年未満となる場合

○更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が57歳となり、指定年齢(60歳)に到達する契約応当日の前日までの期間が5年未満となるため、保険期間を指定年齢までに変更(延長)して更新します。



(4) 保険契約に適用される約款の取扱い

○更新後の保険契約には、更新日の約款を適用します。

ただし、保険料払込免除特約について、複数の保険契約を組み合わせている場合、更新前に付加されていた特約が引き続き適用される場合があります。

10 配当金

当社の決算により剩余金が生じた場合、契約者に配当金をお支払いします。

(1) 配当金の取扱い

○配当金は、毎年の決算により生じた剩余金から割当てられ、次の契約応当日から所定の利率^①による利息をつけて積立てます。^②

積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。

- ・契約者からの請求があったとき
- ・保険契約が消滅したとき

(複数の保険契約を組み合わせている場合は、組み合わせたすべての保険契約が消滅したとき)

(2) 年金保険に加入している場合の配当金の取扱い

○年金保険に加入している場合、次のとおり、配当金の取扱いが異なります。

<年金開始日前>

■年金開始日前に割当てられた配当金は、次の契約応当日から所定の利率による利息をつけて積立てます。^②

積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。^③

- ・契約者からの請求があったとき
- ・年金保険が消滅したとき

(複数の保険契約を組み合わせている場合は、組み合わせたすべての保険契約が消滅したとき)

<年金開始日>

■年金開始日が到来した際に積立てられている配当金および年金開始日となる契約応当日の到来により割当てられた配当金は、年金開始日に年金額の増額にあてられます。

<年金開始日後^④>

■年金開始日後に年金保険に割当てられた配当金は、年金とともに年金受取人にお支払いします。



■保険料払込免除特約、リビング・ニーズ特約には、配当金がありません。

■当社の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金をお支払いできない場合があります。

■次の場合には、積立てられた配当金は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。^⑤

【単独で保険契約に加入している場合】

保険金のお支払いにより保険契約が消滅した^⑥とき

【複数の保険契約を組み合わせている場合】

保険金のお支払いにより組み合わせたすべての保険契約が消滅した^⑥とき



①所定の利率

利率は経済情勢等により変動することがあります。

率については、当社ホームページを参照ください。

②そのほかに、ご契約後所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対し、配当金をお支払いする場合があります。

③個人年金保険料税制適格特約を付加している場合は、年金開始日前に割当てられた配当金の取扱いが異なります。

詳細は、「8. 個人年金保険料税制適格特約」の「個人年金保険料税制適格特約を付加した場合の取扱い」を確認ください。

④年金保険と組み合わせていた保険契約が、年金開始日後も継続する場合、年金開始日後にその保険契約に割当てられた配当金の取扱いは、「(1) 配当金の取扱い」と同様となります。

⑤組み合わせた保険契約に死亡保険金がある保険契約がない場合で、被保険者の死亡により消滅したときは、死亡時支払金受取人にお支払いします。

⑥死亡保険金がない保険契約で、被保険者の死亡により消滅した場合を含みます。

11 保険料の払込方法

保険料の払込経路

保険料の払込経路には、口座振替扱、団体扱、金融機関等への振込扱、クレジットカード扱があります。

○複数の保険契約を組み合わせている場合、すべての保険契約において、保険料の払込経路・取扱内容は同一となります。

払込経路	取扱内容
口座振替扱	銀行等の金融機関 ^① の口座から、自動的に保険料が振替えられます。 ^②
団体扱	当社と団体取扱契約を締結されている勤務先等の団体を経由して、保険料を払込みいただきます。 ^{③④}
金融機関等への振込扱	当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等に保険料を払込みいただきます。
クレジットカード扱	クレジットカード ^⑤ により、保険料を払込みいただきます。 ^⑥



■保険料の払込経路によっては、保険料が異なることがあります。
このため、払込経路を変更する場合、保険料が変更となることがあります。

①銀行等の金融機関、クレジットカード

当社が指定した銀行等の金融機関、クレジットカード発行会社に限ります。

②各経路に応じた特約を付加していただきます。

当社が特約の付加を取り扱っていない場合は、その経路への変更はできません。

また、組み合わせた複数の保険契約のうち、特定の経路を取扱っていない保険契約がある場合には、組み合わせたすべての保険契約において、その経路は選択できません。

③第1回目の保険料は、当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等に払込みいただきます。

④保険料の払込回数は相互に変更することができます。

この場合、当社所定の契約応当日から保険料の払込回数を変更します。
なお、保険料の払込みが免除されたときは変更できません。

⑤それぞれ所定の利率で保険料を割引きます。

⑥頭金制度

頭金制度を利用した保険料の払込みは、終身保険・養老保険・年金保険のみの取扱いです。

⑦消滅等

- 保険金等のお支払いによる消滅
- ご契約の解約、減額
- 保険料の払込みの免除等をいいます。

保険料の払込回数

保険料の払込回数には、月払、年払があります。^④

○月払の場合、毎月1回、保険料を払込みいただきます。

年払の場合、毎年1回、保険料を払込みいただきます。

なお、複数の保険契約を組み合わせている場合、すべての保険契約において、保険料の払込回数は同一となります。

○当社の定める範囲内で、保険料をまとめて払込む方法があります。

なお、組み合わせた複数の保険契約の保険料を一括払込や前納によって払込む場合は、各保険契約の保険料をまとめて払込みください。

まとめて 払込む方法	払込回数		しくみ
	月払	年払	
一括払込	○	×	当月分以後の3カ月分～12カ月分の保険料をまとめて払込みいただきます。 ^⑤
前納	×	○	所定の範囲内で保険料をまとめて払込みいただきます。 ^⑥ まとめて払込まれた保険料は、所定の利息をつけて積立て、契約応当日ごとに保険料に充当します。
頭金制度 ^⑥	○	○	ご契約の申込みの際、保険契約の一部に対応する保険料を、頭金として払込みいただきます。

○一括払込または前納を利用した場合、ご契約が消滅等^⑦したときには、一括払込または前納した保険料の残額があれば契約者に払戻します。なお、頭金制度を利用した場合、ご契約が消滅等したときでも、頭金として払込まれた保険料は払戻しません。



■頭金として払込む保険料が当社の定める範囲外となる場合は頭金制度を利用できません。

■組み合わせた複数の保険契約において、一部の保険契約や保険料払込免除特約を解約した場合または保険金額等を減額した場合は、一括払込・前納の効力は失われます。この場合、組み合わせた保険契約すべての一括払込または前納した保険料の残額をあわせて契約者に払戻します。

■保険金のお支払いにより保険契約が消滅する^①場合、その消滅する保険契約に対応する部分の一括払込または前納した保険料の残額は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。^②

■年金保険に加入の場合で、ご契約の申込時に前納を希望するときには、当社の定める範囲内で、全保険料払込期間に対応する保険料の前納のみ取扱います。

■金利情勢等によっては、一括払込・前納・頭金制度を利用できない場合があります。

①死亡保険金がない保険契約で、被保険者の死亡により消滅する場合を含みます。

②組み合わせた保険契約に死亡保険金がある保険契約がない場合で、被保険者の死亡により消滅したときは、死亡時支払金受取人にお支払いします。

また、組み合わせた保険契約が保険金のお支払いにより消滅すると同時に他の保険契約の保険料の払込が免除される場合、契約者にお支払いします。

③保険料期間

「12. 保険料の払込期月・保険料期間」の「保険料期間」参照

ご契約の消滅等による払戻し（年払契約の場合）

ご契約の消滅等により保険料の払込みが不要となった場合、払込まれた保険料の一部に相当する額を契約者に払戻します。

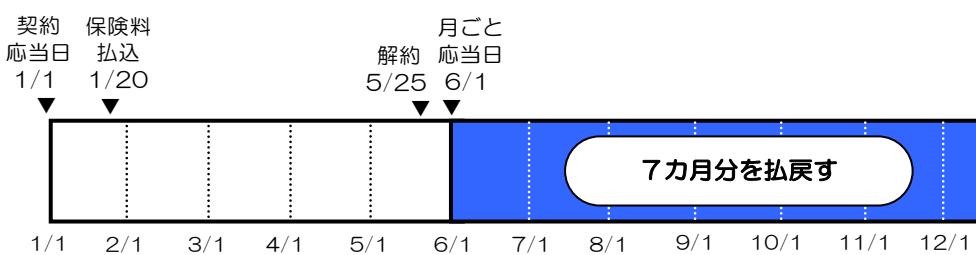
保険料相当額を 払戻す場合	年払契約で、保険料が払込まれた後に、ご契約の消滅等により保険料の払込みが不要になった場合
払戻す金額	すでに払込まれた保険料のうち、次の期間に対応する保険料相当額 期間：保険料の払込みが不要となった日の翌日以後、最初に到来する月ごと 応当日から、その月ごと応当日の属する保険料期間 ^④ の末日までの月数

『ご契約の消滅等による払戻しの例』

【年払契約】契約応当日：1月1日
保険料の払込み：1月20日 月ごと応当日：各月1日
解約：5月25日

○保険料の払込みが不要となった日はご契約を解約した5／25であり、その翌日以後最初に到来する月ごと応当日は6／1となります。

したがって、6／1から12／31までの7カ月分の保険料相当額を払戻します。



■保険料の払込回数が月払のご契約、または頭金制度を利用したご契約の一時払部分については、上記「ご契約の消滅等による払戻し（年払契約の場合）」の取扱いはありません。

■保険金のお支払いにより消滅する^①保険契約に対応する部分の保険料相当額は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。^②

12 保険料の払込期月・保険料期間

保険料の払込期月

毎回の保険料を払込みいただく期間のことを、払込期月といいます。
保険料は払込期月内に払込みください。

- 保険料の払込期月は次のとおりです。

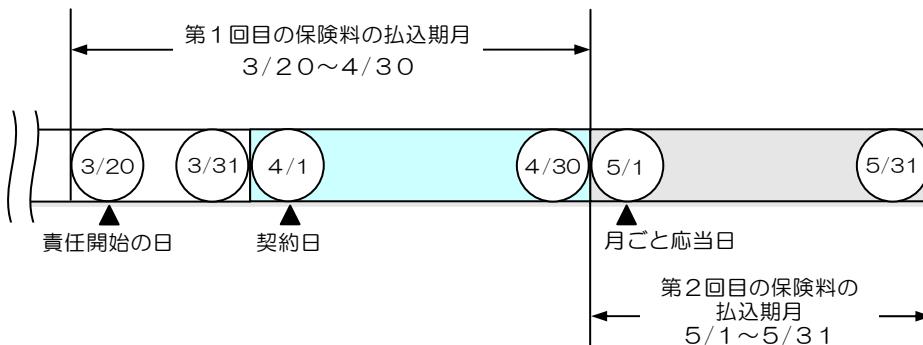
払込期月	
第1回目の保険料	責任開始の日から翌月の末日まで
第2回目以後の保険料	月ごと応当日（年払の場合は契約応当日）の属する月の1日から末日まで

- 複数の保険契約を組み合わせた場合、それらの保険料はあわせて払込むこととなります。

《保険料の払込期月の例》

【月払契約】契約日：4月1日 月ごと応当日：各月1日

- 第1回目の保険料は、3／20から4／30の間に払込みください。
- 第2回目の保険料は、5／1から5／31の間に払込みください。



■払込期月内に保険料の払込みがない場合、当社は保険料の払込みを催告します。

■組み合わせた複数の保険契約のうち一部の保険契約のみの保険料を払込むことはできません。

保険料期間

払込まれた保険料が充当される期間を、保険料期間といいます。

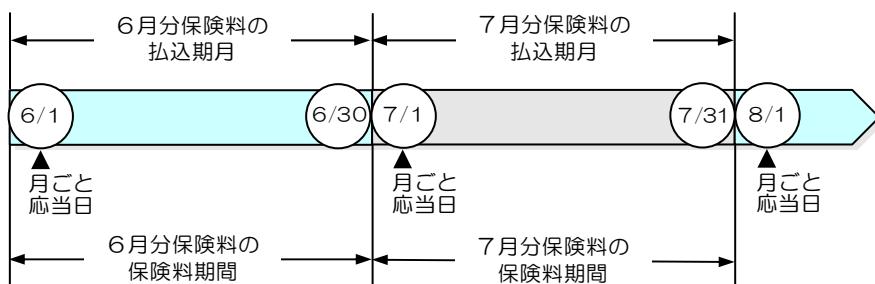
○保険料期間は、月ごと応当日（年払の場合は、契約応当日）からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。^①

○月払契約については、契約日が月の1日の場合、払込期月と保険料期間は同じ期間ですが、契約日が月の1日でない場合は、払込期月と保険料期間は異なる期間になります。

『保険料期間の例1』

【月払契約】 契約日：4月1日　月ごと応当日：各月1日

○払込期月と保険料期間は同じ期間になります。

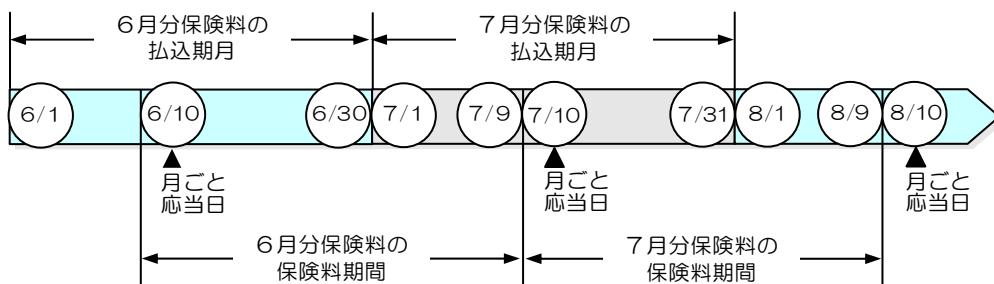


- ・6月分保険料で、6／1～6／30の期間を保障します。
- ・7月分保険料で、7／1～7／31の期間を保障します。

『保険料期間の例2』

【月払契約】 契約日：4月10日　月ごと応当日：各月10日

○払込期月と保険料期間は異なる期間になります。



- ・6月分保険料で、6／10～7／9の期間を保障します。
- ・7月分保険料で、7／10～8／9の期間を保障します。

13 保険料の払込みの催告とご契約の解除

催告と解除の取扱い

保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えた場合、ご契約は解除されます。

○払込期月内に契約者から保険料の払込みがない場合、当社は次の内容を契約者に通知します。

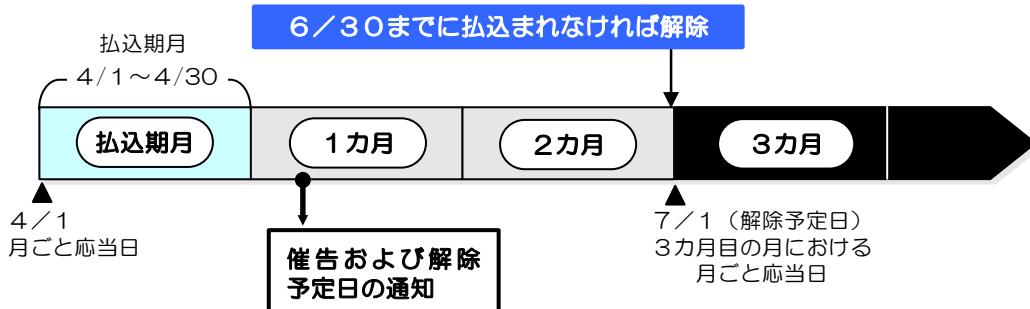
- ・保険料の払込みの**催告^①**
- ・解除予定日の前日までに保険料が払込まれなければ、解除予定日の到来をもってご契約を解除すること

○解除予定日は、払込期月の経過後3カ月目の月における月ごと応当日です。

①催告
払込期月内に保険料の払込みがないご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みを請求することをいいます。

《保険料の払込みの催告とご契約の解除の例》

【月払契約】契約応当日：1月1日 月ごと応当日：各月1日



○解約払戻金がある場合は、解約払戻金から解除日までに到来している保険料期間の未払込保険料を差引いてお支払いします。



■組み合わせた複数の保険契約のうち一部の保険契約のみの保険料を払込むことはできません。

■頭金制度を利用した場合で、保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えたときは、頭金として払込まれた部分も含め、ご契約は解除されます。

■この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。
契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。^②

■当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。^③
住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に保険料の払込みの催告および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることになります。

■解除予定日の前日が営業日^④でない場合であっても、解除予定日は変更されません。

■解除されたご契約を元に戻すことはできません。

②詳細は、「19. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

③詳細は、「23. 住所等の変更にともなう手続き」を確認ください。

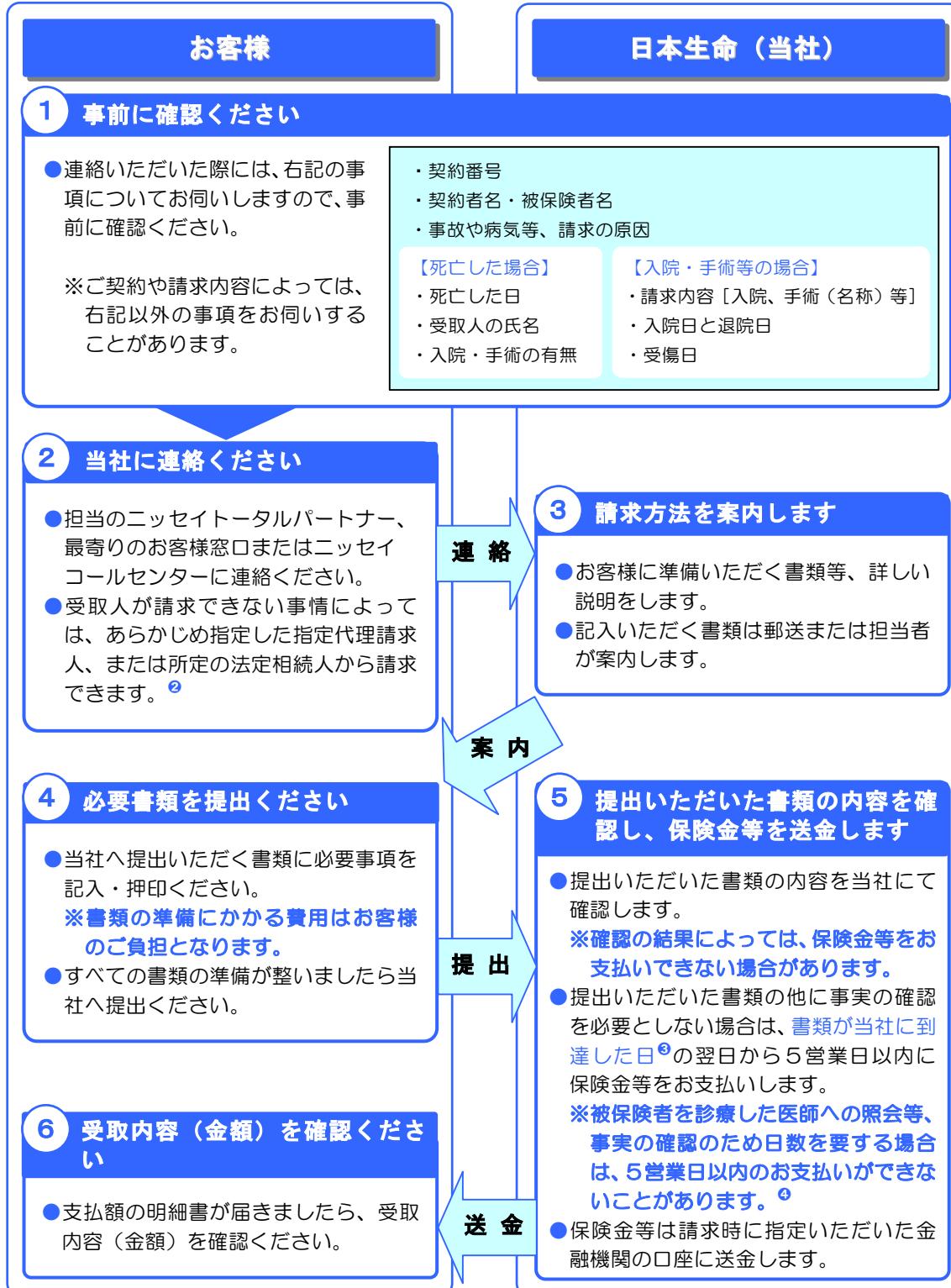
④営業日とは、次の日を除く日をいいます。
 ・土曜日、日曜日
 ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 ・12月31日から翌年1月3日（2013年1月現在の取扱いです。）

14 保険金等の請求

保険金等の請求手続の流れ

保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当した場合には、すみやかに当社まで連絡ください。

○保険金等は次の請求手続の流れに沿って保険金等の受取人から行ってください。^①



○お客様情報、申込内容、告知内容または保険金等の請求内容等の確認のため、当社の確認担当職員^⑤が、契約者・被保険者・受取人に訪問や電話をすることがあります。

また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認することができます。

①次の保険金等については、請求手続が異なる場合があります。

- ・満期保険金
- ・年金
- ・生存給付金

詳細は、次を確認ください。

- ・当項目「14. 保険金等の請求」の「満期保険金等の請求時における簡便な取扱い」
- ・「7. 保障内容
⑤生存給付金付定期保険」の「生存給付金の支払方法」

②詳細は、「15. 指定代理請求人・法定相続人による請求」を確認ください。

③書類が当社に到達した日

完備された書類が当社に到達した日をいいます。

④5営業日以内のお支払いができない場合については、次ページを確認ください。

⑤確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

保険金等のお支払いの時期

保険金等の請求があった場合、当社は必要書類が当社に到達した日の翌日から5営業日以内に保険金等をお支払いします。

ただし、当社に提出いただいた書類だけではお支払いするための確認ができない場合、5営業日以内にお支払いできないことがあります。

○当社に提出いただいた書類だけでは確認ができず、5営業日^①以内にお支払いできない場合は、次の取扱いとなります。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
(1)	保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ^② ア. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 イ. 保険金等のお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ウ. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 エ. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	書類が当社に到達した日の翌日から45日以内
(2)	上記(1)の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ア. 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 イ. 刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合 ^③ ウ. 日本国外における確認が必要な場合	書類が当社に到達した日の翌日から180日以内

○支払期限をこえて保険金等をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。



注意

■保険金等をお支払いするための確認等に際し、契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、またはその確認等に応じなかつた場合^④は、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いできません。

①営業日

営業日とは、次の日を除く日をいいます。

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日（2013年1月現在の取扱いです。）

②(2)に該当しない場合に限ります。

③(1)の「イ」および「エ」の確認を行なう場合に限ります。

④当社の指定した医師による必要な診断に応じなかつた場合を含みます。

保険金・給付金のお受取りに関する相談窓口

死亡保険金や入院・手術等の給付金のお受取りに関する相談窓口を開設しています。

※2013年4月現在の取扱いを記載しています。

○ご契約の解除や保険金等のお受取りに関して不明な点や納得いただけない点がございましたら、次の相談窓口までお問合せください。

■保険金・給付金のお受取りに関する相談窓口

0120-812-196

通話料無料

※携帯電話・PHSからも利用できます。

〔受付時間〕月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

※電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

社外弁護士相談制度

当社の説明に納得いただけず、第三者に相談をお考えのお客様には、**社外弁護士^①**を紹介し、無料でご相談いただける「お申出制度（社外弁護士相談制度）」を開設しています。

※2013年4月現在の取扱いを記載しています。

○社外弁護士相談制度の利用を希望される場合は、次の事務局までお問合せください。

■お申出制度（社外弁護士相談制度）事務局

0120-227-580

通話料無料

※携帯電話・PHSからも利用できます。

〔受付時間〕月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

※上記の事務局へ予約のうえでのご相談となりますので、ご了承ください。

○保険金・給付金の受取内容について再査定が必要な場合は、「**支払サービス審査会^②**」にて審議を行います。

①社外弁護士
当社とは顧問契約を締結していない弁護士をいいます。

②支払サービス審査会

保険金・給付金に関するお客様からの申出を受け支払査定の適切性の審査等を行い、支払担当部門に保険金・給付金に関する勧告を行う機関です。

満期保険金等の請求時における簡便な取扱い

一定の条件を満たす場合、必要書類を提出いただかなくても、当社は満期保険金等の受取人から請求があったものとして、あらかじめ指定いただいた金融機関の口座に送金します。

○当取扱いの対象は、次の**満期保険金等^①**です。この場合、それぞれの条件をすべて満たす必要があります。

満期保険金等のお支払いに際し、事前にお支払いについての案内を送付し、当取扱いの対象かどうかの案内や送金する金融機関の口座の確認等を行います。

	満期保険金等	条件
(1)	養老保険の満期保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者と満期保険金受取人が同一人であること ・契約者が法人でないこと ・死亡保険金の支払事由に該当した旨の通知が保険期間満了日の翌日までにないこと ・その他当社の定める基準を満たすこと
(2)	年金保険の年金	<p>①第1回目の年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者、被保険者、年金受取人が同一人であること ・死亡保険金の支払事由に該当した旨の通知が第1回年金支払基準日までにないこと ・その他当社の定める基準を満たすこと <p>②第2回目以後の年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と年金受取人が同一人であること ・死亡一時金の支払事由に該当した旨の通知がそれぞれの年金支払基準日までにないこと ・その他当社の定める基準を満たすこと
(3)	生存給付金付定期保険の保険期間満了時の生存給付金 ^②	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者が法人でないこと ・死亡保険金の支払事由に該当した旨の通知が保険期間満了日の翌日までにないこと ・その他当社の定める基準を満たすこと

当取扱いの対象となる場合、満期保険金等の受取人からその満期保険金等の請求があつたものとして取扱います。

この場合、それぞれ次の（1）～（3）の日に、請求があつたものとして取扱います。

	満期保険金等	請求があつたものとする日
(1)	養老保険の満期保険金	保険期間満了日の翌日
(2)	年金保険の年金	①第1回目の年金 : 第1回年金支払基準日 ②第2回目以後の年金 : それぞれの年金支払基準日
(3)	生存給付金付定期保険の保険期間満了時の生存給付金	保険期間満了日の翌日

①満期保険金等
満期保険金等とともに支払われる金銭を含みます。

②保険期間満了時の生存給付金が自動的に据置される場合は当取扱いを行いません。

生存給付金が自動的に据置される場合の詳細は、「7. 保障内容 ⑤生存給付金付定期保険」の「生存給付金の支払方法」を確認ください。

○当取扱いを行った場合、それぞれの満期保険金等^①の支払時期は次のとおりです。

	満期保険金等	支払時期
(1)	養老保険の満期保険金	保険期間満了日の翌々日から5営業日以内
(2)	年金保険の年金	①第1回目の年金 第1回年金支払基準日の翌日から5営業日以内 ②第2回目以後の年金 それぞれの年金支払基準日の翌日から5営業日以内
(3)	生存給付金付定期保険の保険期間満了時の生存給付金	保険期間満了日の翌々日から5営業日以内

支払時期をこえて満期保険金等をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。



注意

■満期保険金等をお支払いした場合で、すでに死亡保険金または死亡一時金の支払事由に該当していたときには、当社は満期保険金等を受取った人にそれらの返還を請求することができます。^②

この場合、死亡保険金を支払うときは、死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いし、死亡一時金を支払うときは、後継年金受取人に死亡一時金をお支払いします。

■死亡保険金または死亡一時金の支払事由に該当した場合は、すみやかに当社まで連絡ください。

①満期保険金等
満期保険金等とともに支払われる金銭を含みます。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

保険金の支払方法の選択

保険金について、一時金でのお支払いのほか、年金支払・据置支払を選択できます。

(1) 年金支払（死亡保険金・介護保険金のみの取扱いです。）

○保険金の全部または一部を年金基金にあてて、毎年、年金としてお支払いします。

(2) 据置支払（死亡保険金・満期保険金のみの取扱いです。）

○保険金の全部または一部を据置き、据置期間満了時または受取人から請求があったときにお支払いします。



注意

■年金支払・据置支払をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

年金支払・据置支払は、当社の定める範囲内で選択できます。

なお、申出時に当社が当制度を取り扱っていない場合は、利用できません。

■年金額・据置金額が当社の定める限度を下回る場合、年金支払・据置支払を選択できません。

15 指定代理請求人・法定相続人による請求

指定代理請求人による請求

被保険者が受取人の場合で、受取人が保険金等を請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。

○契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定ください。^①

○指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる場合	受取人が保険金等を請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 ・保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ・当社が認める傷病名を知らされていない場合 ・その他保険金等を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合
指定代理請求人の範囲	被保険者と次の関係にある人1名 ^② を指定代理請求人に指定できます。 ・戸籍上の配偶者 ・直系血族 ・兄弟姉妹 ・同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 なお、保険金等の請求時においても、この範囲内であることを要します。
代理請求できる保険金等	・満期保険金 ^③ ・年金 ^④ ・生存給付金 ^⑤ ・3大疾病保険金 ・上皮内新生物診断保険金 ・身体障がい保険金 ・介護保険金 ・総合医療保険の給付金 ^⑥ ・がん医療保険の給付金 ^⑦ ・特定損傷給付金 ・保険料の払込みの免除 ^⑧ ・リビング・ニーズ特約の特約保険金

○契約者は、被保険者の同意を得て、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。^①

○指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。



■指定代理請求人として保険金等を請求できない場合があります。

故意に保険金等の支払事由を生じさせた人、または故意に受取人を請求できない状態にした人は、指定代理請求人として保険金等を請求できません。

■保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金等を請求いただいたてもお支払いできません。

■代理請求できる保険金等の受取人が法人となる場合は、指定代理請求制度の利用はできません。

①複数の保険契約を組み合わせている場合の取扱いについては、「1. ニッセイみらいのカタチの特徴」の「複数の保険契約を組み合わせて加入する場合の当社所定の取扱い」を確認ください。

②保険料払込免除特約、リビング・ニーズ特約の指定代理請求人の指定・変更是、これらの特約が付加される保険契約と同一の指定・変更をしてください。

③満期保険金
被保険者と満期保険金受取人が同一人である場合に限ります。

④年金
被保険者と年金受取人が同一人である場合に限ります。

⑤生存給付金、保険料の払込みの免除
契約者と被保険者が同一人である場合に限ります。

⑥総合医療保険の給付金
疾病入院給付金、災害入院給付金、入院療養給付金、手術給付金、放射線治療給付金をいいます。

⑦がん医療保険の給付金
がん入院給付金、がん手術給付金、がん放射線治療給付金をいいます。

法定相続人による給付金等の請求

被保険者が死亡した場合、被保険者が受取人となっている給付金等については、被保険者の法定相続人のうち、他の法定相続人を代理する1人から請求ください。

○他の法定相続人を代理する1人は、次の順位で定まります。

- ①死亡保険金受取人^①
- ②指定代理請求人
- ③配偶者
- ④法定相続人の協議により定めた人

○請求できる給付金等は次のとおりです。

- ・上皮内新生物診断保険金
- ・総合医療保険の給付金
- ・がん医療保険の給付金
- ・特定損傷給付金

①死亡保険金受取人
死亡保険金がある保険契約を組み合わせていない場合には、死亡時支払金受取人となります。

ご契約にあたって

しぐみ

保険料の払込み

保険金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ



注意

■故意に給付金等の支払事由を生じさせた人、または故意に被保険者を死亡させた人は、給付金等を請求できません。

■給付金等をお支払いした場合、その後、他の法定相続人から重複してその給付金等を請求いただいたてもお支払いできません。

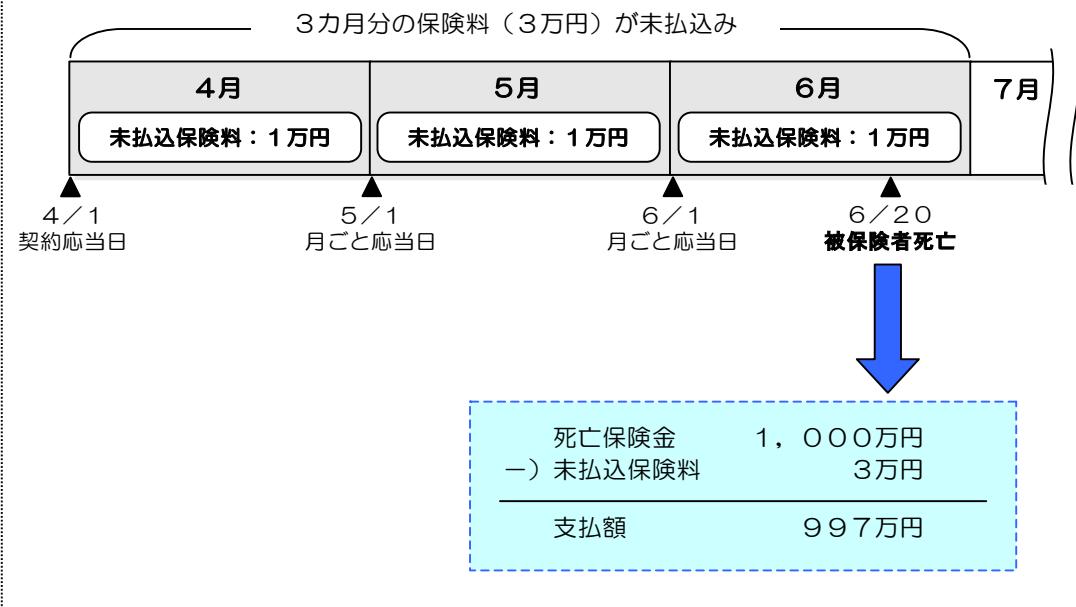
16 保険金等のお支払い時の保険料の精算

保険金等をお支払いする際、未払込保険料がある場合は、保険金等から未払込保険料を差引いてお支払いします。

○保険金等の支払事由に該当した場合で、その時までに到来している保険料期間の未払込保険料^①がある場合は、当社はお支払いする保険金等から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。^②

《未払込保険料がある場合の保険金等のお支払い例》

- ・保険金額：1,000万円
- ・4月、5月、6月分の保険料（月額1万円）が未払込み
- ・被保険者が6／20に死亡



①未払込保険料
複数の保険契約を組み合わせている場合、組み合わせた保険契約のすべての未払込保険料となります。

②次の保険金等からは、未払込保険料を差引きません。

- ・生存給付金付定期保険の保険期間中の3年ごとの契約応当日に生じた生存給付金
- ・年金保険の第2回目以後の年金



■お支払いする保険金等から未払込保険料を差引くことができない場合は、未払込保険料を全額払込みください。
未払込保険料の払込みがない場合には、保険金等をお支払いできません。

17 保険金等をお支払いできない場合

お支払いできない場合

支払事由に該当しない場合や免責事由に該当した場合等は、当社は保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除をすることができません。^①

- 3大疾病保障保険・がん医療保険のがんに関するお支払いができない場合や、保険料払込免除特約の保険料の払込みを免除できない場合については、「7. 保障内容」のそれぞれのページもあわせて確認ください。

(1) 支払事由に該当しない場合

- 保険金等は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。
また、保険料の払込みの免除事由に該当しない場合は保険料の払込みを免除できません。

例えば、次の保険金等は、**責任開始^②**時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする場合には、支払事由に該当しないため、お支払いできません。この場合、保険料の払込みの免除もできません。

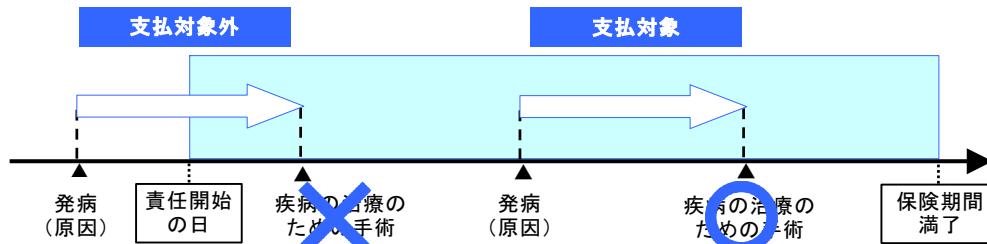
責任開始時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする場合に、お支払いできない保険金等

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| ● 3大疾病保険金 | ● 身体障がい保険金 | ● 介護保険金 | ● 災害入院給付金※ |
| ● 疾病入院給付金※ | ● 手術給付金 | ● 放射線治療給付金 | ● 特定損傷給付金 |

※原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じ、入院給付金がお支払いできない場合は、入院療養給付金もお支払いできません。

《支払事由に該当しない場合の例》

- 手術の原因となった疾病が保険期間中にはない場合は、支払事由に該当しないため支払対象外となります。



■ 傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合でも、次の場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなし、保険金等の支払対象となります。

- ・ 責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、ご契約時に、その疾病について告知があった場合
- ・ 責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、責任開始時前に医師の診療や検査等の結果で異常指摘を受けたことがなく、その疾病による症状について契約者および被保険者に認識や自覚がない場合
- ・ 疾病入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金のお支払いについて、責任開始の日から2年経過後に入院を開始し、または手術や放射線治療を受けた場合

①お支払いできない場合や払込みを免除できない場合の詳細は、巻末に添付のCD-ROMを確認ください。

②責任開始
「6. 責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

(2) 免責事由に該当した場合

○免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても保険金等をお支払いできません。

免責事由は、保険金等の種類によって、次のとおりとなります。

<死亡保険金の免責事由>

次の免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても死亡保険金をお支払いできません。

この場合、契約者に責任準備金または解約払戻金をお支払いします。^①

免責事由		契約者にお支払いする払戻金
A	責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺	責任準備金
B	契約者の故意による被保険者の死亡 (上記Aを除きます。)	解約払戻金
C	死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡 ^② (上記AおよびBを除きます。)	責任準備金

<死亡保険金以外の保険金等の免責事由>

各保険金等について、「●」が記載されているケースに該当した場合、保険金等をお支払いできません。

免責事由	死亡保険金以外の保険金等							保険料の払込みの免除 ^③
	身体障がい保険金	介護保険金	災害入院給付金※	疾病入院給付金※	手術給付金	放射線治療給付金	特定損傷給付金	
被保険者の犯罪行為	●	●	●	●	●	●	●	●
被保険者の薬物依存	●			●				●
契約者または被保険者の故意または重大な過失 ^④	●	●	●	●	●	● ^⑤	●	●
指定代理請求人の故意							●	
被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故		●	●	●	●			
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故		●	●	●	●			
被保険者が無免許で運転 ^⑥ している間に生じた事故		●	●	●	●			
被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故		●	●	●	●			
頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見 ^⑦ のないもの（原因を問いません。）		●	●	●				

※災害入院給付金または疾病入院給付金の免責事由に該当し、入院給付金がお支払いできない場合は、入院療養給付金もお支払いできません。

(3) 告知義務違反^⑧による解除の場合

○契約者や被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社はご契約または特約を解除することができます。

この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行なうことはできず、契約者に解約払戻金をお支払いします。^⑨

ただし、保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、告知義務違反の原因と直接関係のない場合には、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

①免責事由に該当した時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、当社が支払うべき金額から未払込保険料を差引きます。複数の保険契約を組み合わせている場合、組み合わせたすべての保険契約の未払込保険料を差引きります。

②死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡

故意に被保険者を死亡させた人が、死亡保険金の一部の受取人である場合には、当社はその残額を他の受取人にお支払いします。

③所定の身体障がい状態、所定の要介護状態に該当した場合に限ります。

④「被保険者の故意」には自殺行為、自傷行為を含みます。

⑤免責事由は、「契約者または被保険者の故意」になります。

⑥無免許で運転

法令に定める運転資格を持たない運転をいいいます。したがって、運転免許の効力停止中も含みます。

⑦他覚所見

医師が視診、触診や画像診断等によって症状を裏付けることができるものをいいます。

⑧告知義務違反

「5. 健康状態等の告知義務」の「告知義務違反」参照

⑨未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

(4) 詐欺による取消の場合

○契約者、被保険者または保険金等の受取人の詐欺によりご契約の締結が行われたものと認められる場合、当社はご契約または特約を取消すことがあります。
この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(5) 不法取得目的による無効の場合

○契約者が保険金等（保険料の払込みの免除を含みます。）を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的でご契約の締結が行われたものと認められる場合、ご契約または特約は無効となります。
この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(6) 重大事由による解除の場合

○次の(A)～(E)の事項に該当した場合、当社はご契約または特約を解除することができます。
この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、契約者に解約払戻金をお支払いします。
ただし、(D)の事由にのみ保険金等の受取人だけが該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の保険金等の受取人が(D)の事由に該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の保険金等の受取人にお支払いします。
この場合、(D)の事由に該当した一部の保険金等の受取人にお支払いすることとなっていた保険金等に対応する解約払戻金を、契約者にお支払いします。^①

- (A) 契約者、**被保険者**^②または保険金等の受取人が保険金等（保険料の払込みの免除を含みます。）を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で故意に保険事故を発生させたとき^③
- (B) 保険金等（保険料の払込みの免除を含みます。）の請求に関して、その受取人に詐欺があつたとき^④
- (C) ご契約の重複により給付金額等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (D) 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、**反社会的勢力**^⑤に該当すると認められるとき、またはこれらの**反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係**^⑥を有していると認められるとき
- (E) 上記(A)～(D)のほか、当社の契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、当社がご契約または特約の存続が困難と判断する、上記(A)～(D)と同等の重大な事由があるとき

(7) 保険金等を削減して支払う場合

○戦争その他の変乱が原因で支払事由に該当した場合、該当する被保険者の数の増加が各保険契約のそれぞれの計算の基礎に影響を及ぼすときは、次の保険金を削減してお支払いする場合があります。また、保険料の一部または全部について、払込みを免除しない場合があります。

- ・死亡保険金
- ・身体障がい保険金
- ・介護保険金
- ・リビング・ニーズ特約の特約保険金

○地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱が原因で支払事由に該当した場合、該当する被保険者の数の増加が各保険契約のそれぞれの計算の基礎に影響を及ぼすときは、次の給付金を削減してお支払いする場合またはお支払いしない場合があります。

- ・総合医療保険の給付金
- ・特定損傷給付金

①未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

②被保険者
死亡保険金の場合は被保険者を除きます。

③未遂の場合を含みます。

④反社会的勢力^⑤
暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係
反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもあります。

保険金等をお支払いできる場合・お支払いできない場合の事例

※保険金等をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。

なお、以下の事例に記載の内容以外に他の事実関係が認められる場合には、異なる取扱いとなることがあります。

(1) 責任開始時前の発病または責任開始時以後の発病



お支払いできる場合

責任開始時以後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合。

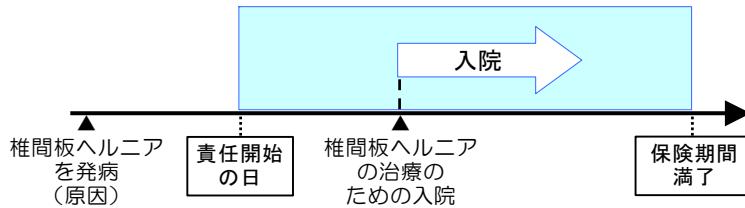


原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じているため、入院給付金をお支払いします。



お支払いできない場合

責任開始時前に発病した「椎間板ヘルニア」について告知せずに加入し、責任開始の日から1年後に悪化し入院した場合。



原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じているため、入院給付金をお支払いできません。

解説

○入院給付金等は、その原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合にお支払いします。

したがって、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合は、入院給付金等をお支払いできません。

○ただし、疾病入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金のお支払いについて、責任開始の日から2年経過後に入院を開始し、または手術や放射線治療を受けた場合や、ご契約時に、責任開始時前に生じた疾病について告知があった場合等は、責任開始時以後の原因によるものとみなします。

(2) 告知義務違反



お支払いできる場合

「慢性C型肝炎」での通院について、正しく告知を行い、特別条件付で加入し、責任開始の日から1年後に「慢性C型肝炎」と因果関係のある「肝がん」で死亡した場合。



ご契約に際し、告知義務違反がないため、死亡保険金をお支払いします。



お支払いできない場合

「慢性C型肝炎」での通院について、告知せずに加入し、責任開始の日から1年後に「慢性C型肝炎」と因果関係のある「肝がん」で死亡した場合。



告知義務違反に該当し、ご契約は解除となるため、死亡保険金をお支払いできません。

解説

○ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障がい状態等について事実を正確にもれなく告知いただく必要があります。^①

○故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。

ただし、責任開始の日から2年を経過していても、責任開始の日から2年以内に解除の原因となる事実により、保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、ご契約または特約を解除することができます。

この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。

○ご契約または特約を解除した場合でも、保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

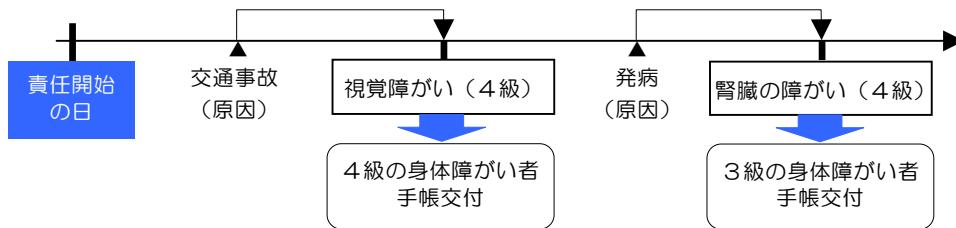
①詳細は、「5. 健康状態等の告知義務」を確認ください。

(3) 身体障がい保険金



お支払いできる場合

責任開始時以後の交通事故を原因として、身体障がい者福祉法に定める4級の視覚障がいに該当し、4級の身体障がい者手帳の交付を受けた。その後、疾病を原因として、身体障がい者福祉法に定める4級の腎臓の障がいに該当し、3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合。

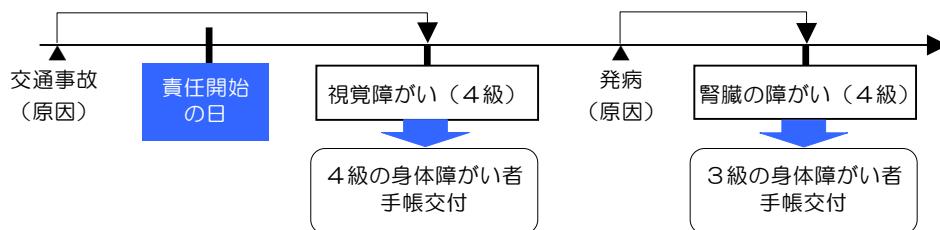


責任開始時以後に、4級の障がいに2つ該当したことにより、身体障がい者福祉法にもとづき、3級の身体障がい者手帳が交付されたため、**身体障がい保険金をお支払いします。**



お支払いできない場合

責任開始時前の交通事故を原因として、責任開始時以後に身体障がい者福祉法に定める4級の視覚障がいに該当し、4級の身体障がい者手帳の交付を受けた。その後、責任開始時以後に発病した疾病を原因として、身体障がい者福祉法に定める4級の腎臓の障がいに該当し、3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合。



身体障がい者福祉法にもとづき、3級の身体障がい者手帳が交付されたものの、1つの障がいの該当の原因が責任開始時前にあり、その障がいを除いた他の障がいが1級～3級の障がいに該当しないため、**身体障がい保険金をお支払いできません。**

解説

○2つ以上の障がいに該当したことにより、1級～3級の身体障がい者手帳の交付があった場合は、支払対象となります。

例えば、4級の障がいに2つ該当した場合、身体障がい者福祉法にもとづき、3級の身体障がい者手帳が交付される場合があります。
(2013年1月現在)

○ただし、一部の障がいが免責事由に該当する場合や、障がいの原因が責任開始時前に生じていた場合等で、その障がいを除いた他の障がいが1級～3級の障がいに該当しない場合には、身体障がい保険金をお支払いできません。

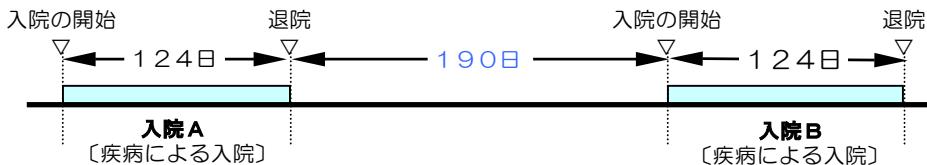
(4) 入院給付金



お支払いできる場合

<124日型、基本型の場合>

疾病にて124日の入院（入院A）をした後、退院日の翌日から180日経過後に疾病にて入院（入院B）した場合。^①



^①これまでに入院給付金のお支払いがなかったものとします。

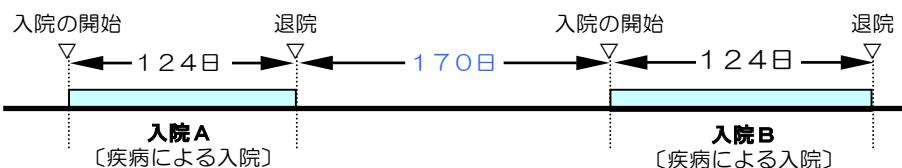
入院Aの退院日の翌日から180日以上経過しているため、入院Bは入院Aと別の入院として入院給付金をお支払いします。（入院A：124日 + 入院B：124日=248日）



お支払いできない場合

<124日型、基本型の場合>

疾病にて124日の入院（入院A）をした後、退院日の翌日から180日以内に疾病にて入院（入院B）した場合。^①



入院Aの退院日の翌日から180日以内に開始した入院のため、入院Bは入院Aと1回の入院であるとみなし、1回の入院の支払日数の限度を適用するため、入院給付金をお支払いできません。（入院A：124日 + 入院B：0日=124日）

解説

○入院給付金が支払われることとなった最後の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、1回の入院とはみなさず、新たに1回の入院の支払日数の限度を適用します。

(5) 手術給付金



お支払いできる場合

虫垂切除術を受けた場合。



手術を受けられた時点において、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術のため、手術給付金をお支払いします。



お支払いできない場合

レーザー屈折矯正手術（レーシック）を受けた場合。



手術を受けられた時点において、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されていない手術のため、手術給付金をお支払いできません。

※上記事例は2013年1月現在において非該当となる手術の事例であり、今後変更となることがあります。

解説

○手術給付金のお支払いの対象となる「手術」は、手術を受けられた時点において、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であることを要します。

- ・医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる輸血や検査料の算定対象となる臓器穿刺や組織採取などは、手術料の算定対象として列挙されている手術ではないため、手術給付金をお支払いできません。 (2013年1月現在)
- ・ただし、医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術、骨髄幹細胞の採取術については、手術給付金をお支払いします。

○一部、創傷処理やデブリードマン等、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であっても支払対象外となる手術があります。

(6) リビング・ニーズ特約の特約保険金



お支払いできる場合

請求時において、日本で一般に認められた手術等の治療を行っても治療の効果がなく、余命6カ月以内と判断された場合。



請求時において、余命6カ月以内と判断されたため、[リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いします。](#)



お支払いできない場合

医師から余命6カ月と診断されたものの、請求時において、日本で一般に認められた手術等の治療を受ける予定があり、請求後にその治療を実施した結果、余命6カ月以内の状態を脱している場合。



請求時において余命6カ月以内と判断できないため、[リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いできません。](#)

解説

○リビング・ニーズ特約の特約保険金は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは当社が確認した結果にもとづいて、余命6カ月以内と当社が判断した場合にお支払いします。

また、余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命6カ月以内であることをいいます。

○したがって、医師から余命6カ月以内と診断された場合であっても、請求時の治療状況や健康状態、実施予定の治療による回復の可能性等を考慮したうえで、請求時において余命6カ月以内と判断できない場合は、お支払いできません。

18 解約と解約払戻金

解約と解約払戻金

契約者はいつでもご契約の解約を請求することができます。^{①②③}
解約した場合、解約払戻金があるときは、当社はこれをお支払いします。

○解約の請求にあたっては、所定の手続きが必要となります。手続方法を案内しますので、担当のニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

○生命保険では払込まれた保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は死亡保険金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられます。
 したがって、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**
 なお、保険種類によっては、解約払戻金がまったくないものや、あってもごくわずかなものもあり、また、保険期間の途中で減少し、保険期間満了時にはなくなるものもあります。

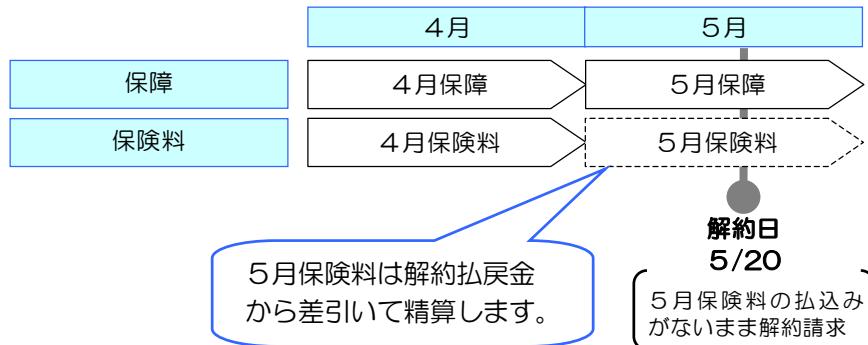
○解約払戻金額は保険種類、契約時の年齢、性別、保険期間、保険料払込期間等により異なります。

○解約請求時までに到来している**保険料期間^④**の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。

例えば、月払契約で、解約請求日当月の保険料が払込まれていない場合、当社は、1カ月単位で保障の提供を行うため、お支払いする解約払戻金からその月の未払込保険料を差引きます。

『解約請求時の未払込保険料の取扱例』

【例】契約応当日：4/1 解約日：5/20 保険料の払回数：月払



■総合医療保険、がん医療保険は、保険期間が終身かつ保険料払込期間経過後の場合を除き、解約払戻金がありません。

保険期間が終身かつ保険料払込期間経過後の場合には、次の解約払戻金があります。

- ・総合医療保険：入院給付日額の20倍の金額
- ・がん医療保険：入院給付日額の5倍の金額

■保険料払込免除特約のみを解約することができます。なお、複数の保険契約を組み合わせている場合、組み合わせたすべての保険契約に付加されている保険料払込免除特約を解約する必要があります。

ただし、保険料の払込みが免除された場合は、保険料払込免除特約のみを解約することはできません。

■特定損傷保険、保険料払込免除特約、リビング・ニーズ特約には、解約払戻金がありません。

■特定損傷保険を組み合わせている場合に、他の保険契約の解約により特定損傷保険のみを継続させることはできない等、解約に際しては**所定の取扱い^⑤**があります。

①解約せず保険料の負担を軽減する方法については、「2.O.ご契約後の保障内容の見直し」を確認ください。

②第1回年金支払基準日が到来している年金保険は、解約できません。

③複数の保険契約を組み合わせている場合で、一部の保険契約を解約するときの制限は、「1.ニッセイみらいのカタチの特徴」の「複数の保険契約を組み合わせて加入する場合の当社所定の取扱い」を確認ください。

④保険料期間
 「1.2. 保険料の払込期月・保険料期間」参照

⑤所定の取扱い
 「1.ニッセイみらいのカタチの特徴」の「複数の保険契約を組み合わせて加入する場合の当社所定の取扱い」参照

解約後の保障期間

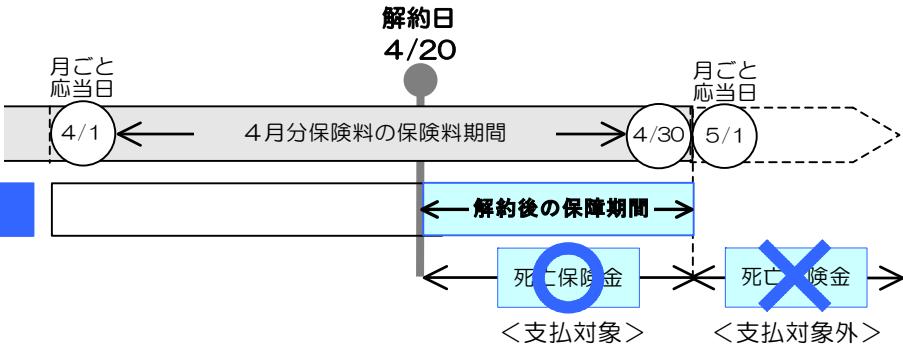
当社は、1ヶ月単位で保障の提供を行うため、解約後の所定の期間は保障が継続されます。

○解約後も「解約日直後の月ごと応当日の前日」までは保障が継続するため、その間に被保険者が支払事由に該当した場合は、保険金等の支払対象となります。

ただし、保険料払込免除特約、リビング・ニーズ特約について解約後の保障の継続はありません。

《死亡保険金の例》

【例】解約日：4/20 保険料の払回数：月払



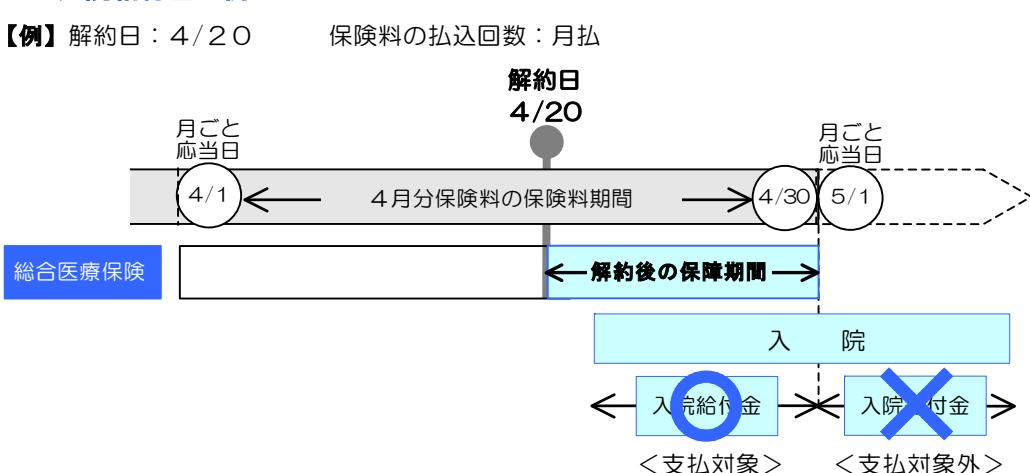
○死亡保険金お支払い時のご留意点

- ・解約払戻金をお支払いした後に死亡保険金をお支払いする場合、お支払い額は死亡保険金額から解約時の解約払戻金と同額を差引いた金額となります。
- ・解約の際に解約払戻金から差引くことができなかった、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、その金額を差引きます。

○解約後の保障は「解約日直後の月ごと応当日の前日」までのため、次のような場合の保険金等は支払対象外となります。

<入院給付金>

【例】解約日：4/20 保険料の払回数：月払



○給付金お支払い時のご留意点

- ・解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、その金額を差引きます。

ご契約後の取扱い

<3大疾病保険金>

急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けたものの、「解約日直後の月ごと応当日」以降に、その診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたときは、3大疾病保険金の支払対象外となります。
また、脳卒中を発病した場合も同様の取扱いとなります。

<介護保険金>

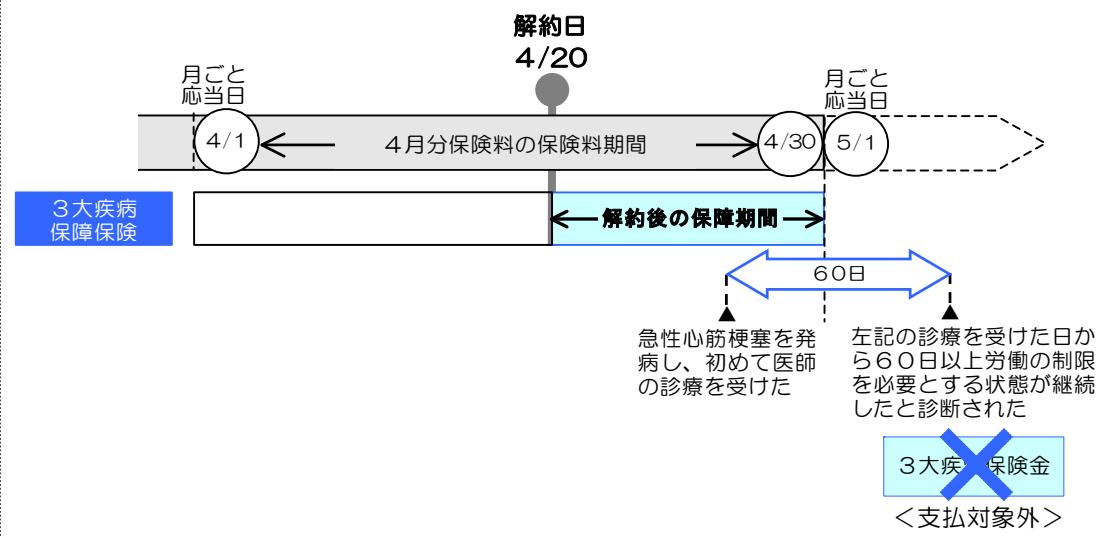
所定の要介護状態に該当したものの、「解約日直後の月ごと応当日」以降に、所定の要介護状態に該当した日から180日以上要介護状態が継続したことを診断確定されたときは、介護保険金の支払対象外となります。

<身体障がい保険金>

身体障がい者福祉法に定める1級～3級の障がいに該当したものの、「解約日直後の月ごと応当日」以降に、その障がいに対する身体障がい者手帳の交付があったときは、身体障がい保険金の支払対象外となります。

《3大疾病保険金の例》

【例】解約日：4/20 保険料の払回数：月払



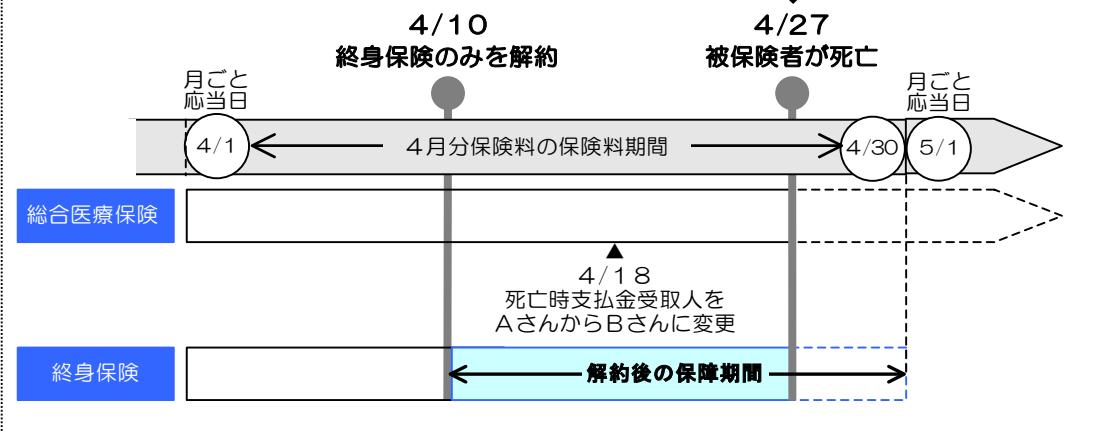
○組み合わせた一部の保険契約の解約後の保障期間中ににおいて、他の保険契約の保険金等の受取人等を変更し、その後に支払事由に該当し保険金等を支払うときは、解約されていなかったとすればその変更に伴い受取人となる人に保険金等を支払います。

《解約後の保障期間中に死亡時支払金受取人を変更した例》

【例】・総合医療保険と終身保険を組み合わせている場合に、

- ・終身保険のみを解約（解約日：4/10）
- ・保険料の払回数：月払
- ・総合医療保険の死亡時支払金受取人 } Aさん
終身保険の死亡保険金受取人 }

終身保険の死亡保険金は、Bさんにお支払いします。



被保険者による契約者への解約請求

被保険者は契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

○被保険者と契約者が異なるご契約の場合、**一定の条件^①**に該当するときには、被保険者は契約者に対して、保険法（第58条、第87条）にもとづきご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

○被保険者の解約請求により解約された場合、「解約後の保障期間」の取扱いはないとため、解約後の保障の継続はありません。



■被保険者は当社に対し、直接ご契約の解約を請求することはできません。

解約の請求は、契約者が当社に行う必要があります。

債権者等による解約

契約者の債権者等から解約の請求があっても、保険金等の受取人は所定の手続きを行うことで、ご契約を存続させることができます。

○**債権者等^②**によるご契約^③の解約^④は、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月を経過した日に効力を生じます。

解約の効力が生じた日の直後の月ごと応当日の前日までに、被保険者が支払事由に該当した場合は、保険金等の支払対象となります。

なお、特定損傷保険は当取扱いの対象となりません。

○解約の請求書が当社に到達した日において、次のすべてを満たす**保険金等の受取人^⑤**はご契約を存続させる権利があります。

- ・契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ・契約者でないこと

○保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月以内に、次のすべての手続きを行う必要があります。

- (A) 契約者の同意を得ること
- (B) 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば、当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- (C) 上記(B)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

①一定の条件

被保険者がご契約の申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合等をいいます。

例) 契約者と被保険者との間の親族関係の終了

19 契約貸付制度

この項目は終身保険・養老保険・年金保険の取扱いに関する記載です。

契約貸付制度

「契約貸付制度」は、契約者の申出により、当社が資金の貸付をする制度です。^①
なお、貸付金には所定の利息が付利されます。
(当制度を利用できる保険種類は、終身保険、養老保険、年金保険です。)

○契約貸付制度の内容は、次のとおりです。

	貸付は、次の範囲で行います。
貸付金額の範囲	<p>貸付金額の上限</p> <p>＜終身保険の場合の取扱い＞ 終身保険の解約払戻金額の8割から終身保険の3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^{②③}</p> <p>＜養老保険の場合の取扱い＞ 養老保険の解約払戻金額の8割から養老保険の3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^{②④}</p> <p>＜年金保険の場合の取扱い＞ 年金保険の解約払戻金額の8割から年金保険の3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^{②⑤}</p> <p>貸付金額の下限</p> <p>当社の定める金額</p>
貸付期間	貸付日からその日を含めて1年間です。 ^{④⑤} ただし、貸付期間の満了日までに返済がない場合は、利息を元金に繰入れ、貸付期間を1年間延長します。
利息	所定の利率 ^⑥ により複利で計算します。 利率が変更された場合には、すでに行われている契約貸付についても、変更後の利率を適用します。
返済	全額返済のほか、一部返済も取扱います。
精算	<p>＜終身保険・養老保険の場合の取扱い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の保険金等のお支払い時に貸付金の元利金が返済されていない場合は、保険金等から貸付金の元利金を差引精算します。 <p>終身保険の場合：死亡保険金^⑦、解約払戻金等 養老保険の場合：死亡保険金^⑦、満期保険金、解約払戻金等</p> <p>＜年金保険の場合の取扱い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金開始日の前日までに貸付金の元利金が返済されていない場合は、責任準備金から貸付金の元利金を差引精算します。^⑧ <p>精算後の責任準備金により計算される年金額が当社の定める限度を下回る場合は、年金のお支払いを行わず、精算後の責任準備金を一時に契約者にお支払いします。この場合、年金開始日の前日にご契約は消滅し、その時までに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、その未払込保険料を支払うべき金額から差引きります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金保険の死亡保険金、解約払戻金等のお支払い時に貸付金の元利金が返済されていない場合は、死亡保険金、解約払戻金等から貸付金の元利金を差引精算します。

①年金保険にご加入の場合、貸付は年金開始日前に限り行います。

②貸付時期が次の場合、保険料相当額の差引きは行いません。
・保険料払込済後
・保険料の払込みが免除されている期間

③年払契約の場合に差引く金額は、年払保険料相当額の1/2分の3になります。

④養老保険について、貸付期間の満了日が保険期間満了日の翌日以後となる場合、貸付期間の満了日は保険期間満了日になります。

貸付期間を延長する場合も同様です。

⑤年金保険について、貸付期間の満了日が年金開始日以後となる場合、貸付期間の満了日は年金開始日の前日になります。

貸付期間を延長する場合も同様です。



⑥所定の利率
利率については、当社ホームページをご覧ください。

⑦死亡保険金
リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いする場合を含みます。

⑧個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合の取扱いは、「8. 個人年金保険料税制適格特約」を確認ください。

○貸付期間満了時までに新たに貸付を受ける場合は、次の取扱いとなります。

- すでに貸付を受けている金額の元利金と追加の貸付金額の合計額を新たな貸付金額とします。
 - 貸付期間は、新たな貸付を受けた日からその日を含めて1年間です。①②



■契約貸付制度は、預貯金のように契約者がご自身のお金を取り出すものではなく、当社が資金の貸付をする制度です。
そのため、貸付金には利息が付利され、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。

■実際に契約貸付制度をご利用の際は、手続き時に案内する確認事項等をあわせて確認ください。

貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除

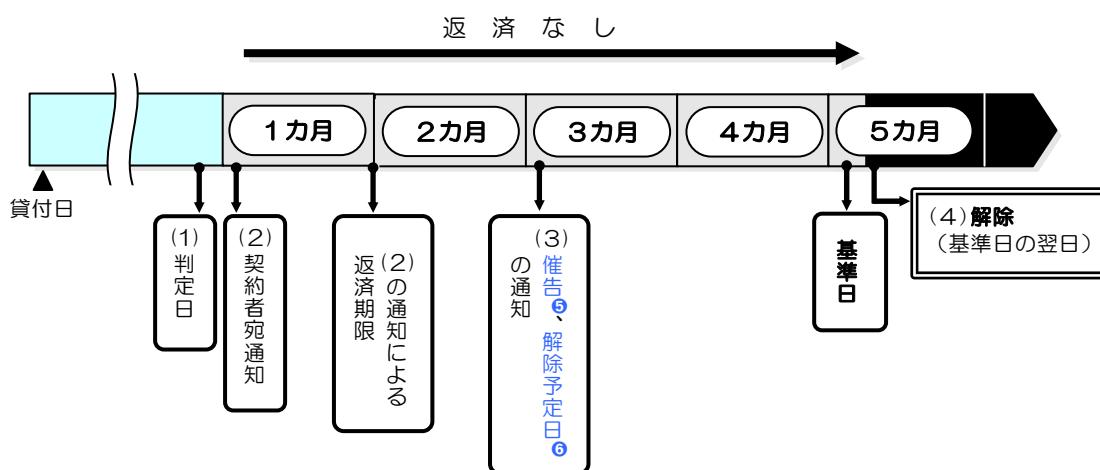
貸付金の元利金の返済がなされず、基準日^③においてその金額が解約払戻金額^④を超過した場合、当社はご契約を解除します。

○解約払戻金額の増加額に比べ、貸付金の元利金額の増加額が大きい場合、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過することがあります。

○貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除は、次の流れに沿った取扱いとなります。

当社が通知した返済期限までに返済をお願いします。

《ご契約が解除されるまでの例》



(1) 判定日	基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過しないかを毎月判定します。
(2) 契約者宛通知	貸付金の元利金額が超過すると判定した場合、判定日の翌月末日までに返済が必要である旨を契約者に通知します。
(3) 催告、解除予定日の通知	<p>(2)の通知に記載の返済期限までに返済がない場合、次の内容を契約者に通知します。</p> <ul style="list-style-type: none">・貸付金の元利金の返済の催告・基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過している場合は、解除予定日にご契約を解除すること
(4) 解除	基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過している場合、(3)の通知に記載の解除予定日にご契約は解除されます。この場合、支払うべき金額から貸付金の元利金を差引精算します。

①養老保険について、貸付期間の満了日が保険期間満了日の翌日以後となる場合、貸付期間の満了日は保険期間満了日になります。

貸付期間を延長する場合も同様です。

②年金保険について、貸付期間の満了日が年金開始日以後となる場合、貸付期間の満了日は年金開始日の前日になります。

貸付期間を延長する場合も同様です。

③基準日
「毎月の判定日の5カ月後の月における月ごと応当日の前日」をいいます。

④解約払戻金額

⑤催告
貸付金の元利金額が
所定の日において解
約払戻金額を超過す
ると判定されたご契
約の契約者に対し、
当社が貸付金の元利
金の返済を請求する
ことをいいます。

⑥解除予定日 「基準日の翌日」を いいます

ご契約後の取扱い

- 契約者が貸付金の元利金の一部を返済した場合、当社はあらためて所定の基準にもとづき、返済後の貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過しないかの判定を行います。
判定の結果、再び貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過する場合は、[新たな基準日①](#)をもとに、催告および解除予定日の通知をします。

①新たな基準日
「超過状態となった直後の月ごと応当日の前日」です。



■解除により保障は失われます。解除されたご契約を元に戻すことはできません。

契約貸付制度を利用される場合は、計画的な返済をおすすめします。

■ご契約が解除される場合、契約貸付制度を利用できる保険だけでなく、組み合わせた複数の保険契約はすべて解除されます。

契約貸付制度を利用できる保険以外の保険契約に解約払戻金がある場合であっても、組み合わせた複数の保険契約はすべて解除され、それらの解約払戻金をお支払いします。

解除日までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、解約払戻金から差引きます。

■組み合わせた複数の保険契約すべてが解除される場合、解約払戻金等の支払うべき金額の合計額から貸付金の元利金を差引きます。

■当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。②

住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に貸付金の元利金の返済の催告および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることになります。

②詳細は、「2.3. 住所等の変更にともなう手続き」を確認ください。

契約貸付制度を利用した保険料の払込み

契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を保険契約または組み合わせた複数の保険契約すべての未払込保険料に振替えることができる場合があります。
(終身保険・養老保険・年金保険に加入している場合の取扱いです。)

- 保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。
この取扱いは、貸付金を保険料に直接振替えるため、銀行振込み等の手続きは不要です。



■保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。

■保険料の払込経路によっては、契約貸付制度を利用した保険料の払込みができない場合があります。

20 ご契約後の保障内容の見直し

※2013年4月現在の取扱いを記載しています。

ライフケースの変化等にあわせて必要な保障への見直しができます。

(保障内容の見直しの利用にあたっては、当社の承諾が必要となります。)

(1) 保障見直し制度

○現在のご契約の責任準備金等（見直し価格）を新しいご契約の保険料の一部に充当して、当社所定の基準にもとづき、保障内容を見直すことができます。

○複数の保険契約を組み合わせている場合は、当社所定の基準にもとづき、組み合わせた一部の保険契約のみを異なる保険種類に見直すこともできます。

(2) 保障追加制度

○新たに加入する保険契約を、当社所定の基準にもとづき、現在のご契約に組み合わせることができます。

(3) 保険期間が終身の保険契約への変更

○契約応当日に、当社所定の基準にもとづき、診査や告知なしで定期保険を保険金額が同額以下の終身保険にする等の変更ができます。

(4) 更新時・指定年齢到達時の保障内容の変更

○更新時・**指定年齢^①**到達時に、当社所定の基準にもとづき、診査や告知なしで変更前の保険契約の保険金額等と同額以下で、保険期間の変更等ができます。

①指定年齢

「1. ニッセイみらいのカタチの特徴」の「『保険期間のタイプ』の選択」参照



■上記(1)～(4)による保障内容の見直しをご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

なお、例えば次の場合には、これらの保障内容の見直しを利用できません。

- ・申出時に当社がこれらの保障内容の見直しを取扱っていない場合
- ・契約日から所定の年数が経過していない場合
- ・被保険者の健康状態等についての告知や診査が必要な場合で、その結果、保障内容の見直しができないとき
- ・保険料が払込まれていない等、当社所定の基準を満たさない場合

■保険料払込免除特約を引き続き付加したうえで、上記(3)または(4)による保障内容の見直しをご希望の場合、診査や告知が必要な場合があります。そのため、健康状態等によっては取扱いできない場合があります。

■上記(3)または(4)による保障内容の見直しを行う場合、支払日数や回数の限度は、変更前後・更新前後の支払日数や回数を通算して判定します。

(5) 年金支払への移行

○終身保険の死亡保障に代えて、年金を受取る取扱いです。
(当制度を利用できる保険種類は、終身保険です。)

○終身保険の全部または一部について、将来の死亡保険金のお支払いに代えて、年金支払に移行することができます。



■年金支払への移行をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■当制度は終身保険の保険料払込期間経過後のいずれかの契約応当日に取扱います。^①

■次に該当する場合、年金支払への移行はできません。

- ・年金支払へ移行する部分の年金額が当社の定める限度を下回る場合
- ・継続する終身保険の死亡保険金額が当社の定める限度を下回る場合
- ・すでに当制度が利用されている終身保険の場合

■年金支払へ移行した場合、高額割引制度^②の割引額が変更されることや、割引の適用がなくなることがあります。

年金支払へ移行した部分に対応する死亡保険金額については、年金支払に移行後、高額割引制度の対象となる死亡保険金額には含まれなくなります。

① 払済保険に変更した保険契約の場合、契約日から5年経過後のいずれかの契約応当日に取扱います。

②高額割引制度
「1. ニッセイみらいのカタチの特徴」の「高額割引制度」参照

■ 保障内容を見直すことにより、保険料の負担を軽減することができます。

(1) 保険金額等の減額

○保険金額等を減額し、保険料の負担を軽くしたい場合の取扱いです。

(減額した場合、減額分について減額後の所定の期間は保障が継続します。^①)

○減額した場合、当社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを契約者にお支払いします。

○解約払戻金をお支払いする場合で、減額の請求があった時までに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、当社は、減額分に対応する未払込保険料を解約払戻金から差引いてお支払いします。



■ 次に該当する場合、保険金額等の減額はできません。

- ・減額後の保険金額等が当社の定める限度^②を下回る場合^③
- ・保険料の払込みが免除された場合
- ・年金開始日が到来している年金保険の場合

(2) 払済保険への変更

○保険料の払込みを中止したうえで、保険契約を継続させたい場合の取扱いです。

(当制度の利用にあたっては、当社の承諾が必要となります。

また、当制度を利用できる保険種類は、終身保険・養老保険・年金保険です。)

○解約払戻金を一時払の保険料に充当して、保険料払込済の保険契約に変更できます。

この場合、通常、保険金額等は小さくなります。

○払済保険金額は、変更前契約の解約払戻金額、変更日の被保険者の年齢および契約日の保険料率により計算します。



■ 払済保険への変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■ 次に該当する場合、払済保険への変更はできません。

- ・払済保険へ変更後の保険金額等が当社の定める限度^④を下回る場合
- ・個人年金保険料税制適格特約^⑤を付加している年金保険で、契約日から10年を経過していない場合
- ・特別条件のうち、特別保険料領収法が適用されている場合

■ 払済保険に変更した場合、組み合わせた複数の保険契約のうち、変更前契約となる終身保険、養老保険、年金保険以外の保険料払込中の保険契約は消滅します。

また、消滅する保険契約の解約払戻金は、払済保険の一時払の保険料にまとめて充当します。

※上記(1)または(2)のほか、保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。^⑥
この場合、保障内容を変更することなく、保障を継続することができます。

①減額後の減額分の保障については、解約時と同様の取扱いとなります。
詳細は、「18. 解約と解約払戻金」の「解約後の保障期間」を確認ください。



②当社の定める限度
詳細は当社ホームページを参照ください。

③組み合わせた複数の保険契約のうち、一部の保険契約を減額する場合の制限は、「1. ニッセイみらいのかたちの特徴」の「複数の保険契約を組み合わせて加入する場合の当社所定の取扱い」を確認ください。



④当社の定める限度
詳細は当社ホームページを参照ください。

⑤個人年金保険料税制適格特約
「8. 個人年金保険料税制適格特約」参照

⑥詳細は、「19. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

21 年金開始にともなう取扱い

この項目は年金保険の取扱いに関する記載です。

年金開始前の取扱い

年金開始の手続きの際に申出することにより、年金の支払期間、年金の種類、第1回年金支払基準日を変更することができます。
また、契約者は年金開始の手続きの際に、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を1人指定ください。^①

(1) 年金の支払期間の変更

○次の中から、所定の範囲内で年金の支払期間を変更することができます。

- ・5年確定年金
- ・10年確定年金
- ・15年確定年金



■年金の支払期間の変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

なお、申出時に当社が取扱っている年金の支払期間に限ります。

■年金の支払期間の変更後の年金額が当社の定める限度を下回る場合、年金の支払期間の変更是できません。

①それぞれの変更・指定の申出は、年金開始日の前日まで受け付けます。

(2) 年金の種類の変更

○特約を付加することにより、所定の範囲内で年金の種類を10年保証期間付終身年金へ変更することができます。

○年金の種類を10年保証期間付終身年金に変更する場合、次のとおり取扱います。

- ・第1回年金支払基準日^②以後、被保険者が生存している間、毎年、同額の年金額を終身にわたってお支払いします。
- また、第1回年金支払基準日から第10回目の年金支払基準日の前日までの間に被保険者が死亡した場合には、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額（死亡一時金）をお支払いします。
- ・「年金開始日」における基礎率（予定利率、予定死亡率等）により年金額を計算します。したがって、年金額はご契約時点で定まるものではありません。

②第1回年金支払基準日

第1回年金支払基準日の変更（繰延べ）をした場合は、変更後の第1回年金支払基準日となります。



■10年保証期間付終身年金への変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

10年保証期間付終身年金への変更にあたっては、当社の承諾が必要となります。
なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■年金種類の変更後の年金額が当社の定める限度を下回る場合、年金種類の変更是できません。

■10年保証期間付終身年金に変更する場合、第1回年金支払基準日の変更（繰延べ）をしたとしても、繰延べ前の「年金開始日」における基礎率（予定利率、予定死亡率等）により年金額を計算します。

(3) 第1回年金支払基準日の変更（繰延べ）

○特約を付加することにより、所定の範囲内で第1回年金支払基準日を最長5年間、繰延べることができます。

- ・第1回年金支払基準日を変更され、変更後の第1回年金支払基準日の前日までに被保険者が死亡した場合には、死亡における責任準備金を年金受取人にお支払いします。



■第1回年金支払基準日の変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

第1回年金支払基準日の変更にあたっては、当社の承諾が必要となります。

なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■第1回年金支払基準日の変更は、1回に限り取扱います。

(4) 後継年金受取人の指定

○契約者は年金開始の手続きの際に、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を1人指定ください。

年金開始日以後に年金受取人が死亡した場合は、年金受取人の権利・義務すべてを後継年金受取人が引継ぎ、以後、後継年金受取人が年金受取人となります。^①

○契約者と被保険者と年金受取人が同一人の場合は、契約者からの申出がないときは、死亡保険金受取人が後継年金受取人となります。^②

①個人年金保険料税制適格特約を付加している場合、後継年金受取人は、年金受取人の法定相続人である必要があります。

②次の場合は、死亡保険金受取人が後継年金受取人とならないため、後継年金受取人を指定する必要があります。

- ・死亡保険金受取人が2人以上いるとき

- ・個人年金保険料税制適格特約を付加している場合で、死亡保険金受取人が年金受取人の法定相続人でないとき 等

個人年金保険料税制適格特約の詳細は、「8. 個人年金保険料税制適格特約」を確認ください。

22 保険金等の受取人の変更

保険金等の受取人を変更する場合の取扱い

契約者は、保険金等の受取人を変更することができます。
また、受取人の変更は契約者の遺言によって行うこともできます。

○保険金等の受取人の変更^①にあたっては、被保険者の同意を得たうえで、当社に必要書類^②を提出ください。

ただし、変更できるのは、被保険者が死亡するまでの期間です。

なお、年金受取人の変更にあたっては、変更後の年金受取人は契約者と被保険者のうちから1人を指定ください。ただし、年金開始日以後は、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。

○遺言^③による保険金等の受取人の変更にあたっては、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に必要書類をすみやかに提出ください。

なお、遺言による保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。

①総合医療保険、がん医療保険、特定損傷保険の場合は、死亡時支払金受取人の変更となります。

②必要書類
「約款抜粋」の別表1参照

③遺言
法律上有効な遺言に限ります。

④養老保険の満期保険の場合は、満期保険金受取人となります。
総合医療保険、がん医療保険、特定損傷保険の場合は、死亡時支払金受取人となります。

⑤受取人となった人が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。

⑥被保険者であるAさんの受取人としての地位は、Aさんの死亡時の法定相続人であるCさん、Dさんに移行するため、Aさんは実際に受取人にはなれません。

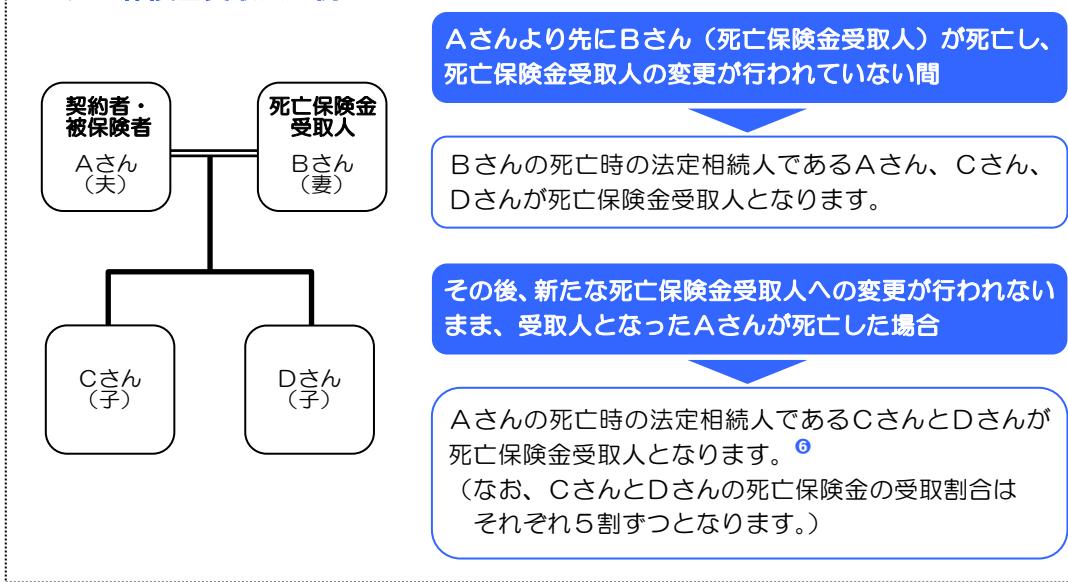
⑦死亡時支払金受取人の変更の場合は、死亡払戻金となります。

死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱い

死亡保険金受取人が死亡した場合は、すみやかに受取人を変更ください。

○新たな死亡保険金受取人への変更が行われるまでの間は、死亡保険金受取人が死亡した時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。^{④⑤}

《死亡保険金受取人の例》



■死亡保険金受取人、死亡時支払金受取人を変更する場合は、組み合わせた各保険契約について同一の変更の請求をすることが必要です。
また、死亡保険金受取人を変更する場合は、死亡時支払金受取人も同一人に変更することが必要です。

■保険金等の受取人の変更の通知が当社に到達する前に変更前の保険金等の受取人に保険金等^⑧をお支払いしたときは、その後、変更後の保険金等の受取人から保険金等の請求を受けても、当社は保険金等を変更後の保険金等の受取人にお支払いできません。

23 住所等の変更にともなう手続き

こんなときはお知らせください

当社に登録いただいた住所等の情報について、引越しや結婚等により変更がある場合には、すみやかに当社まで連絡ください。手続きを案内します。
住所変更のご連絡がない場合、当社からのお知らせをお届けできなくなることがあります。

○次のような場合は、担当のニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

こんなとき…

- ・住所・電話番号の変更
- ・年金受取人・後継年金受取人の変更
- ・保険金等の受取人の変更
- ・指定代理請求人の変更
- ・契約者の変更
- ・保険料払込方法の変更
- ・改姓・改名
- ・生命保険料控除証明書の再発行 等



当社のホームページ（ご契約者さま専用サービス）でも、次の手続きができます。^①

- ・住所・電話番号の変更
- ・生命保険料控除証明書の再発行

（2013年4月現在）

^①契約者が個人の場合に限り利用できます。



注意

■住所変更について当社へご連絡がない場合、当社からのお知らせ等の通知をお届けできなくなるため、必ず連絡ください。

■住所変更のご連絡がない場合、当社は変更前の住所に通知を送付しますので、変更後の住所に届かないことがあります。

この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなします。

例えば、当社から変更前の住所に送付した保険料の払込みの催告および解除予定日の通知^②が、到達したものとみなされた場合で、保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えたときは、ご契約が解除されることになります。

^②保険料の払込みの催告および解除予定日の通知

「13. 保険料の払込みの催告とご契約の解除」参照

24 生命保険と税金

※税務の取扱い等については2013年1月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。

今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については、税理士や所轄の国税局・税務署等に確認ください。

生命保険料控除

払込みいただいた保険料に応じて、一定額がその年の所得から控除されるため、所得税と住民税が少なくなります。

(1) 生命保険料控除の具体内容

○生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

- 控除の対象となるご契約 ⇒ 納税する人が保険料を支払い、保険金等の受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約
- 控除の対象となる保険料 ⇒ 1月から12月までに払込まれた保険料の合計額から、その期間に支払われた配当金を差引いた額

○生命保険料控除の種類

保険契約によって適用される生命保険料控除の種類が異なります。

保険契約	適用される生命保険料控除
終身保険、養老保険、定期保険、生存給付定期保険、3大疾病保障保険、身体障がい保障保険、介護保障保険	一般生命保険料控除
総合医療保険、がん医療保険	介護医療保険料控除
年金保険 ^①	個人年金保険料控除
特定損傷保険	(生命保険料控除の対象外)

○生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除それぞれについて、控除額が所得から控除されます。

<所得税>

年間正味払込保険料	控除額 *
20,000 円以下	全額
20,000 円超 40,000 円以下	正味払込保険料 × 1/2 + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	正味払込保険料 × 1/4 + 20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計12万円となります。

<住民税>

年間正味払込保険料	控除額 *
12,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	正味払込保険料 × 1/2 + 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	正味払込保険料 × 1/4 + 14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計7万円となります。

①年金保険
個人年金保険料税制適格特約が付加されている年金保険をいいます。
個人年金保険料税制適格特約が付加されていない場合は、一般生命保険料控除が適用されます。

(2) 生命保険料控除の手続き

○生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下、「控除証明書」といいます。)を発行しますので、次の要領で申告ください。

給与所得者	毎年12月の給与の支払われる前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。 ただし、団体扱契約の場合は、勤務先の代表者等の確認印でよいため、「控除証明書」は発行しません。
申告納税者	事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付のうえ税務署に提出し、控除を受けてください。

《「控除証明書」の送付時期》

「控除証明書」の送付時期は毎年11月頃です。^①
ただし、ご契約初年度については、契約日が10月1日以降のご契約の場合、ご契約を引受け後に送付します。

①保険料の前納中のご契約等については、取扱いが異なります。

保険金等の税法上の取扱い

保険金等の受取りにあたっては、税金がかかるもの、また非課税となるものがあります。

(1) 死亡保険金等の課税取扱

○死亡保険金、満期保険金、年金の受取りにあたっては、次のとおり税金がかかります。

税の種類は、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

・死亡保険金

契約内容	ご契約例 *			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	夫	妻	夫	所得税① (一時所得)
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

①所得税に加え、復興特別所得税が別途課税されます。
(2013年1月現在)

・満期保険金

契約内容	ご契約例 *			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と受取人が同一人の場合	夫	夫	夫	所得税① (一時所得)
	夫	妻	夫	
契約者と受取人が異なる場合	夫	夫	妻	贈与税
	夫	妻	子	

・年金

契約内容	ご契約例 *			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と受取人が同一人の場合	夫	夫	夫	所得税① (雑所得)
	夫	妻	夫	
契約者と受取人が異なる場合	夫	妻	妻	贈与税②
			子	所得税③④ (雑所得)

* 上記ご契約例では、契約者が夫の場合を例示していますが、契約者が妻の場合にも同様の取扱いとなります。(具体的には、上記ご契約例の「妻」と「夫」を入替えた形となります。)

②年金受給権取得時に相続税法上の年金の受給権評価額に対して課税されます。

③年金受取時に課税されます。1回目の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

④死亡保険金
契約が2件以上の場合は合計します。

⑤総合医療保険の給付金
疾病入院給付金、災害入院給付金、入院療養給付金、手術給付金、放射線治療給付金をいいます。

⑥がん医療保険の給付金
がん入院給付金、がん手術給付金、がん放射線治療給付金をいいます。

(2) 死亡保険金④の非課税限度額

○契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が契約者の法定相続人にあたる場合には、死亡保険金に対して相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。

(3) 保険金等の非課税扱

○次の保険金等について、受取人が被保険者の場合には全額非課税となります。

- 3大疾病保険金
- 身体障がい保険金
- 総合医療保険の給付金⑤
- 特定損傷給付金

- 上皮内新生物診断保険金
- 介護保険金
- がん医療保険の給付金⑥
- リビング・ニーズ特約の特約保険金

25 その他生命保険に関するお知らせ

個人情報の取扱い

お客様からいただいた個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

(当社が保有するお客様のすべての個人データの利用目的も同様です。)

- ◆各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ◆ニッセイからの関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ◆ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ◆その他保険に関連・付随する業務

■お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報

お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報は、ご本人の同意なしに取得せず、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、当該情報は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲内で、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、保険商品の開発等の目的のために取得・利用いたします。

なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

■お申込みいただいたご契約が不成立となった場合の情報管理

お申込みいただいたご契約が不成立となった場合においても、お客様からいただいた個人情報は、ご契約が成立しなかった理由にかかわらず、当社において上記目的の範囲内で利用いたします。なお、ご提出いただいた申込書・告知書・診査書等の書類につきましては、ご契約の成立・不成立にかかわらずご返却いたしませんのでご了解ください。

お客様の個人情報を再保険会社や当社のグループ会社に提供することがあります。

■再保険会社への情報提供

当社は、お引受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することができます。

■当社のグループ会社への情報提供

当社では、各種サービスの提供を行うため、お客様の同意を得てニッセイのグループ会社にお客様の個人情報を提供する場合があります。

■保険料のお払込みに際しての情報提供

保険料のお払込方法（経路）が口座振替扱、団体扱のお客様につきましては、ご指定の金融機関、団体、またはこれらが事務委託している委託先へお客様の氏名、保険契約内容、口座番号等、保険料振替に必要な情報を提供いたします。また、団体扱につきましては、生命保険料控除申告等で必要な情報も提供いたします。



■取引時に確認したお客様の情報（住所／所在地・氏名／事業者名・職業／事業の内容等）に変更があった場合には、すみやかに当社まで連絡ください。

個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱い）

ニッセイでは、お客様から信頼いただけける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

1. 情報の収集

お客様の個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他の業務上必要な範囲で収集します。

2. 収集する情報の種類

各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に必要な個人情報として主に、お客様の住所・氏名・生年月日の他、お客様の健康状態、職業について収集させていただいております。また、ニッセイが提供する各種商品・サービス等に関連し、業務上必要な範囲でお客様の個人情報をご提供いただく場合があります。

3. 情報の収集方法

ニッセイでは、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を収集いたします。主には、申込書・契約書やアンケートにより収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で収集させていただく場合があります。

4. 利用目的

お客様の個人情報は、以下の業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

これらの利用目的は、個人情報保護方針をホームページ、ディスカウントマガジン等に掲載することにより公表いたします。また、書面等によりお客様から直接お客様の個人情報を収集する場合には、あらかじめお客様にこれらの利用目的を明示いたします。

5. 情報の管理

お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、破損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

6. 情報の提供

ニッセイでは、以下の場合を除き、お客様の個人情報を第三者に提供いたしません。

- (1) あらかじめお客様の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合のほか、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）23条1項によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- (3) ニッセイの業務遂行上必要な範囲で、お客様の個人情報をニッセイの業務の委託先に提供する場合
- (4) 個人情報保護法に従ってお客様の個人情報の共同利用を行う場合
- (5) その他個人情報保護法に基づきお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を提供することが認められている場合

7. 情報の開示・訂正等

お客様からお客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

8. 関係法令等の遵守

お客様の個人情報については、個人情報保護法その他の関連法令・ガイドラインや社団法人生保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等の定義、考え方、取扱い等を遵守して対応いたします。

9. コンプライアンス・プログラムの策定・改善

お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるこことを確保するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、ニッセイの従業者・業務の委託先その他関係者に周知徹底させるとともに、必要かつ適切な監督を行ってまいります。

また、本指針およびコンプライアンス・プログラムの内容を適宜見直し、改善いたします。

10. 個人情報に関するお客様申出

お客様からの個人情報の取扱いに関するお申し出については、当社個人情報申出窓口等で適切かつ迅速に対応いたします。

○個人情報の取扱いに関する相談窓口

本店：06-6209-5525 東京本部：03-5533-1081

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3 を除く）

○ご契約等に関するお申出窓口（照会・相談先）

当社職員または

ニッセイコールセンター：0120-201-021（通話料無料）

携帯電話・PHS からもご利用になります。

受付時間：月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

（祝日、12/31～1/3 を除く）

○当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けております。

＜お問合せ先＞

社団法人生命保険協会 生命保険相談所：ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています

- 当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実に行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。
- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

- 「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（＊1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（＊2）を除き、責任準備金等（＊3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（＊4））
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

*1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することになります）。

*2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（＊1）を超えていた契約を指します（＊2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{ (\text{過去 } 5 \text{ 年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{ の総和} \div 2 \}$
（＊1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

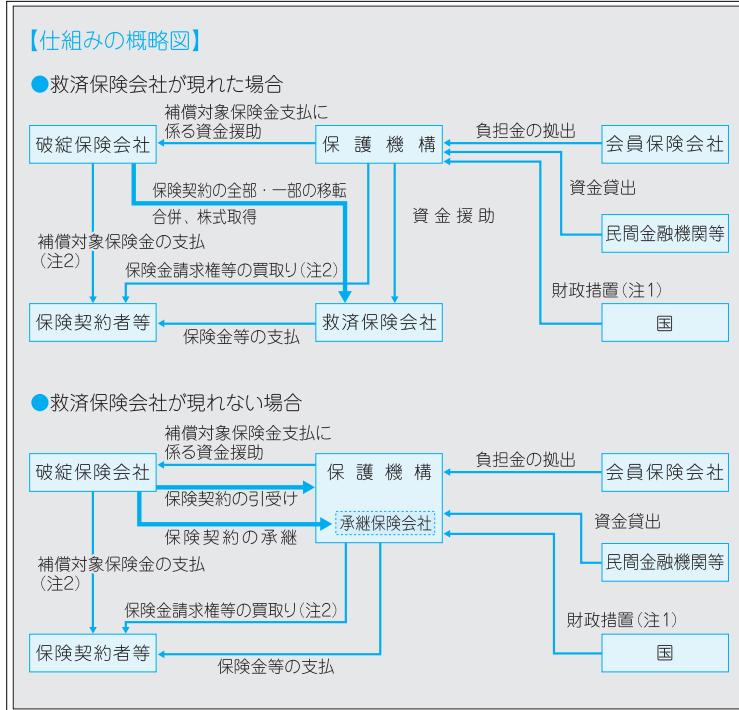
（＊2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

*3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

*4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

- #### ● 救済保険会社が現れた場合



(注1) 上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任

準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、*2に記載の率となります。)
○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたもの
であり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。(最新の内容については、当社ホーム
ページ (<http://www.nissay.co.jp>) で確認できます。)

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

●生命保險契約者保護機構

TEI 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp>

契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度 (他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用)

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から5年間（被保険者が満15歳未満の保険契約等については、「契約日から5年間」と「契約日から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することができます。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp>）の「加盟会社」をご参照ください。

■支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会を行い、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp>）の「加盟会社」をご参照ください。

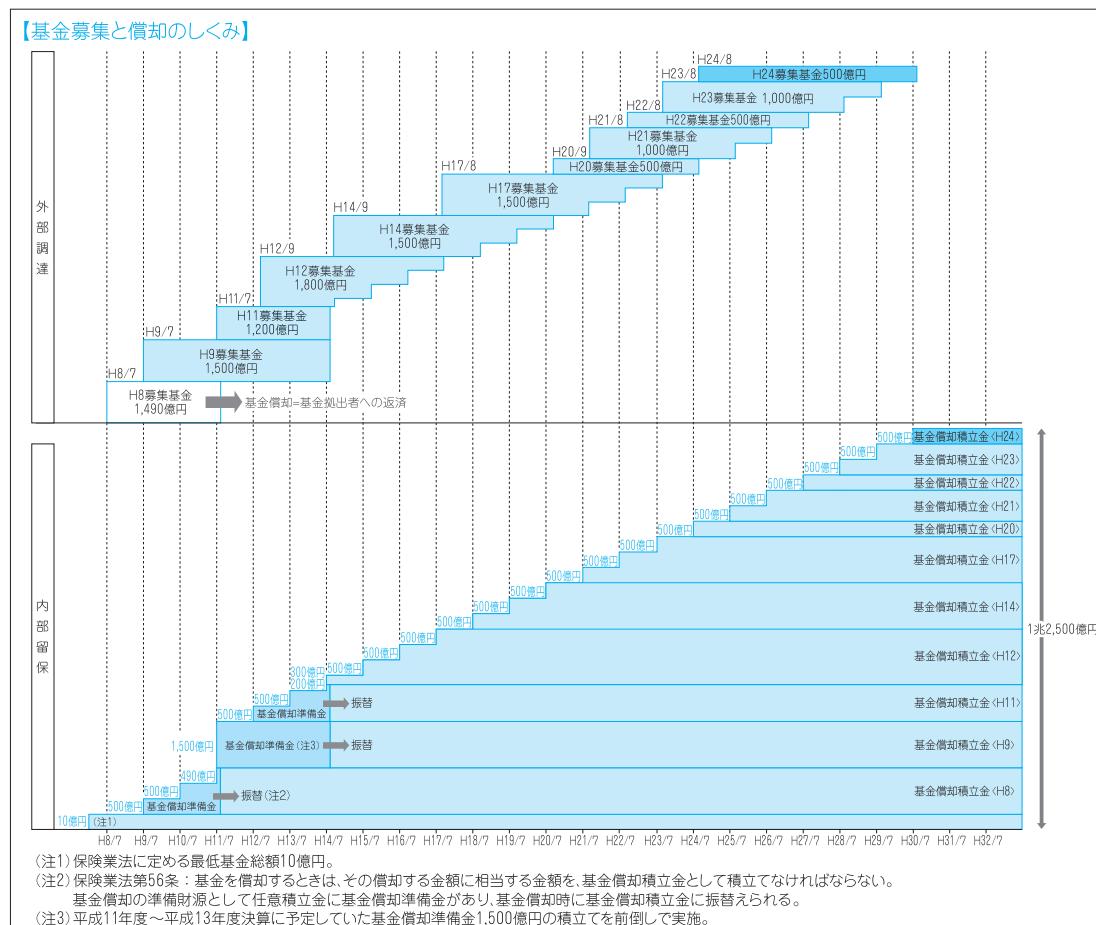
財産的基礎の充実

○当社はお客様への保険金支払余力のより一層の向上と、保険相互会社としての「財産的基礎の充実」を図るため、総代会決議に基づき、基金の募集を行っております。

○基金とは、保険業法に基づく拠出者からの資金であり、お客様のご契約をはじめとする保険相互会社の債務を担保することから、保険相互会社にとっての資本とみなされます。なお、近年の募集状況は以下のとおりです。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
①募集額	1,000 億円	500 億円	1,000 億円	500 億円
②償却期間	5年以内	5年	6年以内	6年
③金利	市場実勢金利 (固定・ ^{マップアップ})	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定・ ^{マップアップ})	市場実勢金利 (固定)
④拝込時期	平成21年8月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月

○これにより、基金償却積立金とあわせ、基金の総額は1兆2,500億円となっております。



（2013年4月現在）

相互会社運営

【相互会社】

- 保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。
- 相互会社は、ご契約者が契約の当事者となると同時に、「社員(無配当保険の契約者を除きます。)」として事業運営に参加する、保険事業独自の会社形態です。

【総代会の位置づけと運営】

- 「総代会」は、保険業法に基づき、社員総会に代わるべき機関として設置され、社員の中から選出された「総代」により構成されます。これは、株式会社における株主総会に相当する位置づけにあり、定款の変更、剰余金の処分、取締役・監査役の選任等の審議と決議を行います。
- 社員は、総代会を傍聴することができます。お申込方法は、総代会開催前に、当社の各店頭に掲示するポスター、当社ホームページ (<http://www.nissay.co.jp>) にてお知らせします。
- 総代会の議事録および議事要旨（質疑応答の要旨）は、当社ホームページ (<http://www.nissay.co.jp>) にてご覧いただけます。

【総代とその選出】

(総代)

- 総代の任期は4年（重任限度は通算8年）です。
- 総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢等の面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。

(総代の選出)

- 総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させる観点より、社員の中から、特定の社員の利益に偏ることなく、社員全体の利益を代表しうる方を選出することが求められています。このため、「総代候補者選考委員会」が候補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるよう「社員投票」を実施する方式を採用しています。
- 具体的には、以下の方法により、総代が選出されます。
 - ・社員の中から総代会で選任された選考委員で構成される総代候補者選考委員会が総代候補者を選考します。
 - ・総代候補者選考委員会で選考された個々の総代候補者について、全社員による社員投票を行います。個々の候補者に対する不信任投票の数が、社員総数の10%に達しない場合は、これらの候補者が総代として選出されます。（社員投票は、2年に1度実施しており、投票書類を全社員に送付します。）

【社員の権利義務】

- 社員の権利には、社員配当金請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権、総代会検査役選任請求権等があります。
- また、上記のとおり、社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。
- 社員は、同時に契約者として、保険約款に基づく保険金等の請求権や、保険料の払込義務等の権利義務を有します。

【ニッセイ懇話会】

- 「ニッセイ懇話会」は、広く全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービス等に関するご意見・ご要望をお伺いする場として、昭和50年以来、毎年開催しています。主なご意見・ご要望と、その対応については、総代会にも報告しています。
- ニッセイ懇話会の開催は、ホームページ、支社等へのポスター掲示や営業職員を通じてお客様へお渡ししている情報提供冊子等でご案内し、幅広くご出席者を募集しています。

【相互会社運営に関する意見等の申出方法】

- 総代選考方法をはじめ、相互会社運営に関するご意見・ご要望等がございましたら、以下の宛先まで、文書にてお寄せください。

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命保険相互会社 企画総務部



約款抜粋

「ご契約のしおり」の各ページの備考欄において、「別表番号参照」としている別表を、約款より抜粋して記載しています。

※約款は、“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しており、当冊子の巻末に添付のCD-ROMに収録しています。

別表1 必要書類

項目	請求書類
1. 死亡保険金 (終身保険給付約款第1条、第2条) (養老保険給付約款第1条、第2条) (年金保険給付約款第6条、第7条) (定期保険給付約款第1条、第2条) (生存給付定期保険給付約款第1条、 第2条) (3大疾病保障保険給付約款第1条、第2条) (身体障害保障保険給付約款第1条、第2条) (介護保障保険給付約款第1条、第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 〔官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以 下、本別表1において「団体」といいます。）を保険契約者および 死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業 員を被保険者とする保険契約の場合はあわせて（注）もご覧ください。〕
2. 満期保険金 (養老保険給付約款第1条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
3. 年金 (年金保険給付約款第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
4. 死亡一時金 (年金保険給付約款第2条) 継続して年金を受け取る方法 (年金保険給付約款第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
5. 年金の一括支払金 (年金保険給付約款第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
6. 生存給付金 (生存給付定期保険給付約款第1条、 第13条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の戸籍抄本 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
7. 3大疾病保険金 (3大疾病保障保険給付約款第1条) 上皮内新生物診断保険金 (3大疾病保障保険給付約款第1条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 3大疾病保険金または上皮内新生物診断保険金の受取人の戸籍抄 本 (5) 3大疾病保険金または上皮内新生物診断保険金の受取人本人であ ることを確認できる会社所定の書類
8. 身体障害保険金 (身体障害保障保険給付約款第1条、第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の身体障害者手帳の写し (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 身体障害保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 身体障害保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の 書類

項 目	請 求 書 類
9. 介護保険金 (介護保障保険給付約款第1条、第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類（公的介護保険制度にもとづく所定の状態により介護保険金を請求する場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 介護保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 介護保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
10. 災害入院給付金 (総合医療保険給付約款第4条、第5条) 疾病入院給付金 (総合医療保険給付約款第4条、第5条) 入院療養給付金 (総合医療保険給付約款第4条、第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（災害入院給付金を請求する場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 被保険者の住民票 (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
11. 手術給付金（20倍） (総合医療保険給付約款第4条、第5条) 手術給付金（5倍） (総合医療保険給付約款第4条、第5条) 放射線治療給付金 (総合医療保険給付約款第4条、第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書または放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
12. がん入院給付金 (がん医療保険給付約款第1条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
13. がん手術給付金（20倍） (がん医療保険給付約款第1条) がん手術給付金（5倍） (がん医療保険給付約款第1条) がん放射線治療給付金 (がん医療保険給付約款第1条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書または放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
14. 特定損傷給付金 (特定損傷保険給付約款第1条、第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 特定損傷給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
15. 特約保険金 (リビング・ニーズ特約第1条、第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特約保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類

約款抜粋

項目	請求書類
16. 保険料の払込の免除 (保険料払込免除特約第1条、第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の身体障害者手帳の写し (3) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類（公的介護保険制度にもとづく所定の状態により保険料の払込の免除を請求する場合に限ります。） (4) 会社所定の様式による医師の診断書 (5) 被保険者の住民票 (6) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
17. 指定代理請求人による請求 (養老保険給付約款第7条) (年金保険給付約款第15条) (生存給付定期保険給付約款第7条、第13条) (3大疾病保障保険給付約款第10条) (身体障害保障保険給付約款第9条) (介護保障保険給付約款第9条) (総合医療保険給付約款第9条) (がん医療保険給付約款第5条) (特定損傷保険給付約款第7条) (リビング・ニーズ特約第6条) (保険料払込免除特約第6条)	(1) 代理請求の対象となる保険金等（保険料の払込の免除を含みます。 (5)において同じ。）の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) 代理請求の対象となる保険金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
18. 死亡保険金受取人の変更 (終身保険給付約款第3条) (年金保険給付約款第11条) (定期保険給付約款第3条) (生存給付定期保険給付約款第3条) (3大疾病保障保険給付約款第5条) (身体障害保障保険給付約款第4条) (介護保障保険給付約款第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
19. 保険金の受取人の変更 (養老保険給付約款第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
20. 年金受取人または後継年金受取人の変更 (年金保険給付約款第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（年金開始日以後は年金受取人）本人であることを確認できる会社所定の書類
21. 死亡時支払金受取人の指定または変更 (総合医療保険給付約款第14条) (がん医療保険給付約款第10条) (特定損傷保険給付約款第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
22. 遺言による死亡保険金受取人の変更 (終身保険給付約款第4条) (定期保険給付約款第4条) (生存給付定期保険給付約款第4条) (3大疾病保障保険給付約款第6条) (身体障害保障保険給付約款第5条) (介護保障保険給付約款第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
23. 遺言による保険金の受取人の変更 (養老保険給付約款第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類

項目	請求書類
24. 遺言による年金等の受取人の変更 (年金保険給付約款第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後は年金受取人。(4)、(5)において同じ。)の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
25. 遺言による死亡時支払金受取人の変更 (総合医療保険給付約款第15条) (がん医療保険給付約款第11条) (特定損傷保険給付約款第13条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
26. 指定代理請求人の指定・変更指定 (養老保険給付約款第7条) (生存給付金付定期保険給付約款第7条) (3大疾病保障保険給付約款第10条) (身体障害保障保険給付約款第9条) (介護保障保険給付約款第9条) (総合医療保険給付約款第9条) (がん医療保険給付約款第5条) (特定損傷保険給付約款第7条) (リビング・ニーズ特約第6条) (保険料払込免除特約第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
27. 指定代理請求人の指定・変更指定 (年金保険給付約款第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後は年金受取人)本人であることを確認できる会社所定の書類
28. 年金支払期間の変更 (年金保険給付約款第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
29. 後継年金受取人の指定 (年金保険給付約款第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後に年金受取人が死亡した場合は、年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人)本人であることを確認できる会社所定の書類
30. 保険契約者に対する貸付 (終身保険給付約款第8条) (養老保険給付約款第9条) (年金保険給付約款第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
31. 保険契約の更新 (定期保険給付約款第8条) (生存給付金付定期保険給付約款第9条) (3大疾病保障保険給付約款第12条) (身体障害保障保険給付約款第11条) (介護保障保険給付約款第11条) (総合医療保険給付約款第11条) (がん医療保険給付約款第7条) (特定損傷保険給付約款第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
32. 被保険者の死亡 (総合医療保険給付約款第13条) (がん医療保険給付約款第9条) (特定損傷保険給付約款第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類(死亡時支払金受取人がいるときは死亡時支払金受取人の戸籍抄本と死亡時支払金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類)

項目	請求書類
33. 保険料払込方法（回数）の変更 (契約基本約款第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
34. 保険金額等の減額 (契約基本約款第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
35. 保険契約者の変更 (契約基本約款第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
36. 解約 (契約基本約款第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
37. 保険金等の受取人による保険契約の存続 (契約基本約款第19条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約の存続を申し出る保険金等の受取人が保険契約者の親族または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者である場合を除きます。） (3) 保険契約の存続を申し出る保険金等の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (4) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
38. 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払 金 (契約基本約款第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) その支払金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
(注) ・「被保険者の住民票」は、被保険者と保険金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。 ・官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの保険契約の保険金等の全部またはその相当部分を遺族補償規定等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金等の請求の際、つぎの①および②の書類の提出も必要とします。 ①被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。） ②保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類 ・会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることができます。	

別表3 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C43～C44）のうち 皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち 慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
/3 ・・・ 悪性、原発部位
/6 ・・・ 悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9 ・・・ 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表4 対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる急性心筋梗塞の定義

疾病名	疾 病 の 定 義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病 であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 （1）典型的な胸部痛の病歴 （2）新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 （3）心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

表2 対象となる急性心筋梗塞^{ぞく}の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞 ^{ぞく}	虚血性心疾患(I20~I25)のうち 急性心筋梗塞 ^{ぞく} 再発性心筋梗塞 ^{ぞく}	I21 I22

別表5 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる脳卒中の定義

疾病名	疾 病 の 定 義
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞 ^{ぞく} 、出血および頭蓋外部からの塞栓 ^{さいせん} が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管疾患(I60~I69)のうち くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞 ^{ぞく}	I60 I61 I63

別表6 対象となる上皮内新生物等

1. 対象となる上皮内新生物等とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
皮膚の黒色腫 ^{しづ} およびその他の悪性新生物（C43～C44）のうち 皮膚のその他の悪性新生物 上皮内新生物	C44 D00～D09

2. 上記1において「上皮内新生物等」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

(1) 皮膚のその他の悪性新生物（C44）

第5桁性状コード番号
/3 . . . 悪性、原発部位
/6 . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9 . . . 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2) 上皮内新生物（D00～D09）

第5桁性状コード番号
/2 . . . 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表7 病院または診療所

- 「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。
- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
 - (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表8 手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、つぎの①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

- ①開頭術
- ②開胸術
- ③ファイバースコープ手術
- ④血管・バスケットカテーテル手術

別表9 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

別表10 要介護2以上

「要介護2以上」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表11 要介護状態

※備考〔別表11〕もあわせてご覧ください。

対象となる要介護状態は、つぎのとおりとします。

要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき i) 常時寝たきり状態で、下表の(a)に該当し、かつ、下表の(b)～(e)のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 ii) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態
-------	---

- (a) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- (b) 衣服の着脱が自分ではできない。
- (c) 入浴が自分ではできない。
- (d) 食物の摂取が自分ではできない。
- (e) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備 考〔別表11〕

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師により診断確定された場合をいいます。
- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。
- ① 「器質性認知症」
「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	FO0
血管性認知症	FO1
他に分類されるその他の疾患の認知症	FO2
詳細不明の認知症	FO3

2003年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾患も含むものとします。

- ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」
「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または障害によって引きおこされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

- 「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。
- 通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。
- 意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。
- 意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏睡（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。
- 意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動搖しやすいに加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

- 「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- i) 時間の見当識障害：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- ii) 場所の見当識障害：今住んでいる自分の家、または今いる場所の認識ができない。
- iii) 人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表12 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (疾病や疾病に起因するもの等の身体の内部に原因があるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<p>つぎのような事故は、表1の定義にもとづく要件をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落、不慮の転倒 ・不慮の溺水 	<p>つぎのような事故は、表1の定義にもとづく要件を満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・継続的な騒音、継続的な振動 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまではその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病的診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病、熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	<p>つぎの症状の原因となった事故</p> <ol style="list-style-type: none"> 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表13 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じ。）または歯科医師による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同じ。）が必要であり、かつ、自宅等（病院または診療所（別表14）以外の施設を含みます。）での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所（別表14）に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表14 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表15 対象となる異常分娩^{べんぱい}

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょくく褥における浮腫、たんぱく蛋白尿および高血圧性障害 主として妊娠に関連するその他の母体障害	O10～O16 O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 ^{べんぱい}	O30～O48
分娩の合併症 ^{べんぱい}	O60～O75
分娩（単胎自然分娩 ^{べんぱい} （O80）を除きます。）	O81～O84
主として産じょくく褥に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表16 対象となる特定疾病

1. 対象となる特定疾病的範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

特定疾病的種類	分類項目	基本分類コード
がん	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 消化器の悪性新生物 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 骨および関節軟骨の悪性新生物 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 中皮および軟部組織の悪性新生物 乳房の悪性新生物 女性生殖器の悪性新生物 男性生殖器の悪性新生物 腎尿路の悪性新生物 眼、脳およびその他の中権神経系の部位の悪性新生物 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 独立した（原発性）多部位の悪性新生物 上皮内新生物 真正赤血球増加症＜多血症＞ 骨髄異形成症候群 リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち 慢性骨髄増殖性疾患 本態性（出血性）血小板血症	C00～C14 C15～C26 C30～C39 C40～C41 C43～C44 C45～C49 C50 C51～C58 C60～C63 C64～C68 C69～C72 C73～C75 C76～C80 C81～C96 C97 D00～D09 D45 D46 D47.1 D47.3
糖尿病	糖尿病	E10～E14
心疾患	慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺性心疾患および肺循環疾患 その他の型の心疾患	I05～I09 I20～I25 I26～I28 I30～I52
高血圧性疾患 大動脈瘤等	高血圧性疾患 大動脈瘤 ^{りゅう} および解離	I10～I15 I71
脳血管疾患	脳血管疾患	I60～I69

特定疾患の種類	分類項目	基本分類コード
腎疾患	糸球体疾患 腎尿細管間質性疾患 腎不全	N00~N08 N10~N16 N17~N19
肝疾患	ウイルス肝炎 肝疾患	B15~B19 K70~K77

2. 上記1において「がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号	
/2	・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/3	・・・悪性、原発部位
/6	・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9	・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表17 対象となる女性特定疾患

1. 対象となる女性特定疾患の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

女性特定疾患の種類	分類項目	基本分類コード	左記のうち、対象とならないもの
がん	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 消化器の悪性新生物 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 骨および関節軟骨の悪性新生物 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 中皮および軟部組織の悪性新生物 乳房の悪性新生物 女性生殖器の悪性新生物 腎尿路の悪性新生物 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 独立した（原発性）多部位の悪性新生物 上皮内新生物 真正赤血球増加症＜多血症＞ 骨髓異形成症候群 リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち 慢性骨髓増殖性疾患 本態性（出血性）血小板血症	C00~C14 C15~C26 C30~C39 C40~C41 C43~C44 C45~C49 C50 C51~C58 C64~C68 C69~C72 C73~C75 C76~C80 C81~C96 C97 D00~D09 D45 D46 D47.1 D47.3	D07.4、D07.5、 D07.6

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類コード	
		左記のうち、対象 とならないもの	
良性新生物 および性状 不詳の新生物	乳房の良性新生物 子宮平滑筋腫 子宮のその他の良性新生物 卵巣の良性新生物 その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 腎尿路の良性新生物 甲状腺の良性新生物 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 腎尿路の性状不詳または不明の新生物 内分泌腺の性状不詳または不明の新生物（D44）のうち 甲状腺 その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）のうち 乳房	D24 D25 D26 D27 D28 D30 D34 D39 D41 D44.0 D48.6	
血液および 造血器の疾患	栄養性貧血 後天性溶血性貧血 無形成性貧血およびその他の貧血 紫斑病およびその他の出血性病態	D50～D53 D59 D60～D64 D69	
内分泌、 栄養および 代謝疾患	甲状腺障害 クッシング症候群 卵巣機能障害 治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）のうち 治療後甲状腺機能低下症 治療後卵巣機能不全（症）	E00～E07 E24 E28 E89.0 E89.4	E03.0、E03.1
循環器系の疾患	慢性リウマチ性心疾患 その他の部位の静脈瘤（I86）のうち 外陰靜脈瘤 低血圧（症） 循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）のうち 乳房切斷後リンパ浮腫症候群	I05～I09 I86.3 I95 I97.2	
消化器系の疾患	胆石症 胆のうく囊炎 胆のうく囊のその他の疾患 胆道のその他の疾患	K80 K81 K82 K83	

女性特定 疾病的種類	分類項目	基本分類コード	左記のうち、対象 とならないもの
筋骨格系および 結合組織の疾患	血清反応陽性関節リウマチ その他の関節リウマチ 乾せんく癬>性および腸病（性）関節障害 若年性関節炎 他に分類される疾患における若年性関節炎 その他の明示された関節障害（M12）のうち リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー病〕 その他のえく壊>死性血管障害（M31）のうち 大動脈弓症候群〔高安病〕 全身性エリテマトーデス<紅斑性狼瘡><SLE> 皮膚（多発性）筋炎 全身性硬化症 その他の全身性結合組織疾患（M35）のうち 乾燥症候群〔シェーグレン症候群〕 その他の重複症候群 ベーチェット病 リウマチ性多発筋痛症	M05 M06 M07 M08 M09 M12.0 M31.4 M32 M33 M34 M35.0 M35.1 M35.2 M35.3	
腎尿路生殖器系 の疾患	糸球体疾患 腎尿細管間質性疾患 慢性腎不全 腎結石および尿管結石 下部尿路結石 他に分類される疾患における尿路結石 腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの 他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害 尿路系のその他の疾患 乳房の障害 女性骨盤臓器の炎症性疾患 女性生殖器の非炎症性障害 腎尿路生殖器系のその他の障害	N00～N08 N10～N16 N18 N20 N21 N22 N28 N29 N30～N39 N60～N64 N70～N77 N80～N98 N99	
妊娠、分娩 および 産じょく<<褥>	流産に終わった妊娠 妊娠、分娩および産じょく<<褥>における浮腫、たんぱく<<蛋白>尿および高血圧性障害 主として妊娠に関連するその他の母体障害 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 分娩の合併症 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 帝王切開による単胎分娩 その他の介助单胎分娩 多胎分娩 主として産じょく<<褥>に関連する合併症 その他の産科的病態、他に分類されないもの	O00～O08 O10～O16 O20～O29 O30～O48 O60～O75 O81 O82 O83 O84 O85～O92 O94～O99	

2. 上記1において「がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号	
/2	・・・上皮内癌
	上皮内
	非浸潤性
	非侵襲性

第5桁性状コード番号
/3 . . . 悪性、原発部位
/6 . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9 . . . 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表18 公的医療保険制度

- 「公的医療保険制度」とは、つきのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。
- (1) 健康保険法
 - (2) 国民健康保険法
 - (3) 国家公務員共済組合法
 - (4) 地方公務員等共済組合法
 - (5) 私立学校教職員共済法
 - (6) 船員保険法
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表19 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表21 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限ります。）をいいます。

別表23 対象となるがん

1. 対象となるがんとは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容について厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち 慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3

2. 上記1において「がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号	
/2	上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/3	悪性、原発部位
/6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表24 入院

「入院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等（病院または診療所（別表25）以外の施設を含みます。）での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所（別表25）に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表25 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所。ただし、がん手術給付金およびがん放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表26 対象となる特定損傷

備考〔別表26〕もあわせてご覧ください。

対象となる特定損傷とは、つぎのいずれかをいいます。

- (1) 骨折
- (2) 関節脱臼
- (3) 腱の断裂

備 考〔別表26〕

1. 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

2. 関節脱臼

「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

3. 腱の断裂

「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾患を原因とする腱の断裂を除きます。

別表27 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折または関節脱臼に關し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表28 治療

「治療」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）または歯科医師による治療（柔道整復師による施術を含みます。）をいいます。

別表29 死亡保険金

死亡保険金は、つぎの算式によって計算される金額とします。

(1)保険料払込方法（回数）が年払または月払の保険契約

$$(第1回年金額) \times (会社所定の率) \times \left[\frac{\text{経過年月数}}{\text{保険料払込期間}} \right]$$

(2)保険料払込方法（回数）が一時払の保険契約

$$(一時払保険料) + [(第1回年金額) \times (会社所定の率) - (一時払保険料)] \times \left[\frac{\text{経過年月数}}{\text{契約日から年金開始日の前日までの期間}} \right]$$

（注）「経過年月数」とは、契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月ごと応当日の前日までの年月数とします。

別表 29 中の会社所定の率

	5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金
①保険料払込方法（回数）が年払または月払の保険契約	4.889	9.393	13.544
②保険料払込方法（回数）が一時払の保険契約	4.951	9.663	14.148

※一部一時払部分については①の表を適用します。



「ずっともっとサービス」 等について

ご契約の際等に発行するお客様IDを用いて、利用できるサービスの内容等について、記載しています。(契約者が個人の場合と法人の場合、それぞれについて記載しています。)

「ずっともっとサービス」等について

①契約者が個人の場合

「ずっともっとサービス」および「自動取引サービス」について

お客様IDおよびパスワード（数字4桁の暗証番号）が発行された個人のお客様は、「ずっともっとサービス」や「自動取引サービス」等の各種サービスを利用できます。

○ご契約の際には、お客様ID発行手続が必要です。また、既にお客様IDが発行されている場合には、ご契約をお客様ID規程適用契約^①として追加します。



■次のご契約は、お客様ID規程適用契約とはなりません。

- ・財形保険
- ・企業年金保険・団体定期保険等の企業保険
- ・その他所定のご契約



①お客様ID規程適用契約

「お客様ID発行申込書」等で確認したご契約です。
当社ホームページ等から、確認ください。

①お客様ID・パスワードについて^②

名称	内容
お客様ID	お客様のご契約をとりまとめてお客様IDを発行します。お客様IDは、「ずっともっとサービス」や「自動取引サービス」等を利用する際に必要な11桁の数字です。
パスワード (数字4桁の 暗証番号)	お客様ID発行手続後、お客様によるパスワードの設定が必要です。 パスワードは、「ずっともっとサービス」や「自動取引サービス」等を利用する際に必要な4桁の数字です。



■保険金等の税法上の取扱いは、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

お客様ID発行手続時等において別名義のご契約を契約者変更し、同一のお客様IDにとりまとめる場合等には留意ください。

■お客様ID規程適用契約の満期、解約、契約者変更等によりお客様ID規程適用契約がすべて消滅した場合、または、契約者が死亡した場合には、お客様IDは消滅します。

■お客様IDを含めた各種サービスの内容については、将来、補充、変更または廃止することがあります。

お客様ID規程の補充、変更、廃止については、変更内容および変更日を通知もしくは公告し、または店頭等に表示します。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降はこの規程の適用を終了します。

■お客様IDが発行されたお客様のご契約内容、申込書^③記載事項、その他の知り得た情報について、各種サービスの提供を目的として業務上必要な範囲で利用し、または業務上必要な範囲でグループ会社や提携会社等に提供し利用することができます。

②詳細は、「お客様ID規程」および別途送付する「ずっともっとサービス・自動取引サービスのしおり」を確認ください。

③申込書

当社所定の端末を使用する方法を含みます。

②「ずっともっとサービス」について^①

○「ずっともっとサービス」とは、お客様IDが発行された個人のお客様が利用できるサービスであり、以下の4つのメニューがあります。^②

サンクスマイルメニュー

サンクスマイルが貯まる^③

アフターサービスに必要となる、お客様ご自身とご家族（配偶者様・お子さま・お孫さま）の情報を登録した場合等に、サンクスマイルが貯まります。

サンクスマイルを使う

貯まったサンクスマイルは好きなときにさまざまな賞品と交換できます。

ハッピープレゼントメニュー^④

お客様ご自身とご家族（配偶者様・お子さま・お孫さま）のライフイベント等^⑤を連絡すると、お祝いの記念品としてプレゼントを届けます。対象となるライフイベント等は、「ご結婚」「ご誕生」等です。

プレミアムチャンスメニュー

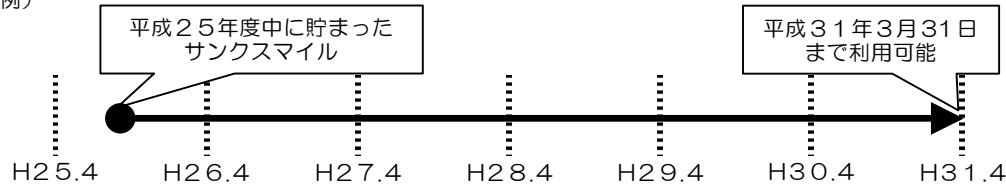
応募した方の中から抽選で、素敵なプレゼントが当たります。

ハートフルサポートメニュー^⑥

健康・介護を支援するさまざまなサービスを利用できます。

○サンクスマイルには有効期限があります。4月1日から翌年3月31日までの1年間で貯まったサンクスマイルを当年度のサンクスマイルとし、当年度のサンクスマイルの有効期限は、5年後の3月31日までとします。

(例)



注意

■ご契約の解約等によりお客様IDが消滅した場合、「ずっともっとサービス」の利用を停止し、サンクスマイルは消滅します。また、お客様IDの対象となるご契約が全て失効した場合には、サンクスマイルの使用やハッピープレゼントおよびプレミアムチャンスの申込み等はできません。

■登録した情報が事実と異なる場合等、当社がサンクスマイルを取消すことが適切であると判断した場合には、サンクスマイルを取消すことがあります。

■「ずっともっとサービス」は、将来、変更または廃止することがあります。

ずっともっとサービス規程の変更、廃止については、変更内容および変更日を通知もしくは公告し、または当社ホームページ等に表示します。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降はこの規程の適用を終了します。

①詳細は、「ずっともっとサービス規程」および別途送付する「ずっともっとサービス・自動取引サービスのしおり」を確認ください。

②法人のお客様は対象外です。また、個人のお客様であっても、お客様IDが発行されていないお客様は対象外です。



③サンクスマイルを貯める方法やライフイベント等の詳細は、当社ホームページや別途送付する「ずっともっとサービス・自動取引サービスのしおり」を確認ください。

④サンクスマイルを使わなくても利用できるサービスです。

③「自動取引サービス」について^①

○お客様IDおよびパスワードを利用することで、ホームページや電話（はいっ！TEL）から、次のサービスを利用できます。

【利用できる主なサービス】^②

- ・ 契約貸付金の借入れ・返済
- ・ 積立配当金の引出し
- ・ 据置祝金・据置保険金の引出し

等

①利用できるサービスの詳細は、別途送付する「ずっともっとサービス・自動取引サービスのしおり」を確認ください。

②ご契約内容によっては利用できない場合があります。



注意

■すでにニッセイカードをお持ちの方は、契約日が平成24年4月1日以前の所定のご契約についてのみ、引き続きATMによる取引きを利用できます。

■ただし、契約日が平成24年4月1日以前の所定のご契約が、保障見直し制度の利用等によりすべて消滅した場合は、ATMによる取引きを利用できなくなります。

■なお、平成24年4月2日以降はニッセイカードを新規に発行しません。

②契約者が法人の場合

「法人ずっともっとサービス」について

お客様ＩＤ、パスワード（数字4桁の暗証番号）およびセキュリティコード（8～20桁の英数字）が発行された法人のお客様は、「法人ずっともっとサービス」（ニッセイ法人インターネットサービスおよび経営相談・福利厚生サービス）等の各種サービスを利用できます。

○ご契約の際には、お客様ＩＤ発行手続が必要です。また、既にお客様ＩＤが発行されている場合には、ご契約を法人向けお客様ＩＤ規程適用契約^①として追加します。



■次の契約は、法人向けお客様ＩＤ規程適用契約とはなりません。

- ・財形保険
- ・企業年金保険・団体定期保険等の企業保険
- ・その他所定のご契約



①法人向けお客様ＩＤ規程適用契約
「お客様ＩＤ発行申込書」等で確認したご契約です。
当社ホームページ等から、確認ください。

①お客様ＩＤ・パスワード・セキュリティコードについて^②

名称	内容
お客様ＩＤ	お客様のご契約をとりまとめてお客様ＩＤを発行します。お客様ＩＤは「法人ずっともっとサービス」等を利用する際に必要な11桁の数字です。
パスワード (数字4桁の 暗証番号)	お客様ＩＤ発行手続後、パスワードを発行します。インターネットによるお客様ＩＤ発行手続きの場合、お客様によるパスワードの設定が必要です。パスワードは、「ニッセイ法人インターネットサービス」を利用する際に必要な4桁の数字です。
セキュリティ コード (8～20桁 の英数字)	お客様ＩＤ発行手続き後、お客様によるセキュリティコードの設定が必要です。セキュリティコードは、「ニッセイ法人インターネットサービス」を利用する際に必要な8～20桁の英数字です。



■保険金等の税法上の取扱いは、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

お客様ＩＤ発行手続時等において別名義のご契約を契約者変更し、同一のお客様ＩＤにとりまとめる場合等には留意ください。

■法人向けお客様ＩＤ規程適用契約の満期、解約、契約者変更等により法人向けお客様ＩＤ規程適用契約がすべて消滅した場合には、お客様ＩＤは消滅します。

■お客様ＩＤを含めた各種サービスの内容については、将来、変更または廃止することがあります。

法人向けお客様ＩＤ規程の内容の変更または廃止については、変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を当社ホームページにおいて告知します。

この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降はこの規程の適用を終了します。

■お客様ＩＤが発行されたお客様のご契約内容、申込書記載事項、その他の知り得た情報について、各種サービスの提供を目的として業務上必要な範囲で利用し、または業務上必要な範囲でグループ会社や提携会社等に提供し利用することができます。

ずっともっとサービス
等について

「ずっともっとサービス」等について

②「法人ずっともっとサービス」について^①

- 「法人ずっともっとサービス」とは、お客様IDが発行された法人のお客様が利用できるサービスです。^②
- 「法人ずっともっとサービス」では、「ニッセイ法人インターネットサービス」を利用する際に、オンライン上で資金取引を行うことができるよう、取引口座を指定する必要があります。

ニッセイ法人インターネットサービス^③

契約内容の確認や資金取引等、さまざまな機能が普段お使いのパソコンからインターネット上で利用できます。（ご契約内容によっては利用できない場合があります。）

サービス	概要
加入契約内容情報照会サービス	ご契約の一覧、各契約内容の詳細（保険金額・給付金額等）を確認できます。
経理処理情報照会サービス	事業年度分の保険料に関する経理処理情報を確認できます。
将来受取額情報照会サービス	将来にわたる解約払戻金の概算額の推移を確認できます。
資金取引サービス	「契約貸付金の借入れ、積立配当金の引出し、据置保険金等の引出し等」のオンライン手続きができます。

経営相談・福利厚生サービス^④

経営実務に関するご相談・保険税務に関するご質問等に税理士等の専門家が答える経営相談サービス、宿泊施設の優待割引や、暮らしに役立つ各種割引を活用できる福利厚生サービスが利用できます。

サービス	概要
経営相談サービス	経営に関するさまざまなご質問や、名義変更時・保障見直し制度利用時の経理処理等の保険税務に関するご質問にも、税理士等の専門家がFAXまたはEメールで回答します。
福利厚生サービス	国内ホテル・旅館等およそ6万力所の宿泊施設の優待割引や、人間ドック・健康診断等の優待等、さまざまなサービスを割安で利用できます。



■ご契約の解約等によりお客様IDが消滅した場合、「ニッセイ法人インターネットサービス」を利用できません。

■お客様IDが発行されたお客様のご契約内容、申込書記載事項、その他の知り得た情報について各種サービスの提供を目的として業務上必要な範囲で利用し、または業務上必要な範囲でグループ会社や提携会社等に提供し利用することができます。

■「法人ずっともっとサービス」は、将来、変更または廃止することがあります。

① 詳細は、「法人向けお客様ID規程」および別途送付する「法人ずっともっとサービスのしおり」を確認ください。

②個人のお客様は対象外です。また、法人のお客様であっても、お客様IDが発行されていないお客様等、一部対象外となる場合があります。

③お客様ID、パスワードおよびセキュリティコードで利用できるサービスです。

④お客様IDのみで利用できるサービスです。

契約者が法人の場合の保険金等の受取人

「7. 保障内容」の「⑥3大疾病保障保険～⑪特定損傷保険」および「⑬リビング・ニーズ特約」において「被保険者」が受取人となっている保険金等について、次の場合は「法人（契約者）」が受取人となります。

- ・契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金がない保険契約の場合は、死亡時支払金受取人）である場合

ただし、組み合わせた複数の保険契約に養老保険または年金保険がある場合、次のとおり取扱います。

＜組み合わせた複数の保険契約に養老保険がある場合＞

契約者が法人であり、かつ、契約者が満期保険金受取人および死亡保険金受取人である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

＜組み合わせた複数の保険契約に年金保険がある場合＞

契約者が法人であり、かつ、契約者が年金受取人および死亡保険金受取人である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

用語の説明

1. ご契約のしおり等における表記

(1) 「障がい」の表記

「ご契約のしおり」や「契約内容通知書」等では、「障害」を「障がい」と表記しています。

法律、政令、規則等の法令や、約款で用いられている用語についても、「障害」を「障がい」と表記しています。

- 例) 「ご契約のしおり」における表記 ⇒ 身体障がい者手帳
 「身体障害者福祉法」における表記 ⇒ 身体障害者手帳

(2) 「がん」の表記

「ご契約のしおり」に記載されている「がん（悪性新生物）」、「がん（上皮内新生物等）」、「がん」とは次のとおりです。

名称	内容
(1) 「がん（悪性新生物）」	約款「別表3 対象となる悪性新生物」に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物（皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物）」は含みません。
(2) 「がん（上皮内新生物等）」	約款「別表6 対象となる上皮内新生物等」に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物（皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物）」をいいます。
(3) 「がん」	約款「別表23 対象となるがん」に定める「がん」をいい、(1)と(2)をあわせたものをいいます。

※上記約款「別表3 対象となる悪性新生物」等については、「約款抜粋」の別表3、別表6、別表23を確認ください。

«「がん」の具体例»

- | | |
|-------------|---|
| がん（悪性新生物） | ⇒ 悪性リンパ腫、甲状腺がん、肺がん、白血病、皮膚の悪性黒色腫 等 |
| がん（上皮内新生物等） | ⇒ 子宮頸がん〇期、非浸潤がん、食道上皮内がん、大腸粘膜内がん、
皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん 等 |

2. 保険用語の説明

	保険用語	説明
か	解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合や、所定の期日内に保険料の払込みがない場合等に、保険期間の途中で当社がご契約または特約を消滅させることをいいます。
	解約 (かいやく)	保険期間の途中で、契約者の意思によりご契約または特約を消滅させることをいいます。
	解約払戻金 (かいやくはらいもどしきん)	ご契約を解約された場合等に、契約者に払戻すお金をいいます。
き	給付金 (きゅうふきん)	入院をしたときや、所定の手術を受けたとき等にお支払いするお金をいいます。
け	契約応当日 (けいやくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日をいいます。また、月ごと応当日は、各月の契約日に対応する日をいいます。 〔例〕2013年6月1日契約の場合 契約応当日 ⇒ 毎年の6月1日 月ごと応当日 ⇒ 毎月の1日
	契約者 (けいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（例えば、契約内容変更等の請求権）と義務（例えば、保険料支払義務）を有する人をいいます。
	契約内容通知書 (けいやくないようつうちしょ)	ご契約の保険金額、給付日額や保険期間等の契約内容を具体的に記載したものをおいいます。
	契約年齢 (けいやくねんれい)	契約における被保険者の年齢をいいます。この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。この年齢の計算方式を「満年齢方式」といいます。 〔例〕35歳7ヶ月の被保険者の方の契約年齢は35歳になります。 なお、ご契約後の被保険者の年齢は、毎年の契約応当日に1歳ずつ加えて計算します。 ※ご契約のしおりにおける年齢は、原則として「契約年齢」またはご契約後の「被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
	契約日 (けいやくび)	保険期間等の計算の基準日をいいます。
こ	更新 (こうしん)	保険期間が満了を迎ても、その翌日（更新日）以後、診査や告知なしで保障を継続できる制度のことをいいます。 更新後の保険料は、更新日の被保険者の年齢・保険料率により再計算します。（同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は、通常、更新前より高くなります。）
	告知義務 (こくちぎむ)	契約者や被保険者はご契約の申込みに際して、過去の傷病歴、現在の健康状態等、「告知書（告知入力画面）」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入（告知）いただくことを要します。また、当社指定の医師が口頭で告知を求める場合にも同様に、事実をありのまま正確にお伝え（告知）いただくことを要します。 これらを告知義務といいます。
	告知義務違反 (こくちぎむいはん)	「告知書（告知入力画面）」の質問事項または医師からの質問に対して、事実が告げられなかっただきには、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

	保険用語	説明
	告知書 (こくちしょ)	ご契約の申込みに際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態・身体の障がい状態・職業等について記入していただく書面のことをいいます。 ※当社所定の端末にて告知いただく場合には、「告知入力画面」といいます。
さ	催告 (さいこく)	払込期月内に保険料の払込みがないご契約の契約者や、契約貸付制度による貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みや貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。
し	指定代理請求人 (していだいりせいきゅうにん)	所定の保険金等について、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるとき、保険金等の受取人に代わって請求を行うために、被保険者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲内で、被保険者の同意を得てあらかじめ契約者が指定した人をいいます。
	支払限度 (しはらいげんど)	約款で定める、保険金等のお支払いに関する通算の支払日数や回数の限度のことをいいます。
	支払事由 (しはらいじゆう)	約款で定める、保険金等をお支払いする事由をいいます。 この支払事由に該当した場合に、保険金等をお支払いします。
	死亡一時金 (しほういちじきん)	第1回年金支払基準日以後に被保険者が死亡した場合にお支払いするお金をいいます。
	死亡時支払金受取人 (しほうじしはらいきんうけとりにん)	契約者が被保険者の同意を得て指定した人で、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金、保険料前納金の残額、積み立てた配当金等があるときに、これらを受取ることができる人をいいます。 (総合医療保険・がん医療保険・特定損傷保険の場合に指定する人です。)
	診査 (しんさ)	医師扱のご契約を申込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただくことをいいます。 また、健康診断または人間ドックの結果資料を提出いただくことで診査に代える方法等もあります。
せ	責任開始時／責任開始の日 (せきにんかいじじ／せきにんかいしのひ)	当社がご契約上の保障を開始する時点を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。
	責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。
	前納 (ぜんのう)	年払契約において、将来の年払保険料を、所定の方法により、あらかじめ指定した回数分だけまとめて払込みいただくことをいいます。 この場合、所定の利率で保険料を割引きます。
つ	月ごと応当日 (つきごとおうとうび)	⇒「契約応当日」を参照ください。
て	定款 (ていかん)	当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載したものをおいいます。
と	特別条件 (とくべつじょうけん)	ご契約を引受けるにあたり、被保険者の現在の健康状態や過去の傷病歴等に応じてご契約に対する条件（保険料を割増して払込みいただく等）のことをいいます。
	特約 (とくやく)	契約者の申出にもとづいた手続きをするためや、普通保険約款（契約基本約款と各給付約款から構成されます。）に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で付加するものをいいます。

	保険用語	説明
ね	年金 (ねんきん)	年金支払期間中の毎年の年金支払基準日に被保険者が生存している場合にお支払いするお金をいいます。
	年金開始日 (ねんきんかいしひ)	被保険者の年齢が、ご契約時に選択した年金開始年齢に達する契約応当日をいいます。
	年金原資 (ねんきんげんし)	年金開始日の前日における責任準備金をいいます。
	年金支払基準日 (ねんきんしはらいきじゅんび)	年金支払基準日は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ●第1回目 年金開始日 ●第2回目以後 第1回年金支払基準日の毎年の応当日
	年金の現価 (ねんきんのげんか)	将来の年金をお支払いするために必要な現在の積立金をいいます。 (将来の年金額を所定の利率で割引いて計算します。)
は	配当金 (はいとうきん)	決算によって生じた剰余金から契約者等に分配されるお金をいいます。
	払込期月 (はらいこみきげつ)	毎回の保険料を払込みいただく期間をいい、具体的な払込期月は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ●第1回目の保険料 責任開始の日から翌月の末日まで ●第2回目以後の保険料 月ごと応当日（年払の場合には契約応当日）の属する月の1日から末日まで
ひ	被保険者 (ひほけんしゃ)	その人の生死等が保険の対象とされる人をいいます。
ほ	保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡や入院・手術等の支払事由が発生した場合等に、保険金等の支払対象となります。
	保険金 (ほけんきん)	被保険者が死亡した場合等に、お支払いするお金をいいます。
	保険金等の受取人 (ほけんきんとうのうけとりにん)	保険金、年金、給付金、死亡一時金を受取る人をいいます。
	保険年度 (ほけんねんど)	保険期間の始期（契約日）から起算して、満1力年を第1保険年度といいます。以下順次、第2保険年度、第3保険年度……と保険年度を定めます。
	保険料 (ほけんりょう)	契約者に払込みいただくお金をいいます。
	保険料期間 (ほけんりょうときかん)	保険料が充当される期間のことをいいます。 月ごと応当日（年払の場合には、契約応当日）からその翌月の月ごと応当日（年払の場合には、その翌年の契約応当日）の前日までの期間となります。 ＊第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと応当日（年払の場合には、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。
	保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	保険料を払込みいただく期間のことをいいます。
	保険料率 (ほけんりょうりつ)	保険料を計算する際に用いる率のことをいいます。保険料は、基準となる保険金額や給付日額等に保険料率を乗じて計算されます。

	保険用語	説明
み	未払込保険料 (みはらいこみほけんりょう)	すでに到来している保険料期間に対応する保険料のうち、まだ払込まれていない保険料のことをいいます。
め	免責事由 (めんせきじゆう)	約款で定める、保険金等をお支払いできない事由をいいます。 支払事由に該当した場合でも、この免責事由に該当した場合には保険金等をお支払いできません。
や	約款 (やっかん)	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを記載したもので、普通保険約款（契約基本約款と各給付約款から構成されます。）と特約約款があります。
よ	予定利率 (よていりりつ)	保険料を算出するにあたり、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、その分の保険料を割引くときの割引率をいいます。

MEMO

MEMO

MEMO

お客様窓口（ニッセイ・ライフプラザ）

(2013年1月現在)

都道府県	店舗	郵便番号	所在地	電話番号	営業時間(注)	
					9:00 ～ 15:30	9:00 ～ 18:00
北海道	ライフプラザ札幌	060-0003	札幌市中央区北3条西4-1-1 日本生命札幌ビル3F	011-207-0160		○
	ライフプラザ釧路	085-0014	釧路市末広町9-2-5 日本生命釧路末広町ビル4F	0154-22-7131		○
	ライフプラザ旭川	070-0033	旭川市三条通9-右1 日本生命旭川ビル1F	0166-26-1481		○
	ライフプラザ苫小牧	053-0023	苫小牧市錦町1-1-1 日本生命苫小牧ビル 1F	0144-36-1211		○
	ライフプラザ函館	040-0064	函館市大手町12-8 ニッセイ函館ビル1F	0138-26-2121		○
青森県	ライフプラザ青森	030-8604	青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル 1F	017-775-1611		○
岩手県	ライフプラザ盛岡	020-0022	盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル1F	019-623-2321		○
宮城県	ライフプラザ仙台	980-0802	仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台西ビル1F	022-213-1473		○
秋田県	ライフプラザ秋田	010-0001	秋田市中通4-2-7 日本生命秋田中央通ビル4F	018-833-5171		○
山形県	ライフプラザ山形	990-0031	山形市十日町2-1-2 日本生命山形ビル4F	023-622-2511		○
福島県	ライフプラザ福島	960-8041	福島市大町5-6 日本生命福島ビル5F	024-521-1201		○
	ライフプラザ郡山	963-8580	郡山市駅前2-12-2 日本生命郡山駅前ビル5F	024-932-0632		○
茨城県	ライフプラザ水戸	310-8602	水戸市泉町2-2-27 ニッセイ水戸ビル1F	029-231-5225		○
栃木県	ライフプラザ宇都宮	320-0033	宇都宮市本町4-15 N Iビル6F	028-622-8161		○
	ライフプラザ小山	323-0023	小山市中央町2-1-15 日本生命小山ビル2F	0285-23-6065		○
群馬県	ライフプラザ群馬	371-0024	前橋市表町2-9-7 日本生命前橋ビル1F	027-224-9113		○
	ライフプラザ太田	373-8688	太田市飯田町1321 ニッセイ太田ビル1F	0276-45-7431		○
埼玉県	ライフプラザ大宮	330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル3F	048-647-7760		○
	ライフプラザ川越	350-1123	川越市脇田本町14-1 日本生命川越ビル1F	049-244-3960		○
	ライフプラザ熊谷	360-0037	熊谷市筑波2-48-1 大栄日生熊谷ビル7F	048-522-4873		○
	ライフプラザ越谷	343-0845	越谷市南越谷1-16-13 ニッセイ越谷ビル1F	048-987-3312		○
千葉県	ライフプラザ千葉	260-0015	千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル1F	043-226-8551		○
	ライフプラザ船橋	273-0011	船橋市湊町2-1-1 ニッセイ船橋ビル1F	047-431-9383		○
	ライフプラザ柏	277-0023	柏市中央1-1-3 日本生命柏ビル1F	04-7166-6843		○
	ライフプラザ成田	286-0033	成田市花崎町951 ニッセイ成田ビル2F	0476-22-7632		○
東京都	※ライフプラザ丸の内	100-8288	千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビルB1F	03-5533-1087	9:00～20:00	
	※ライフプラザ品川	108-0075	港区港南2-16-4 品川グランドセントラルタワー2F	03-3471-6301	9:00～20:00	
	※ライフプラザ新宿	163-0801	新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル1F	03-3346-8437	9:00～20:00	
	ライフプラザ上野	110-0015	台東区東上野2-18-10 日本生命上野ビル1F	03-3836-6835		○
	ライフプラザ錦糸町	130-0022	墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル3F	03-3635-9731		○
	ライフプラザ渋谷	150-0041	渋谷区神南1-21-1 日本生命渋谷ビル4F	03-3476-5512		○
	ライフプラザ池袋	170-0013	豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル2F	03-3983-4961		○
	ライフプラザ立川	190-0012	立川市曙町2-20-5 立川ニッセイAHビル1F	042-524-0245		○
	ライフプラザ吉祥寺	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル2F	0422-23-2581		○
	ライフプラザ町田	194-0022	町田市森野1-13-14 日本生命町田ビル1F	042-725-0365		○
神奈川県	ライフプラザ横浜	220-0004	横浜市西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル6F	045-311-2811		○
	ライフプラザ川崎	210-0015	川崎市川崎区南町1-1 日本生命川崎ビル6F	044-245-1920		○
	ライフプラザ湘南	251-0052	藤沢市藤沢462 日本生命藤沢駅前ビル8F	0466-25-9372		○
新潟県	ライフプラザ新潟	950-0901	新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル10F	025-241-6621		○
	ライフプラザ長岡	940-0066	長岡市東坂之上町3-2-6 日本生命長岡ビル1F	0258-36-5541		○
富山県	ライフプラザ富山	930-8610	富山市総曲輪1-5-24 日本生命富山ビル1F	076-441-2101		○
石川県	ライフプラザ金沢	920-0869	金沢市上堤町1-28 日本生命金沢ビル4F	076-261-0191		○
福井県	ライフプラザ福井	910-0023	福井市順化1-21-1 ニッセイ福井ビル7F	0776-23-8800		○
山梨県	ライフプラザ甲府	400-0031	甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル1F	055-222-1576		○
長野県	ライフプラザ長野	380-8655	長野市大字南長野南県町1040-1 日本生命県庁前ビル4F	026-227-7683		○
	ライフプラザ松本	390-8701	松本市深志1-1-17 ニッセイ松本ビル1F	0263-33-6633		○
岐阜県	ライフプラザ岐阜	500-8548	岐阜市金町6-6 ニッセイ岐阜ビル7F	058-264-7188		○
静岡県	ライフプラザ静岡	420-0853	静岡市葵区追手町1-6 日本生命静岡ビル1F	054-255-1151		○
	ライフプラザ浜松	430-0926	浜松市中区砂山町325-34 ニッセイ浜松駅前アネックス1F	053-453-8181		○
	ライフプラザ沼津	410-0801	沼津市大手町2-10-17 ニッセイ沼津ビル1F	055-962-8702		○
愛知県	※ライフプラザ名古屋	461-0005	名古屋市東区東桜1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル3F	052-952-7890	9:00～20:00	
	ライフプラザ名古屋駅前	450-0002	名古屋市中村区名駅2-45-7 松岡ビル1F	052-583-7381		○

都道府県	店舗	郵便番号	所在地	電話番号	営業時間(注)	
					9:00 ~ 15:30	9:00 ~ 18:00
愛知県	ライフプラザ刈谷	448-0842	刈谷市東陽町2-17-3 日本生命刈谷ビル1F	0566-28-6921	○	
	ライフプラザ豊田	471-0833	豊田市山之手8-137 日本生命豊田ビル1F	0565-27-4735	○	
	ライフプラザ愛知東	444-0044	岡崎市康生通南2-13 ニッセイ岡崎ビル2F	0564-26-1960	○	
	ライフプラザ豊橋	440-0076	豊橋市大橋通1-68 静銀ニッセイ豊橋ビル3F	0532-52-1540	○	
三重県	ライフプラザ津	514-0028	津市東丸之内20-12 日本生命津ビル6F	059-228-0311	○	
	ライフプラザ四日市	510-0084	四日市市栄町2-16 ニッセイ四日市ビル1F	059-351-6561	○	
滋賀県	ライフプラザ滋賀	520-0056	大津市末広町1-1 日本生命大津ビル7F	077-522-1569	○	
京都府	ライフプラザ京都	600-8007	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60 日本生命四条ビル3F	075-211-7816		○
大阪府	ライフプラザ天王寺	543-0055	大阪市天王寺区悲田院町8-22 日本生命天王寺ビル1F	06-6774-0776		○
	※ライフプラザ梅田	530-0017	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル25F	06-6311-6802	9:00~20:00	
	※ライフプラザ本店	541-8501	大阪市中央区今橋3-5-12 日本生命本店本館1F	06-6209-5543	9:00~20:00	
	ライフプラザ堺	590-0074	堺市堺区北花田口町3-2-6 ニッセイ堺東ビル3F	072-221-8250		○
	ライフプラザ池田	563-0025	池田市城南1-2-23 日本生命池田ビル1F	072-754-6937		○
	ライフプラザ京阪	573-0032	枚方市岡東町5-32 日本生命枚方ビル3F	072-845-0421		○
	ライフプラザ茨木	567-0031	茨木市春日2-2-8 星光ニッセイ茨木ビル1F	072-621-8970		○
	ライフプラザ布施	577-0056	東大阪市長堂2-1-22 星光布施ビル1F	06-6783-2999		○
	ライフプラザ神戸	651-8501	神戸市中央区小野柄通7-1-1 日本生命三宮駅前ビル1F	078-272-5577		○
	兵庫県	ライフプラザ姫路	670-0962	姫路市南駅前町100番 姫路パラシオ2ビル9F	079-289-0901	○
奈良県	ライフプラザ明石	673-0892	明石市本町2-1-26 ニッセイ明石ビル8F	078-912-2665	○	
	ライフプラザ奈良	630-8115	奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル1F	0742-23-1190		○
	和歌山県	ライフプラザ和歌山	640-8157	和歌山市八番丁11 日本生命八番丁ビル9F	073-423-9325	○
鳥取県	ライフプラザ鳥取	680-0822	鳥取市今町2-251 日本生命鳥取駅前ビル1F	0857-22-8501	○	
島根県	ライフプラザ松江	690-0007	松江市御手船場町551 ニッセイ松江ビル1F	0852-21-5185	○	
岡山県	ライフプラザ岡山	700-0903	岡山市北区幸町7-33 ニッセイ岡山幸町ビル8F	086-224-4691	○	
	ライフプラザ倉敷	710-0826	倉敷市老松町3-10-25 日本生命倉敷ビル1F	086-424-1261	○	
広島県	ライフプラザ広島	730-0811	広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル1F	082-248-1521	○	
	ライフプラザ福山	720-0811	福山市紅葉町2-27 日本生命福山ビル8F	084-923-5240	○	
山口県	ライフプラザ山口	750-0006	下関市南部町19-10 日本生命下関ビル1F	083-222-8111	○	
	ライフプラザ徳山	745-0034	周南市御幸通1-10 日本生命徳山ビル3F	0834-31-3001	○	
徳島県	ライフプラザ徳島	770-0841	徳島市八百屋町2-11 日本生命徳島ビル12F	088-654-5151	○	
香川県	ライフプラザ高松	760-0017	高松市番町1-1-5 ニッセイ高松ビル1F	087-825-0007	○	
愛媛県	ライフプラザ松山	790-0001	松山市一番町3-3-3 菅井・ニッセイビル1F	089-941-9585	○	
高知県	ライフプラザ高知	780-0870	高知市本町5-6-3 日本生命高知本町ビル1F	088-823-0271	○	
福岡県	ライフプラザ北九州	802-0005	北九州市小倉北区堺町1-3-15 日本生命小倉堺町ビル2F	093-531-0985		○
	ライフプラザ福岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前4-1-1 日本生命博多駅前第二ビル1F	092-483-0400		○
	ライフプラザ天神	810-0001	福岡市中央区天神1-14-1 日本生命福岡ビル1F	092-712-2311		○
	ライフプラザ久留米	830-0017	久留米市日吉町15-60 ニッセイ久留米ビル1F	0942-32-4470	○	
佐賀県	ライフプラザ佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1-14-40 ニッセイ佐賀駅前ビル1F	0952-32-2727	○	
長崎県	ライフプラザ佐世保	857-0862	佐世保市白南風町8-17 佐世保交通センタービル3F	0956-25-8050	○	
	ライフプラザ長崎	850-0033	長崎市万才町4-15 日本生命長崎ビル新館1F	095-823-6181	○	
熊本県	ライフプラザ熊本	860-0802	熊本市中央区中央街2-11 熊本サンニッセイビル1F	096-325-0131	○	
大分県	ライフプラザ大分	870-0027	大分市末広町1-1-18 ニッセイ大分駅前ビル2F	097-534-9207	○	
宮崎県	ライフプラザ宮崎	880-0812	宮崎市高千穂通2-5-32 日生宮崎駅前ビル1F	0985-24-7111	○	
鹿児島県	ライフプラザ鹿児島	890-8521	鹿児島市中央町18-1 南国センタービル1F	099-255-1101	○	
沖縄県	ライフプラザ那覇	900-0034	那覇市東町3-1 ニッセイ東町ビル1F	098-862-8511	○	

(注) 『営業時間』 月～金曜日（祝日、12/31～1/3は除きます。）

- ※の店舗は、18:00 以降、入出金をともなうお手続きなど、一部お受けできないお取扱いがございますので、ご来店の前に電話*でご照会ください。

『土曜日の保険相談サービス』 11:00～18:00（祝日、12/31～1/3は除きます。）

- 土曜日は保険相談サービスを実施しております（お手続きはお取扱いしておりません）。
- 予約制となっておりますので、事前に店舗までお電話*のうえご用件を受けたまわります。
- 実施店舗（8店舗）

「ライフプラザ川越」「ライフプラザ柏」「ライフプラザ丸の内」「ライフプラザ品川」「ライフプラザ立川」「ライフプラザ町田」「ライフプラザ名古屋」「ライフプラザ梅田」

*電話受付時間：月～金曜日 9:00～18:00（祝日、12/31～1/3は除きます。）

約款(CD-ROM)について

当社では、紙資源の使用削減による環境負荷軽減の取組みとして、「ご契約のしおり—定款・約款」の定款・約款等の内容をCD-ROMでお渡ししています。

CD-ROMを閲覧できる環境にない場合や、その他の理由で「約款冊子」の交付を希望される場合には、担当のニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

CD-ROMの閲覧動作環境（推奨）

(2013年4月現在)

	Windows	Macintosh
OS	Microsoft Windows XP、Vista、7、8	Mac OS X 10.5以上
ブラウザ	Microsoft Internet Explorer6.0以上 Firefox17以上	Firefox17以上 Safari4.0以上

※CD-ROMをご覧いただくには、Adobe Reader9.0以上が必要です。

最新版のAdobe Readerは、アドビシステムズ社のホームページから無料でダウンロードできます。

利用方法

- ①パソコンを起動させてください。
- ②CD-ROMをパソコンのCDドライブに挿入ください。
- ③自動的に起動し、次の画面が表示されますので、画面の指示に従って操作ください。

【自動的に表示される画面】



※自動的に画面が表示されない場合は、このCD-ROM内の「index」または「index.html」というアイコンをダブルクリックして実行ください。それ以降は、画面の指示に従って操作ください。

約款(CD-ROM)について

※CD-ROMを起動する際、次のようなメッセージが表示される場合があります。

セキュリティ保護のため、コンピュータにアクセスできるアクティブコンテンツは表示されないよう、Internet Explorerで制限されています。オプションを表示するには、ここをクリックしてください。

この場合は、次の手順に従って操作ください。

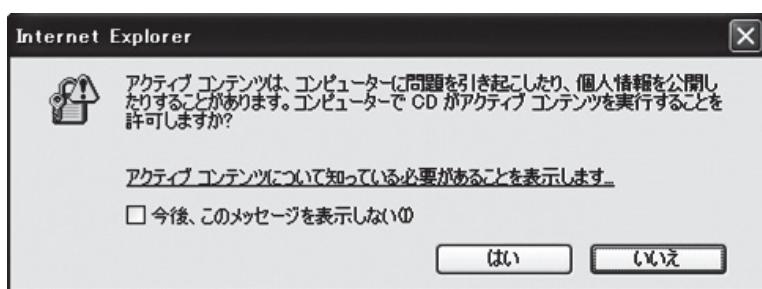
手順① メッセージが表示された【情報バー】をクリックください。



手順② 【情報バー】をクリックすると、次のショートカットメニューが表示されますので、【ブロックされているコンテンツを許可】をクリックください。



手順③ 【ブロックされているコンテンツを許可】をクリックすると、次の画面が表示される場合がありますので、【はい】をクリックください。



※上記は、Windows XPでInternet Explorer 6の場合です。他のOSやブラウザでは表示内容が異なる場合があります。



注意

- このCD-ROMを一般オーディオ用機器やゲーム機器などでは絶対に再生しないでください。大音量による聴覚障がいの発生、誤作動による機器破壊の恐れがあります。
- このCD-ROMをパソコンによる再生以外の目的で使用しないでください。

生命保険のお手続きやお問合せ

(2013年4月現在)

担当のニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口
またはニッセイコールセンターに連絡ください。

- プライバシー保護のため、お問合せ・お申し出は契約者ご本人からお願いします。

電話での手続き

ニッセイコールセンター

0120-201-021 (通話料無料)

携帯電話・PHSからも利用できます。

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

※祝日、12/31～1/3を除く

※ プライバシー保護のため、お問合せ・お申し出は契約者ご本人からお願いします。

※ お電話いただく際には、契約番号をお知らせください。

※ ニッセイコールセンターへのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から、録音させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※ 休日明けは混み合ってつながりにくい時がありますのでご了承ください。

窓口での手続き

当冊子のお客様窓口を参照ください。

ご契約者さま専用サービス



<http://www.nissay.co.jp>

日本生命

検索



携帯電話はこちらから



利用可能時間 月曜日 8:00～24:00

火～土曜日 24時間

日曜日・祝日 0:00～20:00

出金手続・一部変更手続きについて

月～土曜日 8:00～23:45

日曜日・祝日 8:00～20:00

※毎月25日直前の日曜日(19～25日のうちの日曜日)、12/31～1/3、5/3～5/5を除く

※上記以外にも、一部でご利用いただけない時間帯がございます。

詳しくは、当社ホームページを参照ください。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いします。
なお、後ほどお送りする契約内容通知書とともに大切に保管し、活用ください。

特に…

	しおりのページ
クーリング・オフ制度（契約申込みの撤回）	P15
健康状態等の告知義務	P23
責任開始（保障の開始）と契約日	P26
保険料の払込方法	P60
保険料の払込期月・保険料期間	P62
保険料の払込みの催告とご契約の解除	P64
保険金等をお支払いできない場合	P73
解約と解約払戻金	P82

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。
告知および保険料の受領など職員の役割を含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたらニッセイコールセンターにお問合せください。

日本生命保険相互会社

本 店 〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
東京本部 〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきまして

ニッセイコールセンター **0120-201-021** (通話料無料)

携帯電話・PHSからも利用できます。

受付時間：月～金曜日9:00～18:00 土曜日9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

取扱支社

営業部

取扱担当者